

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

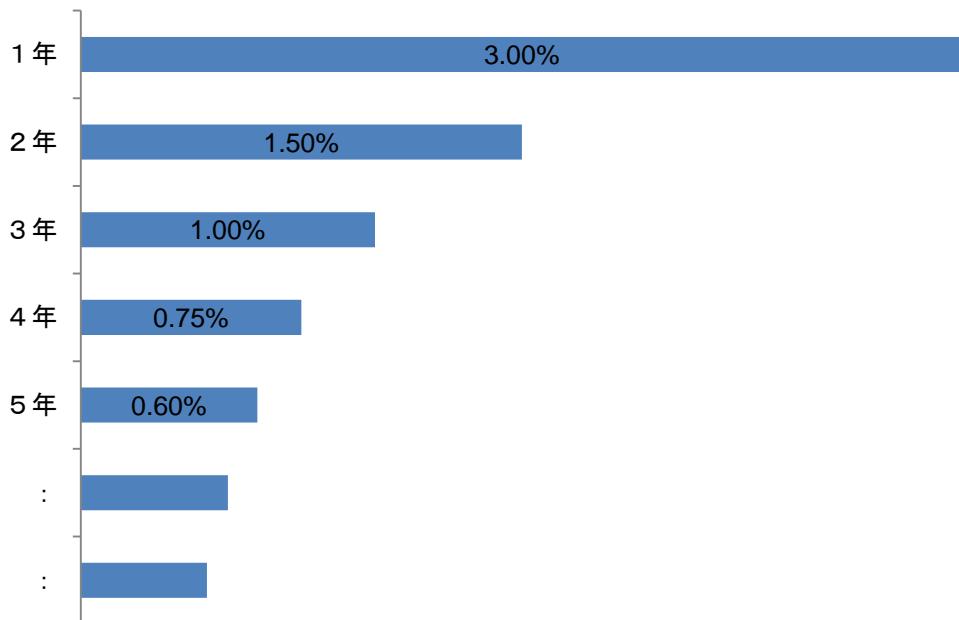
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2020年2月1日

野村つみたて外国株投信

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

●携帯サイト（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社



商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	なし	その他 (MSCI ACWI (除く日本、 配当込み、 円換算ベース))

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2019年12月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：38兆1651億円（2019年11月29日現在）

この目論見書により行なう野村つみたて外国株投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年7月26日に関東財務局長に提出しており、2019年7月27日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

主としてつみたて投資（定期的に継続して投資することをいいます。）によってご購入される資金の運用を行なうためのファンドです。

■ ファンドの特色

主要投資対象

外国の株式（新興国の株式^{※1}を含みます。）を実質的な主要投資対象^{※2}とします。

※1 DR（預託証書）を含みます。DRとはDepository Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2「実質的な主要投資対象」とは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

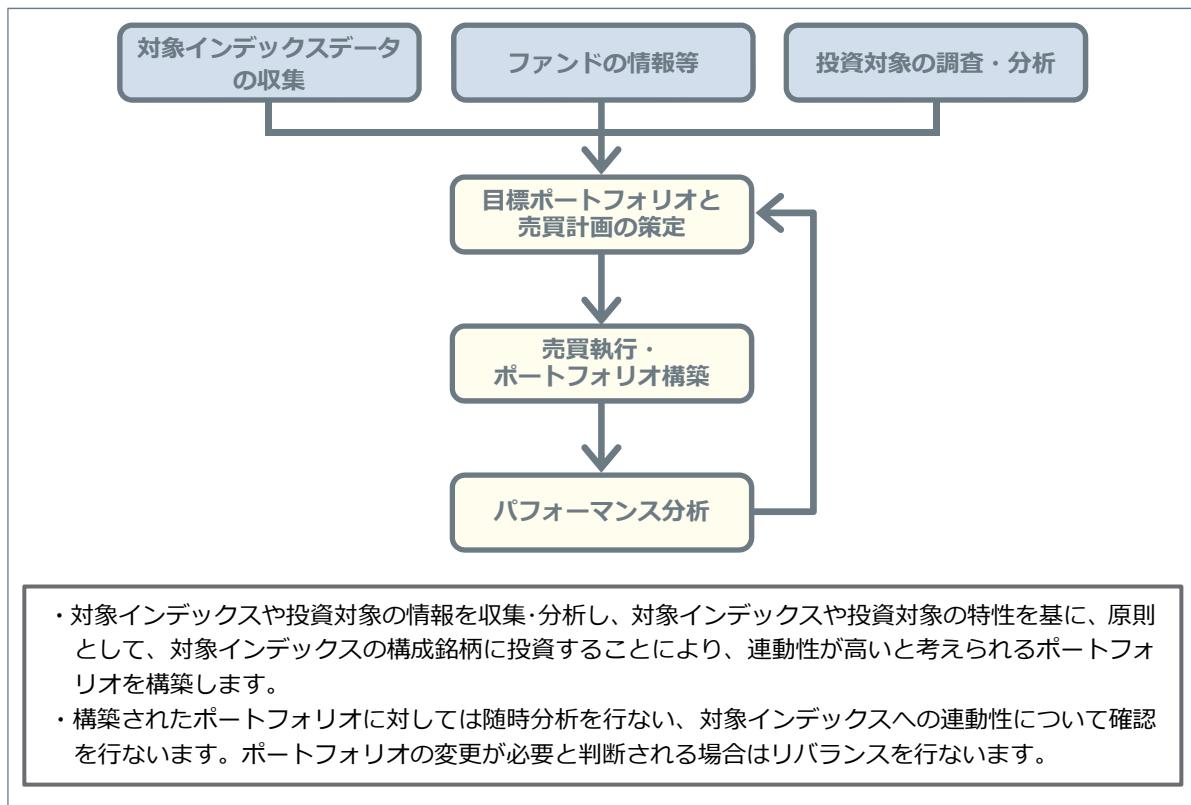
- 外国の株式（新興国の株式を含みます。）を実質的な主要投資対象とし、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
 - MSCI ACWIは、MSCIが算出する先進国と新興国の大型株および中型株から構成される指数です。MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■指数の著作権等について■

「MSCI ACWI (除く日本、配当込み、ドルベース)」は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

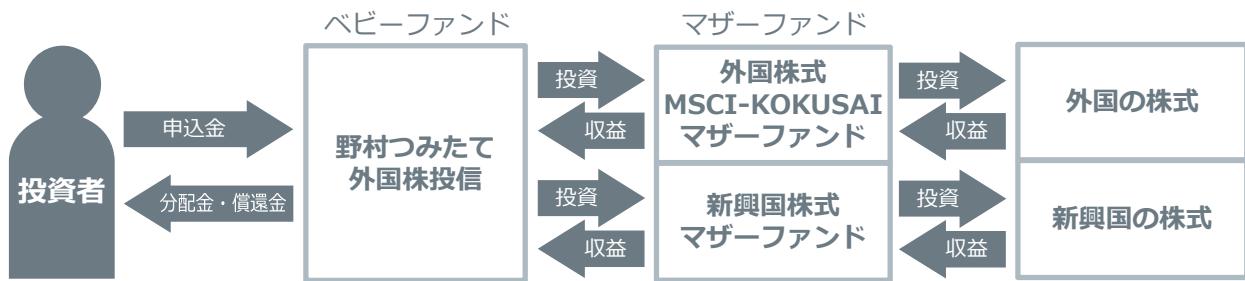
- 各マザーファンドへの投資配分比率は、MSCI ACWI (除く日本、配当込み) における先進国および新興国の割合をもとに決定します。
 - 投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。
 - 各マザーファンドの組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
- MSCI ACWI (除く日本、配当込み、円換算ベース) の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配の方針

原則、毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません**。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。



投資リスク

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

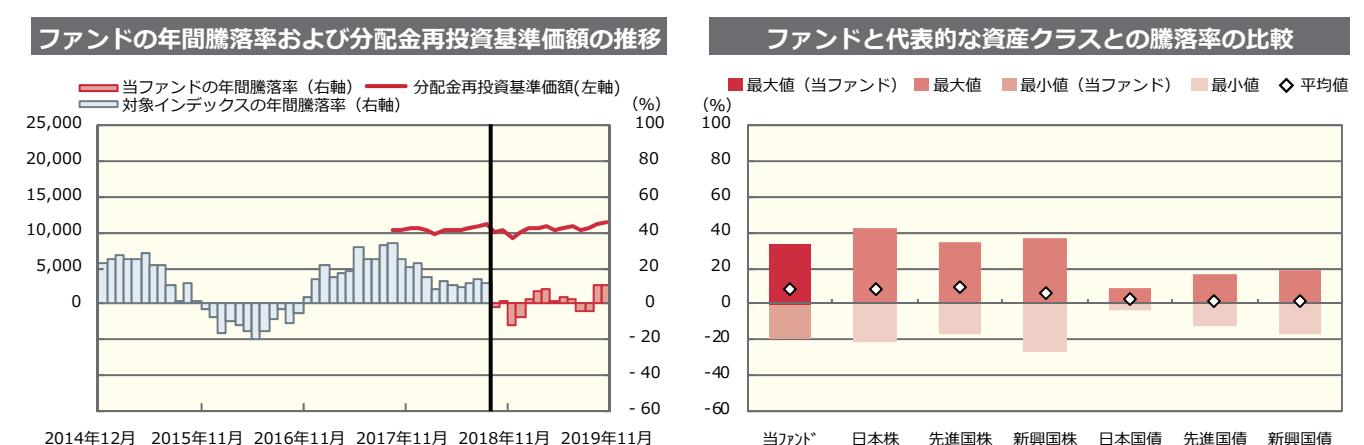
● パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行なっています。

● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

■ リスクの定量的比較 (2014年12月末～2019年11月末：月次)



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

なお、2018年9月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



投資リスク

＜代表的な資産クラスの指標＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

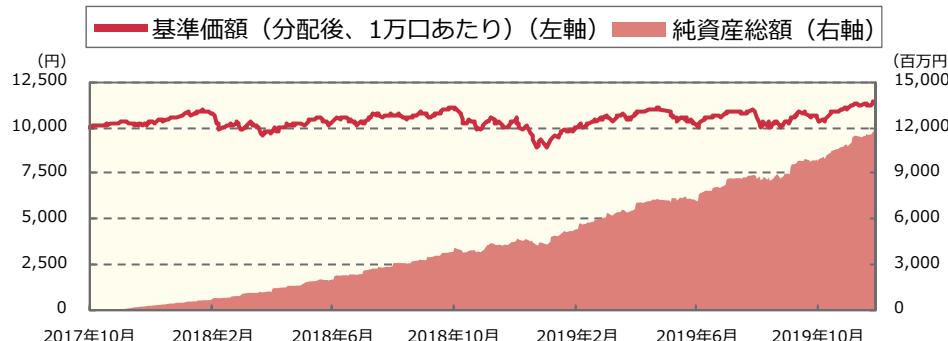
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関しあ切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指標に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますか、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットマークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スponsサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スponsサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スponsサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スponsサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スponsサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



運用実績 (2019年11月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2019年5月	0 円
2018年5月	0 円
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

銘柄	投資比率 (%)
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	87.5
新興国株式マザーファンド	12.4

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	2.6
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	2.4
3	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	1.6
4	FACEBOOK INC-A	インターネット・メディアおよびサービス	1.0
5	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	0.9
6	ALPHABET INC-CL C	インターネット・メディアおよびサービス	0.9
7	ALPHABET INC-CL A	インターネット・メディアおよびサービス	0.8
8	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	0.8
9	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術サービス	0.7
10	NESTLE SA-REG	食品	0.7

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	59.8
2	イギリス	5.0
3	フランス	3.5
4	カナダ	3.2
5	スイス	2.9

※ユーロについては発行国で記載しております。



運用実績 (2019年11月29日現在)

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	インターネット販売・通信販売	0.7
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.5
3	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット・メディアおよびサービス	0.5
4	XTRACKERS HARVEST CSI300 CHINA A-SHS ETF	—	0.5
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.4
6	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	0.2
7	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	0.1
8	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	0.1
9	NASPERS LTD-N SHS	インターネット販売・通信販売	0.1
10	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	0.1

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域（通貨別）	投資比率（%）
1	香港	2.5
2	アメリカ	2.2
3	台湾	1.4
4	韓国	1.4
5	インド	1.1

年間收益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2010年から2016年は対象インデックスの年間收益率。
- ・2017年は設定日（2017年10月2日）から年末までのファンドの收益率。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2019年7月27日から2020年7月31日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	無期限（2017年10月2日設定）
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	1兆円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 *上記は2019年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。		
	支払先の役務分の内容 (税抜)	委託会社	信託報酬率 ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
		販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
		受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 <ul style="list-style-type: none">・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料・外貨建資産の保管等に要する費用・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用・ファンドに関する租税等		



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2019年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

- ファンドの名称について

「野村つみたて外国株投信」を「つみたて外国株」という場合があります。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

野村つみたて外国株投信

追加型投信 海外 株式 インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2020年2月1日）

この目論見書により行なう野村つみたて外国株投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2019年7月26日に関東財務局長に提出しており、2019年7月27日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	： 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	： C E O 兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	： 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	： 該当事項はありません。

野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部 【証券情報】	3
(1) 【ファンドの名称】	3
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3) 【発行（売出）価額の総額】	3
(4) 【発行（売出）価格】	3
(5) 【申込手数料】	3
(6) 【申込単位】	4
(7) 【申込期間】	4
(8) 【申込取扱場所】	4
(9) 【払込期日】	4
(10) 【払込取扱場所】	4
(11) 【振替機関に関する事項】	4
(12) 【その他】	5
第二部 【ファンド情報】	6
第1 【ファンドの状況】	6
1 【ファンドの性格】	6
2 【投資方針】	12
3 【投資リスク】	22
4 【手数料等及び税金】	25
5 【運用状況】	28
第2 【管理及び運営】	42
1 【申込（販売）手続等】	42
2 【換金（解約）手続等】	43
3 【資産管理等の概要】	43
4 【受益者の権利等】	46
第3 【ファンドの経理状況】	48
1 【財務諸表】	50
【中間財務諸表】	132
2 【ファンドの現況】	144
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	145
第三部 【委託会社等の情報】	146
第1 【委託会社等の概況】	146
1 【委託会社等の概況】	146
2 【事業の内容及び営業の概況】	148
3 【委託会社等の経理状況】	149
4 【利害関係人との取引制限】	193
5 【その他】	193
約款	194

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村つみたて外国株投信

(以下「ファンド」といいます。なお、「つみたて外国株」と称する場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1 口単位または 1 円単位 (当初元本 1 口 = 1 円)

※分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2019 年 7 月 27 日から 2020 年 7 月 31 日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI ACWI (除く日本、配当込み、円換算ベース) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、主としてつみたて投資※によって取得される資金の運用を行なうためのファンドです。

※ つみたて投資とは定期的に継続して投資することをいいます。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村つみたて外国株投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	
追 加 型	海 外 内 外	債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特 殊 型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を除く)			
	年 2 回	日本			
	年 4 回	北米			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
	年 12 回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	中南米				
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	TOPIX
		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					その他 (MSCI ACWI(除く 日本、配当込み、 円換算ベース))

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

＜商品分類表定義＞

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への運動若しくは逆運動(一定倍の運動若しくは逆運動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目

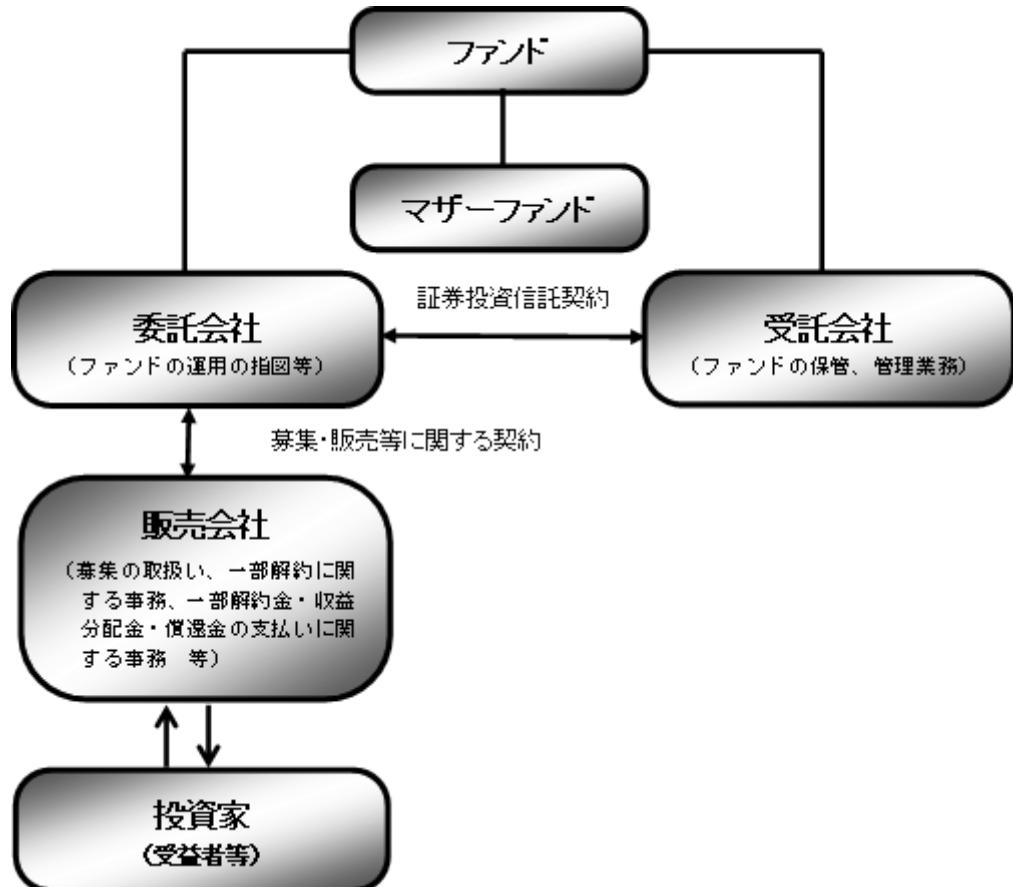
指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

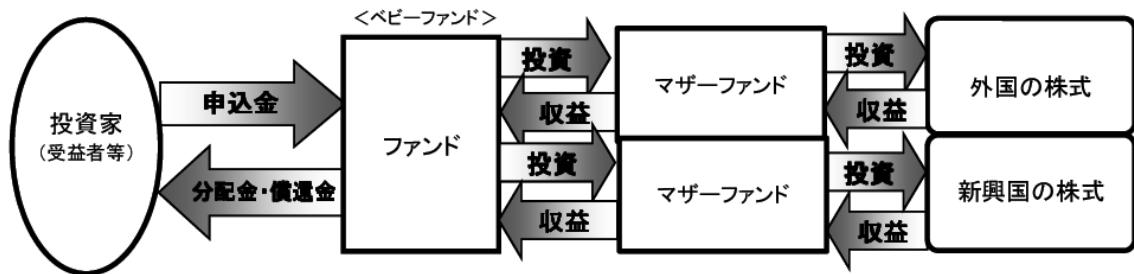
2017年10月2日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンド	野村つみたて外国株投信
マザーファンド (親投資信託)	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 新興国株式マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

■委託会社の概況(2019年12月末現在)■

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
- ・資本金の額
17,180 百万円
- ・会社の沿革

1959年12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

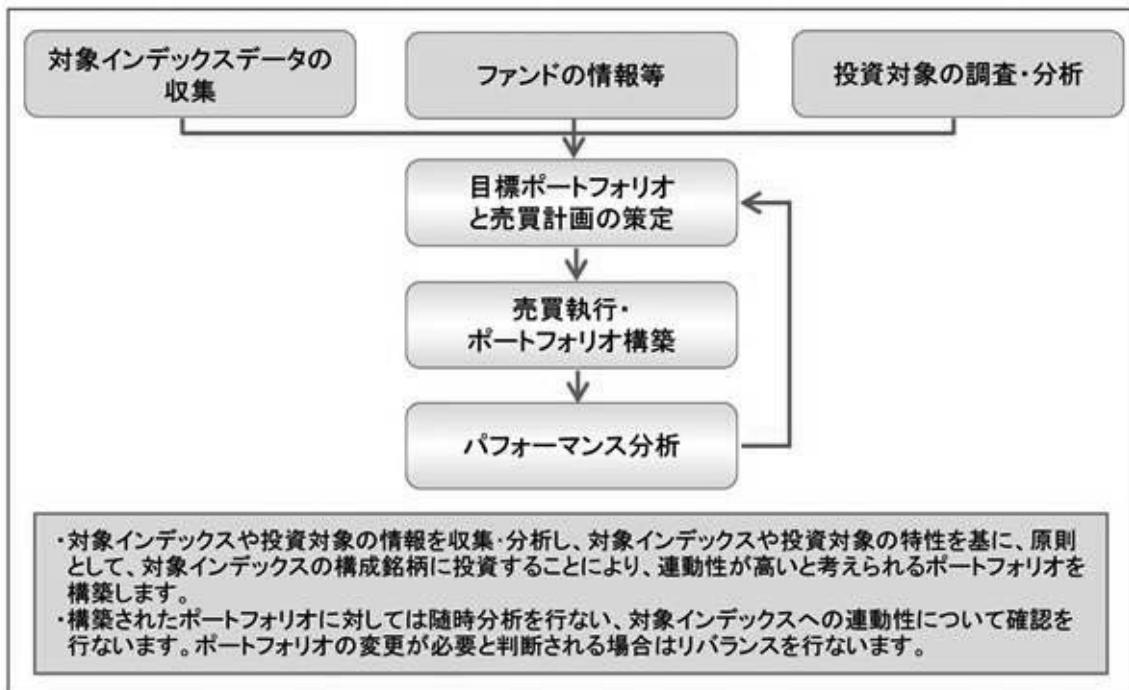
2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

● 外国の株式（新興国の株式を含みます。）を実質的な主要投資対象とし、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

・ MSCI ACWI は、MSCI が算出する先進国と新興国の大型株および中型株から構成される指標です。MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

● 各マザーファンドへの投資配分比率は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み）における先進国および新興国の割合をもとに決定します。

- ・ 投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。
- ・ 各マザーファンドの組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

● MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■指標の著作権等について■

「MSCI ACWI（除く日本、配当込み、ドルベース）」は、MSCI が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

外国の株式（新興国の株式^{※1}を含みます。）を実質的な主要投資対象^{※2}とします。

※1 DR（預託証書）を含みます。DRとはDepository Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

なお、株式に直接投資する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限の④、⑤及び⑧」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引*

*「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)マザーファンドの概要

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

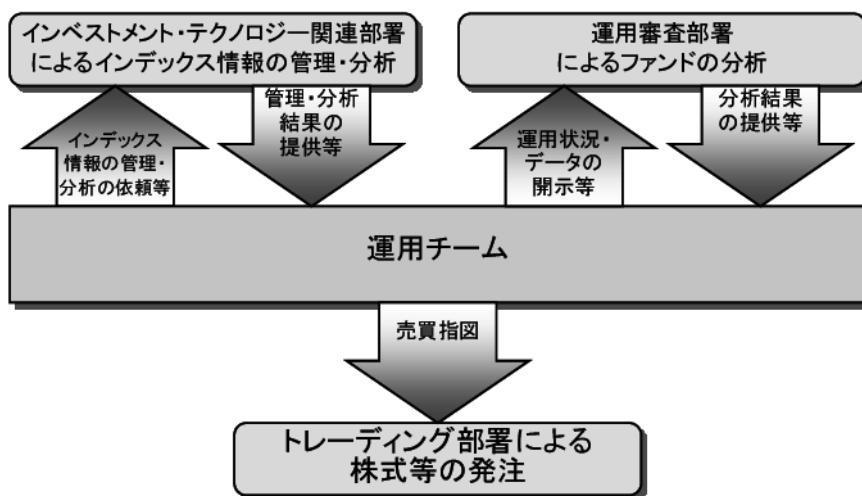
- ① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

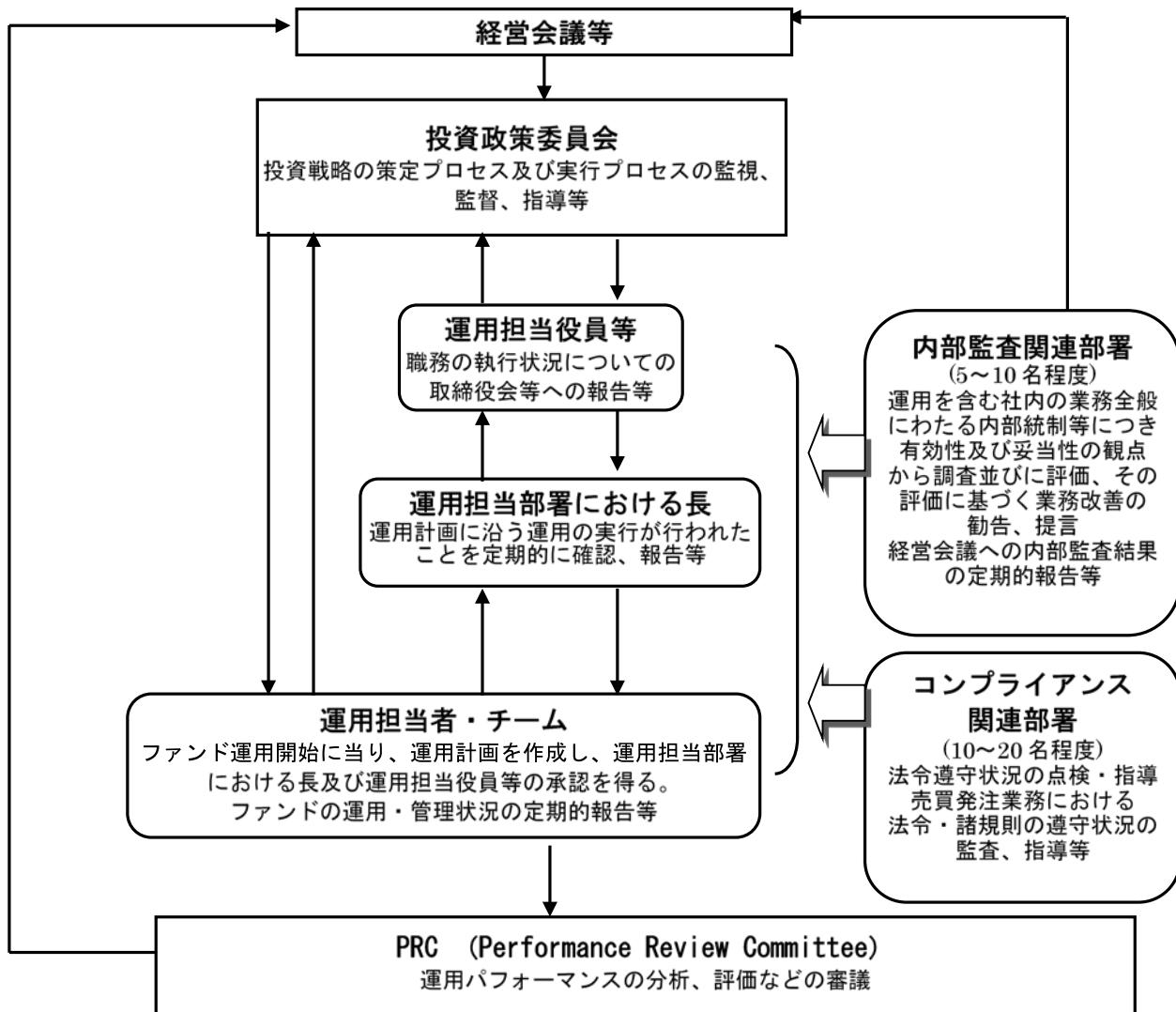
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載しております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関する各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っています。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年5月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5) 【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうこと

ができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債※の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- ※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧ 直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受けける可能性があります。
- ◆金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部また

は全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

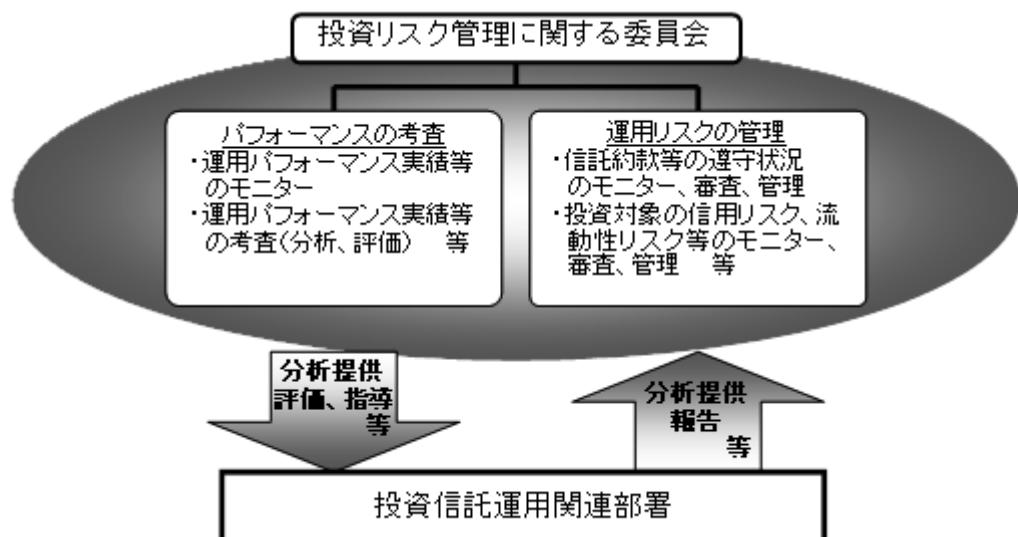
◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

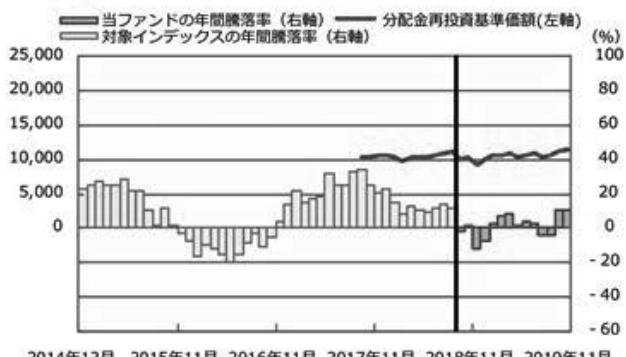
リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

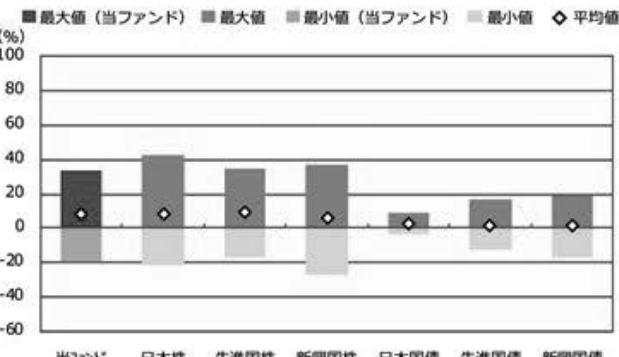
リスクの定量的比較 (2014年12月末～2019年11月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2014年12月 2015年11月 2016年11月 2017年11月 2018年11月 2019年11月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	33.9	41.9	34.1	37.2	9.3	16.4	19.3
最小値 (%)	△ 19.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	8.5	8.1	9.0	5.5	2.1	1.8	1.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を 10,000 として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2014 年 12 月から 2019 年 11 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。

なお、2018 年 9 月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2014 年 12 月から 2019 年 11 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) … MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債 … NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスにに関して一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) … FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指標に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) … 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指標」とよびます) についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファーメーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますか、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受け人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指標スponsサー」) は、指標に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スponsサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スponsサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信頼できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スponsサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スponsサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行なう際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.209%（税抜年0.19%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.085%	年 0.085%	年 0.02%

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> ^(注1) の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	特定公社債、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

*換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

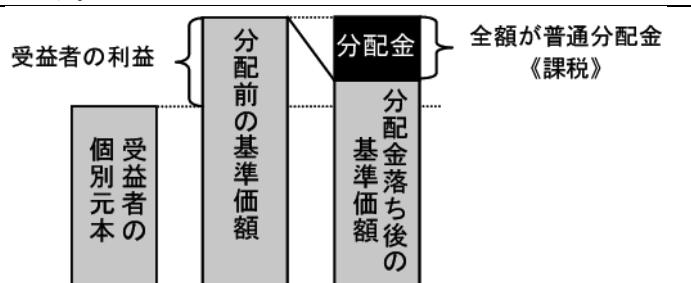
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

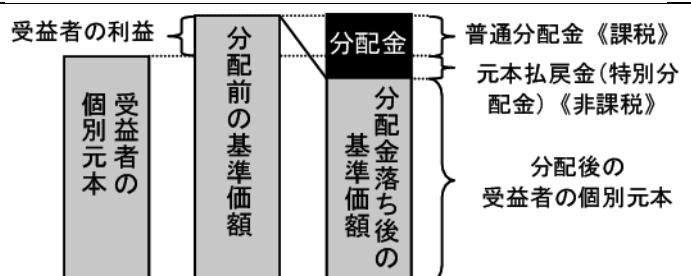
■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



*上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2019年11月末現在）が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は 2019 年 11 月 29 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村つみたて外国株投信

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	11,871,358,960	99.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,557,561	0.02
合計（純資産総額）		11,874,916,521	100.00

（参考）外国株式M S C I – KOKUSA I マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	433,672,404,072	66.11
	カナダ	23,731,290,596	3.61
	ドイツ	20,314,607,319	3.09
	イタリア	5,485,664,182	0.83
	フランス	25,639,535,987	3.90
	オランダ	8,521,810,587	1.29
	スペイン	6,542,593,802	0.99
	ベルギー	2,295,320,551	0.34
	オーストリア	532,772,408	0.08
	ルクセンブルグ	226,827,379	0.03
	フィンランド	2,159,797,227	0.32
	アイルランド	1,357,603,667	0.20
	ポルトガル	364,486,892	0.05
	イギリス	37,496,794,238	5.71
	スイス	21,537,520,385	3.28
	スウェーデン	6,153,633,454	0.93
	ノルウェー	1,423,809,060	0.21
	デンマーク	4,246,224,583	0.64
	オーストラリア	14,924,398,628	2.27
	ニュージーランド	623,281,574	0.09
	香港	7,133,197,525	1.08
	シンガポール	2,646,814,426	0.40
	イスラエル	803,822,985	0.12
	小計	627,834,211,527	95.71
投資証券	アメリカ	14,721,921,601	2.24
	カナダ	166,911,367	0.02
	フランス	710,423,425	0.10

イギリス	445, 108, 919	0.06
オーストラリア	1, 249, 488, 092	0.19
香港	396, 169, 200	0.06
シンガポール	344, 296, 516	0.05
小計	18, 034, 319, 120	2.74
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10, 085, 391, 483
合計（純資産総額）		655, 953, 922, 130
		100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7, 031, 430, 695	1.07
	買建	カナダ	371, 196, 496	0.05
	買建	ドイツ	1, 164, 537, 630	0.17
	買建	イギリス	597, 845, 496	0.09
	買建	スイス	334, 738, 969	0.05
	買建	オーストラリア	254, 745, 040	0.03

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	5, 864, 575, 905	14.12
	メキシコ	904, 517, 967	2.17
	ブラジル	2, 864, 987, 249	6.90
	チリ	113, 927, 425	0.27
	コロンビア	71, 144, 346	0.17
	ギリシャ	123, 637, 241	0.29
	イギリス	18, 213, 102	0.04
	トルコ	204, 290, 312	0.49
	チェコ	57, 988, 244	0.13
	ハンガリー	118, 073, 383	0.28
	ポーランド	368, 434, 685	0.88
	香港	8, 406, 543, 599	20.25
	マレーシア	747, 303, 103	1.80
	タイ	1, 099, 988, 696	2.65
	フィリピン	403, 884, 044	0.97
	インドネシア	768, 499, 854	1.85
	韓国	4, 712, 139, 601	11.35
	台湾	4, 731, 576, 470	11.39
	インド	3, 642, 770, 939	8.77
	パキスタン	11, 445, 611	0.02

カタール	376,199,035	0.90
エジプト	57,477,446	0.13
南アフリカ	1,774,768,069	4.27
アラブ首長国連邦	243,722,019	0.58
サウジアラビア	982,461,966	2.36
小計	38,668,570,311	93.15
投資信託受益証券	1,618,317,662	3.89
投資証券	34,840,060	0.08
	67,008,792	0.16
小計	101,848,852	0.24
現金・預金・その他資産（負債控除後）	1,119,188,761	2.69
合計（純資産総額）	41,507,925,586	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	賃建	アメリカ	1,069,472,677	2.57

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村つみたて外国株投信

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド	3,484,905,009	2.7382	9,542,665,136	2.9826	10,394,077,679	87.52
2	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	1,168,735,191	1.2114	1,415,920,345	1.2640	1,477,281,281	12.44

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

（参考）外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	665,900	20,984.02	13,973,263,446	29,344.55	19,540,536,111	2.97
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,068,800	13,105.56	14,007,230,223	16,688.17	17,836,325,929	2.71
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	61,970	195,099.03	12,090,287,097	199,235.95	12,346,652,169	1.88

4	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インターネット・メディアおよびサービス	354,300	18,432.37	6,530,590,250	22,131.12	7,841,055,816	1.19
5	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	470,800	11,211.27	5,278,268,176	14,468.49	6,811,766,787	1.03
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インターネット・メディアおよびサービス	46,030	128,758.19	5,926,739,891	143,851.18	6,621,470,018	1.00
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インターネット・メディアおよびサービス	44,150	129,130.70	5,701,120,529	143,756.96	6,346,869,908	0.96
8	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	388,600	15,213.50	5,911,966,722	15,091.89	5,864,708,454	0.89
9	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術サービス	254,200	17,284.18	4,393,639,979	20,199.57	5,134,732,524	0.78
10	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	438,100	10,523.79	4,610,475,027	11,439.62	5,011,699,274	0.76
11	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	368,400	11,555.29	4,256,970,015	13,340.02	4,914,465,431	0.74
12	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,301,600	3,032.62	3,947,259,233	3,661.49	4,765,802,152	0.72
13	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	623,700	8,737.41	5,449,522,617	7,526.77	4,694,447,696	0.71
14	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融サービス	194,100	22,071.70	4,284,118,094	24,157.98	4,689,063,918	0.71
15	アメリカ	株式	AT & T INC	各種電気通信サービス	1,075,700	3,480.72	3,744,211,795	4,126.02	4,438,370,041	0.67
16	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	娯楽	265,200	12,417.53	3,293,129,062	16,596.14	4,401,298,662	0.67
17	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	139,500	26,948.47	3,759,312,011	30,750.20	4,289,653,625	0.65
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	情報技術サービス	132,900	26,128.96	3,472,539,369	31,958.65	4,247,304,851	0.64
19	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	652,000	5,837.35	3,805,956,633	6,410.35	4,179,551,851	0.63
20	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気通信サービス	609,500	6,467.32	3,941,835,685	6,584.55	4,013,286,882	0.61
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売	161,200	21,262.30	3,427,484,243	24,431.88	3,938,419,056	0.60
22	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	銀行	615,900	5,293.93	3,260,537,153	5,953.49	3,666,754,737	0.55
23	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	376,700	9,115.39	3,433,768,167	9,598.55	3,615,774,388	0.55
24	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	279,300	13,437.53	3,753,103,247	12,935.74	3,612,954,752	0.55
25	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	597,100	5,198.62	3,104,097,196	5,910.76	3,529,315,990	0.53
26	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	103,510	30,112.64	3,116,959,780	33,891.11	3,508,069,831	0.53
27	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	813,700	4,593.85	3,738,016,396	4,232.30	3,443,824,788	0.52
28	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア	667,200	4,418.55	2,948,059,762	4,866.65	3,247,032,349	0.49
29	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品	316,400	9,272.34	2,933,770,654	10,127.85	3,204,452,120	0.48

30	アメリカ	株式	BOEING CO	航空宇宙・防衛	78,740	41,574.73	3,273,594,492	40,318.07	3,174,645,619	0.48
----	------	----	-----------	---------	--------	-----------	---------------	-----------	---------------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インターラクティブ・メディアおよびサービス	3.36
		メディア	1.24
		娯楽	1.35
		不動産管理・開発	0.49
		エネルギー設備・サービス	0.26
		石油・ガス・消耗燃料	4.85
		化学	2.22
		建設資材	0.29
		容器・包装	0.29
		金属・鉱業	1.32
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	2.35
		建設関連製品	0.40
		建設・土木	0.32
		電気設備	0.74
		コングロマリット	1.31
		機械	1.62
		商社・流通業	0.28
		商業サービス・用品	0.45
		航空貨物・物流サービス	0.54
		旅客航空輸送業	0.11
		海運業	0.05
		陸運・鉄道	0.99
		運送インフラ	0.20
		自動車部品	0.28
		自動車	0.80
		家庭用耐久財	0.40
		レジャー用品	0.04
		繊維・アパレル・贅沢品	1.46
		ホテル・レストラン・レジャー	1.75
販売	0.06		
インターネット販売・通信販売	2.40		
複合小売り	0.51		
専門小売り	1.68		
食品・生活必需品小売り	1.51		
飲料	1.95		

		食品	1.92
		タバコ	0.84
		家庭用品	1.34
		パーソナル用品	0.69
		ヘルスケア機器・用品	2.82
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.02
		バイオテクノロジー	1.84
		医薬品	5.41
		銀行	7.64
		各種金融サービス	0.98
		保険	3.78
		情報技術サービス	4.17
		ソフトウェア	5.44
		通信機器	0.73
		コンピュータ・周辺機器	3.24
		電子装置・機器・部品	0.54
		半導体・半導体製造装置	3.21
		各種電気通信サービス	2.07
		無線通信サービス	0.27
		電力	1.99
		ガス	0.19
		総合公益事業	1.06
		水道	0.11
		消費者金融	0.47
		資本市場	2.92
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.10
		ヘルスケア・テクノロジー	0.10
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.78
		専門サービス	0.75
投資証券	—	—	2.74
合 計			98.46

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	インターネット販売・通信販売	106,190	19,547.63	2,075,762,943	22,001.83	2,336,375,305	5.62
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	1,548,000	917.60	1,420,450,992	1,111.10	1,719,990,540	4.14
3	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット	360,400	5,220.46	1,881,453,784	4,732.00	1,705,412,800	4.10

				クティ ブ・メデ イアおよ びサービ ス						
4	アメリカ	投資信託受益 証券	XTRACKERS HARVEST CSI300 CHINA A-SHS ETF	—	525,100	2,980.16	1,564,883,198	3,081.92	1,618,317,662	3.89
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュ ータ・周 辺機器	299,470	3,968.75	1,188,524,527	4,776.02	1,430,277,704	3.44
6	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	6,004,000	89.74	538,798,960	89.60	537,958,400	1.29
7	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	351,000	1,218.14	427,567,140	1,264.90	443,979,900	1.06
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガ ス・消耗 燃料	177,700	1,939.09	344,576,470	2,433.66	432,461,737	1.04
9	南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	интер нет-贩卖 ·通信 贩卖	27,350	18,485.09	505,567,403	15,733.99	430,324,651	1.03
10	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵 当・不動 産金融	102,000	2,982.81	304,246,681	3,557.01	362,815,530	0.87
11	香港	株式	CHINA MOBILE LTD	無線通信 サービス	386,000	1,014.72	391,681,920	844.20	325,861,200	0.78
12	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	4,046,000	76.86	310,975,560	80.36	325,136,560	0.78
13	アメリカ	株式	PJSC GAZPROM-ADR	石油・ガ ス・消耗 燃料	330,500	560.94	185,393,050	865.52	286,055,682	0.68
14	アメリカ	株式	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	銀行	686,300	388.27	266,475,895	401.91	275,836,030	0.66
15	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	300,691	849.68	255,491,129	899.60	270,501,624	0.65
16	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・ 半導体製 造装置	33,870	7,019.83	237,761,747	7,708.68	261,092,992	0.62
17	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱 業	196,421	1,263.33	248,146,506	1,309.61	257,236,870	0.61
18	アメリカ	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	石油・ガ ス・消耗 燃料	24,370	8,821.77	214,986,564	10,452.02	254,715,825	0.61
19	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装 置・機 器・部品	772,649	299.72	231,585,389	322.38	249,088,130	0.60
20	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	295,600	682.55	201,764,172	799.49	236,329,540	0.56
21	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術 サービス	210,800	1,110.26	234,043,440	1,080.84	227,842,969	0.54
22	アメリカ	株式	BAIDU INC - SPON ADR	интер нет-кти в・メデ иаおよ びサービ ス	17,100	16,973.03	290,238,902	13,093.51	223,899,117	0.53
23	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	4,912,000	48.58	238,624,960	44.94	220,745,280	0.53
24	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA - PREF	銀行	249,215	911.56	227,174,426	863.46	215,187,184	0.51
25	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガ ス・消耗 燃料	259,300	696.80	180,680,240	767.78	199,085,354	0.47
26	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュ	50,820	3,237.27	164,518,224	3,882.26	197,296,961	0.47

			PFD	一タ・周辺機器						
27	香港	株式	CNOOC LTD	石油・ガス・消耗燃料	1,101,000	185.22	203,927,220	164.36	180,960,360	0.43
28	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	55,500	3,339.19	185,325,455	3,199.11	177,551,104	0.42
29	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	無線通信サービス	2,074,000	76.20	158,053,733	84.63	175,537,553	0.42
30	アメリカ	株式	JD.COM INC-ADR	インターネット販売・通信販売	47,700	3,023.95	144,242,679	3,631.91	173,242,298	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インターラクティブ・メディアおよびサービス	5.53
		メディア	0.30
		娯楽	0.71
		不動産管理・開発	2.46
		エネルギー設備・サービス	0.08
		石油・ガス・消耗燃料	6.94
		化学	2.28
		建設資材	1.06
		容器・包装	0.04
		金属・鉱業	3.15
		紙製品・林産品	0.19
		航空宇宙・防衛	0.12
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.58
		電気設備	0.20
		コングロマリット	1.27
		機械	0.52
		商社・流通業	0.04
		商業サービス・用品	0.18
		航空貨物・物流サービス	0.16
		旅客航空輸送業	0.21
		海運業	0.08
		陸運・鉄道	0.32
		運送インフラ	0.89
		自動車部品	0.44
		自動車	1.69
		家庭用耐久財	0.29
		レジャー用品	0.08
		繊維・アパレル・贅沢品	0.85

	ホテル・レストラン・レジャー	0.68
	インターネット販売・通信販売	7.87
	複合小売り	0.58
	専門小売り	0.51
	食品・生活必需品小売り	1.56
	飲料	1.00
	食品	1.79
	タバコ	0.44
	家庭用品	0.46
	パーソナル用品	0.63
	ヘルスケア機器・用品	0.10
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.51
	バイオテクノロジー	0.32
	医薬品	1.12
	銀行	15.68
	各種金融サービス	0.68
	保険	3.79
	情報技術サービス	1.48
	ソフトウェア	0.13
	通信機器	0.11
	コンピュータ・周辺機器	4.86
	電子装置・機器・部品	1.94
	半導体・半導体製造装置	5.87
	各種電気通信サービス	1.40
	無線通信サービス	2.59
	電力	1.05
	ガス	0.60
	総合公益事業	0.05
	水道	0.23
	貯蓄・抵当・不動産金融	0.90
	消費者金融	0.30
	資本市場	1.29
	各種消費者サービス	0.66
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.55
	ヘルスケア・テクノロジー	0.09
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.31
	専門サービス	0.02
	その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	3.89
投資証券	—	0.24

合 計	97.30
-----	-------

②【投資不動産物件】

野村つみたて外国株投信

該当事項はありません。

(参考) 外国株式M S C I – K O K U S A I マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村つみたて外国株投信

該当事項はありません。

(参考) 外国株式M S C I – K O K U S A I マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ マ ーカンタイ ル取引所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2019 年12月限)	買建	407	米ドル	62,868,125	6,887,831,774	64,178,812.5	7,031,430,695
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60 株価指 数先物(2019年12 月限)	買建	22	カナダドル	4,415,340	364,044,783	4,502,080	371,196,496
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ 50 株価指 数先物(2019年12 月限)	買建	261	ユーロ	9,587,940	1,156,209,685	9,657,000	1,164,537,630
	オース トラリア	シドニー先 物取引所	SPI200 株価指数先 物(2019年12月 限)	買建	20	豪ドル	3,371,925	249,994,521	3,436,000	254,745,040
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100 株価指数先 物(2019年12月 限)	買建	57	英ポンド	4,173,400	590,327,430	4,226,550	597,845,496
	スイス	ユーレック ス・チューリッ ヒ取引所	SMI 株価指数先物 (2019年12月限)	買建	29	スイスフラン	2,989,190	327,854,359	3,051,960	334,738,969

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	-----	----	-----------	----	----	-------------	-----	------------	-----------------

株価指 数先物 取引	アメリカ カ	インター ンチネン タル取引所	E-mini MSCI エマ ージングマーケッ ト株価指数先物 (2019年12月限)	買建	185	米ドル	9,795,805	1,073,228,395	9,761,525	1,069,472,677	2.57
------------------	-----------	-----------------------	--	----	-----	-----	-----------	---------------	-----------	---------------	------

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村つみたて外国株投信

2019年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2018年5月14日)	1,901	1,901	1.0433	1.0433
第2計算期間	(2019年5月13日)	7,375	7,375	1.0602	1.0602
	2018年11月末日	4,483	—	1.0353	—
	12月末日	4,465	—	0.9324	—
	2019年1月末日	5,260	—	0.9933	—
	2月末日	6,033	—	1.0503	—
	3月末日	6,538	—	1.0547	—
	4月末日	7,272	—	1.1009	—
	5月末日	7,296	—	1.0271	—
	6月末日	8,127	—	1.0661	—
	7月末日	8,878	—	1.0914	—
	8月末日	8,982	—	1.0322	—
	9月末日	9,858	—	1.0666	—
	10月末日	10,913	—	1.1107	—
	11月末日	11,874	—	1.1486	—

② 【分配の推移】

野村つみたて外国株投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年10月2日～2018年5月14日	0.0000円
第2計算期間	2018年5月15日～2019年5月13日	0.0000円

③ 【収益率の推移】

野村つみたて外国株投信

	計算期間	収益率

第1計算期間	2017年10月2日～2018年5月14日	4.3%
第2計算期間	2018年5月15日～2019年5月13日	1.6%
第3期（中間期）	2019年5月14日～2019年11月13日	6.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

野村つみたて外国株投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年10月2日～2018年5月14日	1,966,003,784	143,764,609	1,822,239,175
第2計算期間	2018年5月15日～2019年5月13日	5,530,277,266	396,048,509	6,956,467,932
第3期（中間期）	2019年5月14日～2019年11月13日	3,550,261,602	350,027,813	10,156,701,721

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2019年11月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2019年5月	0 円
2018年5月	0 円
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

銘柄	投資比率 (%)
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	87.5
新興国株式マザーファンド	12.4

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	2.6
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	2.4
3	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	1.6
4	FACEBOOK INC-A	インターラクティブ・メディアおよびサービス	1.0
5	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	0.9
6	ALPHABET INC-CL C	インターラクティブ・メディアおよびサービス	0.9
7	ALPHABET INC-CL A	インターラクティブ・メディアおよびサービス	0.8
8	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	0.8
9	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術サービス	0.7
10	NESTLE SA-REG	食品	0.7

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	59.8
2	イギリス	5.0
3	フランス	3.5
4	カナダ	3.2
5	スイス	2.9

※ユーロについては発行国で記載しております。

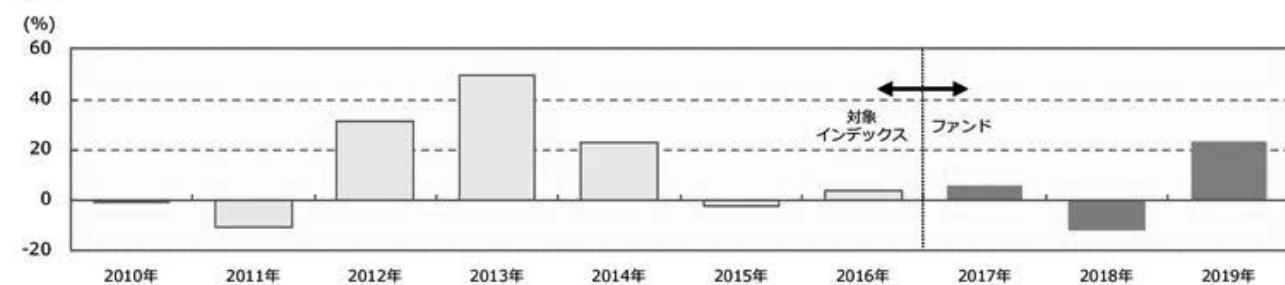
・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄
実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	インターネット販売・通信販売	0.7
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.5
3	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.5
4	XTRACKERS HARVEST CSI300 CHINA A-SHS ETF	—	0.5
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.4
6	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	0.2
7	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	0.1
8	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	0.1
9	NASPERS LTD-N SHS	インターネット販売・通信販売	0.1
10	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	0.1

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域（通貨別）	投資比率（%）
1	香港	2.5
2	アメリカ	2.2
3	台湾	1.4
4	韓国	1.4
5	インド	1.1

年間收益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2010年から2016年は対象インデックスの年間收益率。
- ・2017年は設定日（2017年10月2日）から年末までのファンドの收益率。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。

○申込日当日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）（分配金を再投資する場合には1口単位）とします。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、かつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）
- ・換金価額は、換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2017年10月2日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、

これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(v)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

(i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii)委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2018年5月15日から2019年5月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村つみたて外国株投信の2018年5月15日から2019年5月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村つみたて外国株投信の2019年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村つみたて外国株投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2018年5月14日現在)	第2期 (2019年5月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,909,188	16,554,845
親投資信託受益証券	1,900,991,261	7,372,461,581
流動資産合計	1,904,900,449	7,389,016,426
資産合計	1,904,900,449	7,389,016,426
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,803,195	8,019,378
未払受託者報酬	95,005	612,788
未払委託者報酬	807,489	5,208,633
未払利息	4	17
その他未払費用	14,180	91,859
流動負債合計	3,719,873	13,932,675
負債合計	3,719,873	13,932,675
純資産の部		
元本等		
元本	1,822,239,175	6,956,467,932
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	78,941,401	418,615,819
(分配準備積立金)	35,779,923	156,643,968
元本等合計	1,901,180,576	7,375,083,751
純資産合計	1,901,180,576	7,375,083,751
負債純資産合計	1,904,900,449	7,389,016,426

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2017年10月2日 至 2018年5月14日	第2期 自 2018年5月15日 至 2019年5月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	37,607,142	134,328,302
営業収益合計	37,607,142	134,328,302
営業費用		
支払利息	1,179	6,494
受託者報酬	95,005	944,048
委託者報酬	807,489	8,024,267
その他費用	14,180	141,485
営業費用合計	917,853	9,116,294

営業利益又は営業損失 (△)	36,689,289	125,212,008
経常利益又は経常損失 (△)	36,689,289	125,212,008
当期純利益又は当期純損失 (△)	36,689,289	125,212,008
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	909,366	874,852
期首剰余金又は期首次損金 (△)	-	78,941,401
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,406,683	231,805,751
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,406,683	231,805,751
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,245,205	16,468,489
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,245,205	16,468,489
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	78,941,401	418,615,819

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年5月15日から2019年5月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 2018年5月14日現在	第2期 2019年5月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,822,239,175口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,956,467,932口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0433円 (10,000口当たり純資産額) (10,433円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0602円 (10,000口当たり純資産額) (10,602円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2017年10月2日 至 2018年5月14日	第2期 自 2018年5月15日 至 2019年5月13日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>9,074,906円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>26,705,017円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>43,161,478円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>78,941,401円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,822,239,175口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>433円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,074,906円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	26,705,017円	収益調整金額	C	43,161,478円	分配準備積立金額	D	0円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,941,401円	当ファンドの期末残存口数	F	1,822,239,175口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	433円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金額	I=F×H/10,000	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>87,206,880円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>37,130,276円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>261,971,851円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>32,306,812円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>418,615,819円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>6,956,467,932口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>601円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	87,206,880円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	37,130,276円	収益調整金額	C	261,971,851円	分配準備積立金額	D	32,306,812円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	418,615,819円	当ファンドの期末残存口数	F	6,956,467,932口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	601円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,074,906円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	26,705,017円																																																											
収益調整金額	C	43,161,478円																																																											
分配準備積立金額	D	0円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,941,401円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,822,239,175口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	433円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金額	I=F×H/10,000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	87,206,880円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	37,130,276円																																																											
収益調整金額	C	261,971,851円																																																											
分配準備積立金額	D	32,306,812円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	418,615,819円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	6,956,467,932口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	601円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金額	I=F×H/10,000	0円																																																											

2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2017年10月2日 至 2018年5月14日	第2期 自 2018年5月15日 至 2019年5月13日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2018年5月14日現在	第2期 2019年5月13日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2017年10月2日 至 2018年5月14日	第2期 自 2018年5月15日 至 2019年5月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左

の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	
--	--

(その他の注記)

1 元本の移動

第1期 自 2017年10月2日 至 2018年5月14日		第2期 自 2018年5月15日 至 2019年5月13日	
期首元本額	一円	期首元本額	1,822,239,175円
期中追加設定元本額	1,966,003,784円	期中追加設定元本額	5,530,277,266円
期中一部解約元本額	143,764,609円	期中一部解約元本額	396,048,509円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2017年10月2日 至 2018年5月14日	第2期 自 2018年5月15日 至 2019年5月13日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	37,566,205	136,903,385
合計	37,566,205	136,903,385

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年5月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド	2,366,831,010	6,465,472,270	
		新興国株式マザーファンド	742,399,371	906,989,311	
		銘柄数:2 組入時価比率:100.0%	3,109,230,381	7,372,461,581 100.0%	
合計				7,372,461,581	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド」および「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)

(2019年5月13日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,742,792,361
コール・ローン	1,732,560,488
株式	536,550,912,409
投資証券	14,569,844,048
派生商品評価勘定	107,200,494
未収入金	45,924,623
未収配当金	957,706,704
差入委託証拠金	2,055,487,628
流動資産合計	559,762,428,755
資産合計	559,762,428,755
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	14,696,997
未払解約金	311,491,228
未払利息	1,839
その他未払費用	1,661,200
流動負債合計	327,851,264
負債合計	327,851,264
純資産の部	
元本等	
元本	204,792,713,030
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金（△）	354,641,864,461
元本等合計	559,434,577,491
純資産合計	559,434,577,491
負債純資産合計	559,762,428,755

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
--------------------	---

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 5月 13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	2.7317 円 (27,317 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2018年 5月 15日 至 2019年 5月 13日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年 5月 13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年5月13日現在		
期首		2018年5月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	185,108,444,636円	
同期中における追加設定元本額	42,318,511,743円	
同期中における一部解約元本額	22,634,243,349円	
期末元本額	204,792,713,030円	
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30	48,165,041円	
バランスセレクト50	150,176,650円	
バランスセレクト70	156,717,032円	
野村外国株式インデックスファンド	540,565,636円	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,717,906,465円	
野村世界6資産分散投信(分配コース)	6,225,355,837円	
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,418,887,351円	
野村資産設計ファンド2015	17,717,093円	
野村資産設計ファンド2020	20,854,279円	
野村資産設計ファンド2025	32,661,052円	
野村資産設計ファンド2030	37,370,945円	
野村資産設計ファンド2035	28,806,348円	
野村資産設計ファンド2040	65,418,277円	
野村外国株インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	34,876,765,741円	
のむラップ・ファンド(保守型)	1,018,990,604円	
のむラップ・ファンド(普通型)	7,039,905,554円	
のむラップ・ファンド(積極型)	4,756,797,517円	
野村資産設計ファンド2045	9,452,636円	
野村インデックスファンド・外国株式	4,113,830,669円	
マイ・ロード	1,373,122,731円	
ネクストコア	16,152,133円	
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	105,326,454円	
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	1,110,814,565円	
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	891,202,578円	
野村資産設計ファンド2050	15,874,611円	
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,844,931円	
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,968,052円	
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,412,894円	
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	880,275円	
のむラップ・ファンド(やや保守型)	181,839,173円	
のむラップ・ファンド(やや積極型)	296,677,879円	
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,382,278円	
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,723,422円	
インデックス・ブレンド(タイプIII)	11,824,505円	
インデックス・ブレンド(タイプIV)	3,392,593円	
インデックス・ブレンド(タイプV)	17,674,788円	
野村6資産均等バランス	282,035,198円	
野村つみたて外国株投信	2,366,831,010円	
野村外国株(含む新興国)インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	3,721,262,825円	
世界6資産分散ファンド	76,045,160円	

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	281,382,599 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	736,523,554 円
グローバル・インデックス・バランス 25VA（適格機関投資家専用）	273,714,125 円
グローバル・インデックス・バランス 50VA（適格機関投資家専用）	214,449,729 円
グローバル・インデックス・バランス 40VA（適格機関投資家専用）	1,301,096,320 円
グローバル・インデックス・バランス 60VA（適格機関投資家専用）	2,330,602,529 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	2,961,270 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	8,585,051 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	3,561,748 円
野村ワールド・インデックス・バランス 35VA（適格機関投資家専用）	4,405,284 円
野村ワールド・インデックス・バランス 50VA（適格機関投資家専用）	60,096,504 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	81,759,647 円
野村世界インデックス・バランス 40VA（適格機関投資家専用）	27,690,985 円
野村グローバル・インデックス・バランス 25VA（適格機関投資家専用）	45,515,454 円
野村グローバル・インデックス・バランス 50VA（適格機関投資家専用）	170,309,226 円
野村グローバル・インデックス・バランス 75VA（適格機関投資家専用）	3,207,703,497 円
野村世界バランス 25VA（適格機関投資家専用）	377,836,746 円
野村MSCI-KOKUSA I インデックスファンド（適格機関投資家専用）	37,044,550 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	798,921,453 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA I インデックスファンド（適格機関投資家専用）	16,064,262,991 円
バランスセレクト 30（確定拠出年金向け）	2,307,352 円
バランスセレクト 50（確定拠出年金向け）	12,729,831 円
バランスセレクト 70（確定拠出年金向け）	13,896,667 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I（確定拠出年金向け）	63,756,970,426 円
マイバランス 30（確定拠出年金向け）	1,393,268,618 円
マイバランス 50（確定拠出年金向け）	5,739,994,980 円
マイバランス 70（確定拠出年金向け）	6,312,091,353 円
マイバランスDC 30	909,804,719 円
マイバランスDC 50	1,747,331,873 円
マイバランスDC 70	1,391,037,142 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	19,033,486,751 円
野村DC運用戦略ファンド	129,881,261 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	6,621,445 円
マイターゲット 2050（確定拠出年金向け）	203,195,846 円
マイターゲット 2030（確定拠出年金向け）	130,346,186 円
マイターゲット 2040（確定拠出年金向け）	94,130,701 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	4,732,556 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	3,345,966 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	11,558,641 円
野村資産設計ファンド（DC）2030	552,938 円
野村資産設計ファンド（DC）2040	570,661 円
野村資産設計ファンド（DC）2050	982,483 円
マイターゲット 2035（確定拠出年金向け）	51,253,699 円
マイターゲット 2045（確定拠出年金向け）	28,888,835 円
マイターゲット 2055（確定拠出年金向け）	9,857,645 円
マイターゲット 2060（確定拠出年金向け）	14,818,411 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年5月13日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES, A GE CO, LLC	68,100	22.32	1,519,992.00	
		HALLIBURTON CO	119,600	25.36	3,033,056.00	
		HELMERICH & PAYNE	14,600	57.47	839,062.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	50,600	24.90	1,259,940.00	
		SCHLUMBERGER LTD	186,800	39.56	7,389,808.00	
		TECHNIPFMC PLC	61,000	22.83	1,392,630.00	
		ANADARKO PETE	67,800	73.06	4,953,468.00	
		APACHE CORPORATION	54,100	31.22	1,689,002.00	
		CABOT OIL & GAS CORP	58,500	25.96	1,518,660.00	
		CHENIERE ENERGY INC	28,600	67.87	1,941,082.00	
		CHEVRON CORP	259,100	121.99	31,607,609.00	
		CIMAREX ENERGY CO	13,800	67.78	935,364.00	
		CONCHO RESOURCES INC	27,600	112.45	3,103,620.00	
		CONOCOPHILLIPS	155,500	61.92	9,628,560.00	
		CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	13,900	41.92	582,688.00	
		DEVON ENERGY CORP	62,400	31.31	1,953,744.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	21,600	107.89	2,330,424.00	
		EOG RESOURCES INC	78,200	95.00	7,429,000.00	
		EXXON MOBIL CORP	574,300	76.56	43,968,408.00	
		HESS CORP	36,600	63.58	2,327,028.00	
		HOLLYFRONTIER CORP	23,600	43.91	1,036,276.00	
		KINDER MORGAN INC	273,000	19.70	5,378,100.00	
		MARATHON OIL CORP	111,000	15.26	1,693,860.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	94,600	53.15	5,027,990.00	
		NOBLE ENERGY INC	64,400	24.11	1,552,684.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	102,900	54.97	5,656,413.00	
		ONEOK INC	56,000	67.22	3,764,320.00	
		PARSLEY ENERGY INC-CLASS A	37,000	20.63	763,310.00	
		PHILLIPS 66	59,400	86.65	5,147,010.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	23,200	151.65	3,518,280.00	
		PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A	19,000	24.39	463,410.00	
		TARGA RESOURCES CORP	29,900	40.43	1,208,857.00	
		VALERO ENERGY CORP	58,000	83.73	4,856,340.00	

WILLIAMS COS	162, 500	27. 55	4, 476, 875. 00	
AIR PRODUCTS	29, 600	208. 29	6, 165, 384. 00	
ALBEMARLE CORP	14, 800	72. 63	1, 074, 924. 00	
AXALTA COATING SYSTEMS LTD	29, 200	25. 95	757, 740. 00	
CELANESE CORP—SERIES A	18, 000	103. 36	1, 860, 480. 00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	31, 400	41. 62	1, 306, 868. 00	
CHEMOURS CO/THE	23, 400	26. 97	631, 098. 00	
DOW INC	104, 700	53. 07	5, 556, 429. 00	
DOWDUPONT INC	310, 100	31. 48	9, 761, 948. 00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	18, 600	75. 78	1, 409, 508. 00	
ECOLAB INC	35, 000	181. 07	6, 337, 450. 00	
FMC CORP	18, 000	79. 44	1, 429, 920. 00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	11, 500	136. 13	1, 565, 495. 00	
LINDE PLC	75, 100	181. 59	13, 637, 409. 00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	43, 700	82. 66	3, 612, 242. 00	
MOSAIC CO/THE	48, 800	23. 90	1, 166, 320. 00	
PPG INDUSTRIES	32, 600	112. 24	3, 659, 024. 00	
SHERWIN-WILLIAMS	11, 330	439. 92	4, 984, 293. 60	
WESTLAKE CHEMICAL CORP	5, 000	61. 00	305, 000. 00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	8, 300	215. 87	1, 791, 721. 00	
VULCAN MATERIALS CO	17, 500	128. 94	2, 256, 450. 00	
AVERY DENNISON CORP	12, 200	106. 25	1, 296, 250. 00	
BALL CORP	42, 900	64. 31	2, 758, 899. 00	
CROWN HOLDINGS INC	19, 100	60. 36	1, 152, 876. 00	
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	52, 300	45. 65	2, 387, 495. 00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	13, 200	97. 90	1, 292, 280. 00	
SEALED AIR CORP	21, 900	43. 38	950, 022. 00	
WESTROCK CO	34, 200	37. 23	1, 273, 266. 00	
FREEPORT-MCMORAN INC	187, 000	11. 37	2, 126, 190. 00	
NEWMONT GOLDCORP CORP	71, 700	30. 15	2, 161, 755. 00	
NUCOR CORP	42, 700	56. 80	2, 425, 360. 00	
STEEL DYNAMICS	33, 400	32. 41	1, 082, 494. 00	
ARCONIC INC	57, 000	22. 48	1, 281, 360. 00	
BOEING CO	73, 130	354. 67	25, 937, 017. 10	
GENERAL DYNAMICS	34, 500	173. 08	5, 971, 260. 00	

HARRIS CORP	16,000	181.70	2,907,200.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	5,660	208.54	1,180,336.40	
L3 TECHNOLOGIES INC	10,900	235.15	2,563,135.00	
LOCKHEED MARTIN	34,980	341.35	11,940,423.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	22,370	300.80	6,728,896.00	
RAYTHEON COMPANY	38,400	180.24	6,921,216.00	
SPIRIT AEROSYSTEMS HOLD-CL A	14,600	84.13	1,228,298.00	
TEXTRON INC	33,500	51.49	1,724,915.00	
TRANSDIGM GROUP INC	6,350	473.86	3,009,011.00	
UNITED TECHNOLOGIES	111,000	137.17	15,225,870.00	
ALLEGION PLC	13,600	100.28	1,363,808.00	
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	19,400	54.15	1,050,510.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	127,100	39.68	5,043,328.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	5,100	276.71	1,411,221.00	
MASCO CORP	42,800	37.94	1,623,832.00	
OWENS CORNING INC	14,200	50.30	714,260.00	
SMITH (A. O.) CORP	18,600	50.22	934,092.00	
FLUOR CORP	18,400	30.73	565,432.00	
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	17,900	78.66	1,408,014.00	
ACUITY BRANDS INC	5,000	143.55	717,750.00	
AMETEK INC	31,800	85.58	2,721,444.00	
EATON CORP PLC	58,200	81.49	4,742,718.00	
EMERSON ELEC	86,100	66.93	5,762,673.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	16,800	166.49	2,797,032.00	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	21,400	48.87	1,045,818.00	
3M CORP	78,800	175.86	13,857,768.00	
GENERAL ELEC CO	1,176,000	10.13	11,912,880.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	100,900	171.63	17,317,467.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	30,700	64.31	1,974,317.00	
JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	30,000	37.69	1,130,700.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	13,900	356.20	4,951,180.00	
CATERPILLAR INC DEL	79,800	131.34	10,480,932.00	
CUMMINS INC	20,500	165.39	3,390,495.00	
DEERE & COMPANY	41,200	156.05	6,429,260.00	

DOVER CORP	19,700	96.81	1,907,157.00	
FLOWSERVE CORP	17,200	49.75	855,700.00	
FORTIVE CORP	40,600	82.63	3,354,778.00	
IDEX CORP	10,300	154.49	1,591,247.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	40,500	152.76	6,186,780.00	
INGERSOLL-RAND PLC	33,400	122.81	4,101,854.00	
MIDDLEBY CORP	7,500	135.61	1,017,075.00	
PACCAR	47,800	69.51	3,322,578.00	
PARKER HANNIFIN CORP	18,100	173.62	3,142,522.00	
PENTAIR PLC	23,200	37.97	880,904.00	
SNAP-ON INC	7,400	168.28	1,245,272.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	20,200	142.19	2,872,238.00	
WABCO HOLDINGS INC	7,000	132.17	925,190.00	
WABTEC CORP	17,934	73.04	1,309,899.36	
XYLEM INC	23,900	78.18	1,868,502.00	
AERCAP HOLDINGS NV	16,900	50.81	858,689.00	
FASTENAL CO	38,700	65.64	2,540,268.00	
GRAINGER(W. W.) INC	6,430	267.69	1,721,246.70	
HD SUPPLY HOLDINGS INC	22,900	43.23	989,967.00	
UNITED RENTALS INC	11,200	132.51	1,484,112.00	
CINTAS CORP	12,700	222.83	2,829,941.00	
COPART INC	27,900	66.87	1,865,673.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	30,800	84.08	2,589,664.00	
ROLLINS INC	21,000	36.44	765,240.00	
WASTE CONNECTIONS INC	35,200	92.86	3,268,672.00	
WASTE MANAGEMENT INC	57,800	106.99	6,184,022.00	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	18,300	81.73	1,495,659.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	23,000	73.81	1,697,630.00	
FEDEX CORPORATION	34,400	178.00	6,123,200.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	94,600	100.63	9,519,598.00	
XPO LOGISTICS INC	18,000	61.45	1,106,100.00	
AMERICAN AIRLINES GROUP INC	14,600	33.99	496,254.00	
DELTA AIR LINES INC	22,400	56.62	1,268,288.00	
SOUTHWEST AIRLINES	19,800	52.74	1,044,252.00	
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC	9,200	84.79	780,068.00	

AMERCO	1, 170	392. 41	459, 119. 70	
CSX CORP	109, 000	78. 69	8, 577, 210. 00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	11, 800	95. 06	1, 121, 708. 00	
KANSAS CITY SOUTHERN	14, 200	120. 66	1, 713, 372. 00	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	16, 700	31. 48	525, 716. 00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	37, 100	202. 59	7, 516, 089. 00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	8, 600	146. 38	1, 258, 868. 00	
UNION PAC CORP	100, 500	175. 92	17, 679, 960. 00	
APTIV PLC	36, 700	77. 23	2, 834, 341. 00	
AUTOLIV INC	11, 900	74. 65	888, 335. 00	
BORGWARNER INC	29, 600	38. 48	1, 139, 008. 00	
GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	34, 000	17. 23	585, 820. 00	
LEAR CORP	8, 400	140. 33	1, 178, 772. 00	
FORD MOTOR COMPANY	499, 000	10. 38	5, 179, 620. 00	
GENERAL MOTORS CO	171, 200	37. 89	6, 486, 768. 00	
HARLEY-DAVIDSON INC	22, 400	35. 90	804, 160. 00	
TESLA INC	17, 520	239. 52	4, 196, 390. 40	
DR HORTON INC	48, 000	43. 52	2, 088, 960. 00	
GARMIN LTD	15, 200	79. 31	1, 205, 512. 00	
LEGGETT & PLATT INC	18, 900	38. 45	726, 705. 00	
LENNAR CORP-A	40, 700	51. 86	2, 110, 702. 00	
MOHAWK INDUSTRIES	8, 700	135. 36	1, 177, 632. 00	
NEWELL BRANDS INC	67, 000	15. 32	1, 026, 440. 00	
NVR INC	480	3, 290. 79	1, 579, 579. 20	
PULTEGROUP INC	37, 900	31. 54	1, 195, 366. 00	
WHIRLPOOL CORP	8, 300	134. 32	1, 114, 856. 00	
HASBRO INC	15, 800	100. 69	1, 590, 902. 00	
MATTEL INC	48, 000	11. 38	546, 240. 00	
POLARIS INDUSTRIES INC	8, 300	88. 76	736, 708. 00	
CAPRI HOLDINGS LTD	19, 900	42. 79	851, 521. 00	
HANESBRANDS INC	51, 000	17. 00	867, 000. 00	
LULULEMON ATHLETICA INC	13, 800	173. 68	2, 396, 784. 00	
NIKE INC-B	172, 300	83. 95	14, 464, 585. 00	
PVH CORP	9, 900	119. 39	1, 181, 961. 00	

RALPH LAUREN CORPORATION	7,800	124.27	969,306.00	
TAPESTRY INC	38,300	32.25	1,235,175.00	
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	24,000	21.79	522,960.00	
UNDER ARMOUR INC-CLASS C	25,000	19.23	480,750.00	
V F CORP	45,400	92.91	4,218,114.00	
ARAMARK	35,400	31.32	1,108,728.00	
CARNIVAL CORP	58,600	54.34	3,184,324.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	3,390	705.44	2,391,441.60	
DARDEN RESTAURANTS INC	16,600	121.75	2,021,050.00	
DOMINOS PIZZA INC	5,270	278.37	1,467,009.90	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	37,700	91.53	3,450,681.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	52,400	65.47	3,430,628.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	39,400	131.71	5,189,374.00	
MCDONALD'S CORP	104,400	199.99	20,878,956.00	
MELCO RESORTS & ENTERT-ADR	34,000	22.22	755,480.00	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	70,000	25.63	1,794,100.00	
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	30,200	57.90	1,748,580.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	22,700	126.07	2,861,789.00	
STARBUCKS CORP	167,800	78.42	13,158,876.00	
VAIL RESORTS INC	5,410	225.09	1,217,736.90	
WYNN RESORTS LTD	13,800	129.89	1,792,482.00	
YUM BRANDS INC	42,200	101.43	4,280,346.00	
GENUINE PARTS CO	19,600	98.63	1,933,148.00	
LKQ CORP	45,000	27.32	1,229,400.00	
AMAZON.COM INC	56,420	1,889.98	106,632,671.60	
BOOKING HOLDINGS INC	6,330	1,829.85	11,582,950.50	
EBAY INC	123,700	37.38	4,623,906.00	
EXPEDIA GROUP INC	17,300	118.76	2,054,548.00	
GRUBHUB INC	11,900	66.60	792,540.00	
MERCADOLIBRE INC	5,710	557.84	3,185,266.40	
QURATE RETAIL INC - A	58,000	12.10	701,800.00	
WAYFAIR INC - CLASS A	7,500	145.27	1,089,525.00	
DOLLAR GENERAL CORP	36,100	121.84	4,398,424.00	
DOLLAR TREE INC	32,400	104.02	3,370,248.00	
KOHLS CORP	22,500	67.06	1,508,850.00	

MACYS INC	43,700	22.46	981,502.00	
NORDSTROM INC	15,000	39.37	590,550.00	
TARGET CORP	66,700	74.64	4,978,488.00	
ADVANCE AUTO PARTS	9,900	158.12	1,565,388.00	
AUTOZONE	3,410	1,000.59	3,412,011.90	
BEST BUY COMPANY INC	33,800	71.32	2,410,616.00	
BURLINGTON STORES INC	8,900	165.47	1,472,683.00	
CARMAX INC	23,900	79.07	1,889,773.00	
GAP INC	31,500	24.36	767,340.00	
HOME DEPOT	153,100	194.58	29,790,198.00	
L BRANDS, INC	30,300	23.94	725,382.00	
LOWES COS INC	109,800	106.64	11,709,072.00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	11,070	364.79	4,038,225.30	
ROSS STORES INC	50,500	97.49	4,923,245.00	
TIFFANY & CO	14,400	104.85	1,509,840.00	
TJX COS INC	169,600	54.24	9,199,104.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	16,300	102.72	1,674,336.00	
ULTA BEAUTY INC	7,890	343.24	2,708,163.60	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	59,700	247.02	14,747,094.00	
DAIRY FARM INTL HLDGS LTD	45,000	7.85	353,250.00	
KROGER CO	107,600	25.83	2,779,308.00	
SYSSCO CORP	67,800	73.99	5,016,522.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	110,100	53.42	5,881,542.00	
WALMART INC	196,800	101.91	20,055,888.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	35,600	51.88	1,846,928.00	
COCA COLA CO	548,100	48.19	26,412,939.00	
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	29,200	54.69	1,596,948.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	22,800	203.23	4,633,644.00	
MOLSON COORS BREWING CO-B	25,600	58.64	1,501,184.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	55,900	63.00	3,521,700.00	
PEPSICO INC	191,300	128.01	24,488,313.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	75,500	42.43	3,203,465.00	
BUNGE LIMITED	19,100	53.76	1,026,816.00	
CAMPBELL SOUP CO	24,800	38.74	960,752.00	
CONAGRA BRANDS INC	66,700	28.72	1,915,624.00	

GENERAL MILLS	80,500	51.54	4,148,970.00	
HERSHEY CO/THE	19,000	126.88	2,410,720.00	
HORMEL FOODS CORP	39,100	39.86	1,558,526.00	
INGREDION INC	9,600	85.72	822,912.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	15,900	126.90	2,017,710.00	
KELLOGG CO	35,600	58.64	2,087,584.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	84,700	32.65	2,765,455.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	19,300	67.45	1,301,785.00	
MCCORMICK & CO INC.	16,800	156.67	2,632,056.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	198,500	51.87	10,296,195.00	
TYSON FOODS INC-CL A	41,000	79.81	3,272,210.00	
ALTRIA GROUP INC	256,100	52.11	13,345,371.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	210,500	84.54	17,795,670.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	32,900	73.51	2,418,479.00	
CLOROX CO	17,700	148.19	2,622,963.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	112,700	71.50	8,058,050.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	46,900	127.44	5,976,936.00	
PROCTER & GAMBLE CO	337,900	106.01	35,820,779.00	
COTY INC-CL A	37,000	11.73	434,010.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	29,900	164.35	4,914,065.00	
ABBOTT LABORATORIES	237,900	76.45	18,187,455.00	
ABIOMED INC	5,870	258.92	1,519,860.40	
ALIGN TECHNOLOGY INC	10,200	321.93	3,283,686.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	69,600	75.94	5,285,424.00	
BECTON, DICKINSON	36,200	225.40	8,159,480.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	189,100	36.58	6,917,278.00	
DANAHER CORP	86,000	131.68	11,324,480.00	
DENTSPLY SIRONA INC	30,300	55.01	1,666,803.00	
DEXCOM INC	11,600	118.79	1,377,964.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	28,400	181.10	5,143,240.00	
HOLOGIC INC	40,800	45.60	1,860,480.00	
IDEXX LABORATORIES INC	11,500	247.83	2,850,045.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	15,540	495.31	7,697,117.40	
MEDTRONIC PLC	181,800	88.33	16,058,394.00	
RESMED INC	19,200	112.09	2,152,128.00	

STRYKER CORP	45, 500	187. 30	8, 522, 150. 00	
TELEFLEX INC	6, 320	302. 83	1, 913, 885. 60	
THE COOPER COMPANIES, INC.	6, 580	291. 79	1, 919, 978. 20	
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	12, 900	134. 78	1, 738, 662. 00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	27, 300	121. 97	3, 329, 781. 00	
AMERISOURCEBERGEN CORP	22, 000	77. 47	1, 704, 340. 00	
ANTHEM INC	34, 930	268. 31	9, 372, 068. 30	
CARDINAL HEALTH INC	41, 000	48. 85	2, 002, 850. 00	
CENTENE CORP	55, 800	55. 05	3, 071, 790. 00	
CIGNA CORP	51, 900	158. 44	8, 223, 036. 00	
CVS HEALTH CORP	174, 700	55. 16	9, 636, 452. 00	
DAVITA INC	17, 500	52. 11	911, 925. 00	
HCA HEALTHCARE INC	37, 500	123. 75	4, 640, 625. 00	
HENRY SCHEIN INC	20, 500	68. 90	1, 412, 450. 00	
HUMANA INC	18, 590	244. 06	4, 537, 075. 40	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	14, 200	166. 34	2, 362, 028. 00	
MCKESSON CORP	27, 000	130. 86	3, 533, 220. 00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	19, 100	99. 17	1, 894, 147. 00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	130, 400	240. 59	31, 372, 936. 00	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	11, 800	122. 79	1, 448, 922. 00	
WELLCARE HEALTH PLANS INC	7, 050	273. 62	1, 929, 021. 00	
ABBVIE INC	203, 600	77. 45	15, 768, 820. 00	
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	30, 700	131. 69	4, 042, 883. 00	
ALKERMES PLC	20, 100	26. 30	528, 630. 00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12, 700	71. 46	907, 542. 00	
AMGEN INC	86, 200	171. 85	14, 813, 470. 00	
BEIGENE, LTD ADR	4, 600	134. 22	617, 412. 00	
BIOGEN INC	27, 510	226. 23	6, 223, 587. 30	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	24, 100	82. 43	1, 986, 563. 00	
CELGENE CORP	94, 400	95. 51	9, 016, 144. 00	
GILEAD SCIENCES INC	176, 200	65. 57	11, 553, 434. 00	
INCYTE CORP	24, 900	80. 68	2, 008, 932. 00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	11, 040	312. 86	3, 453, 974. 40	
SEATTLE GENETICS INC	15, 400	67. 64	1, 041, 656. 00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	6, 300	94. 64	596, 232. 00	

VERTEX PHARMACEUTICALS	35,000	168.85	5,909,750.00	
ALLERGAN PLC	45,500	140.16	6,377,280.00	
BRISTOL MYERS SQUIBB	222,200	47.01	10,445,622.00	
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	36,136	33.30	1,203,328.80	
ELI LILLY & CO.	120,900	116.22	14,050,998.00	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	7,800	139.17	1,085,526.00	
JOHNSON & JOHNSON	363,900	139.05	50,600,295.00	
MERCK & CO INC	352,500	78.19	27,561,975.00	
MYLAN NV	69,300	22.17	1,536,381.00	
NEKTAR THERAPEUTICS	25,000	34.79	869,750.00	
PERRIGO CO PLC	16,500	52.00	858,000.00	
PFIZER INC	783,800	40.72	31,916,336.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	133,000	14.36	1,909,880.00	
ZOETIS INC	66,000	102.29	6,751,140.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,264,500	29.58	37,403,910.00	
BB&T CORPORATION	104,900	49.86	5,230,314.00	
CIT GROUP INC	13,400	52.01	696,934.00	
CITIGROUP	330,900	67.90	22,468,110.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	63,900	36.05	2,303,595.00	
COMERICA INC	23,000	76.72	1,764,560.00	
EAST WEST BANCORP INC	20,700	50.19	1,038,933.00	
FIFTH THIRD BANCORP	106,300	28.03	2,979,589.00	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	22,600	103.31	2,334,806.00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	141,000	13.66	1,926,060.00	
JPMORGAN CHASE & CO	451,200	112.51	50,764,512.00	
KEYCORP	138,000	17.30	2,387,400.00	
M & T BANK CORP	17,900	167.39	2,996,281.00	
PEOPLES UNITED FINANCIAL INC	50,000	17.16	858,000.00	
PNC FINANCIAL	62,700	132.44	8,303,988.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	139,000	15.05	2,091,950.00	
SIGNATURE BANK	7,600	126.93	964,668.00	
SUNTRUST BKS INC.	60,700	63.84	3,875,088.00	
SVB FINANCIAL GROUP	7,400	247.89	1,834,386.00	
US BANCORP	207,500	52.17	10,825,275.00	
WELLS FARGO CO	606,300	47.15	28,587,045.00	

ZIONS BANCORP NA	27,500	48.44	1,332,100.00	
AXA EQUITABLE HOLDINGS INC	31,000	22.20	688,200.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	175,600	209.02	36,703,912.00	
JEFFERIES FINANCIAL GROUP INC	42,000	20.01	840,420.00	
VOYA FINANCIAL INC	21,700	53.99	1,171,583.00	
AFLAC INC	102,400	51.27	5,250,048.00	
ALLEGHANY CORP	2,100	672.39	1,412,019.00	
ALLSTATE CORP	46,600	96.38	4,491,308.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	10,800	103.13	1,113,804.00	
AMERICAN INTL GROUP	119,800	51.64	6,186,472.00	
AON PLC	32,900	179.10	5,892,390.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	56,000	33.96	1,901,760.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	24,900	83.47	2,078,403.00	
ASSURANT INC	7,600	97.20	738,720.00	
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	21,400	45.23	967,922.00	
BRIGHTHOUSE FINANCIAL INC	13,900	39.35	546,965.00	
CHUBB LTD	62,200	144.73	9,002,206.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	21,600	96.41	2,082,456.00	
EVEREST RE GROUP LTD	5,600	248.74	1,392,944.00	
FNF GROUP	37,200	39.36	1,464,192.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	48,200	53.01	2,555,082.00	
LINCOLN NATIONAL CORP	29,900	65.35	1,953,965.00	
LOEWS CORP	36,100	51.37	1,854,457.00	
MARKEL CORP	1,860	1,051.04	1,954,934.40	
MARSH & MCLENNAN COS	69,100	96.12	6,641,892.00	
METLIFE INC	112,800	47.92	5,405,376.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	38,000	56.48	2,146,240.00	
PROGRESSIVE CO	78,500	73.43	5,764,255.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	55,600	101.27	5,630,612.00	
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	9,000	148.43	1,335,870.00	
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	5,900	165.94	979,046.00	
TORCHMARK CORP	14,000	88.24	1,235,360.00	
TRAVELERS COS INC/THE	35,600	143.96	5,124,976.00	
UNUM GROUP	31,200	36.22	1,130,064.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	17,800	176.65	3,144,370.00	

WR BERKLEY CORP	19,500	61.47	1,198,665.00	
ACCENTURE PLC-CL A	87,000	174.30	15,164,100.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	22,500	76.63	1,724,175.00	
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	6,600	148.99	983,334.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	59,500	161.03	9,581,285.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	16,300	119.20	1,942,960.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	77,800	59.13	4,600,314.00	
DXC TECHNOLOGY CO	37,800	59.03	2,231,334.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	45,100	116.72	5,264,072.00	
FIRST DATA CORP- CLASS A	74,000	25.33	1,874,420.00	
FISERV INC	54,100	85.23	4,610,943.00	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	12,100	263.63	3,189,923.00	
GARTNER INC	12,700	153.86	1,954,022.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	21,200	146.89	3,114,068.00	
GODADDY INC - CLASS A	22,700	77.91	1,768,557.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	123,100	135.32	16,657,892.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	10,600	134.77	1,428,562.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	20,000	75.48	1,509,600.00	
MASTERCARD INC	124,600	247.43	30,829,778.00	
PAYCHEX INC	43,300	85.08	3,683,964.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	152,600	110.41	16,848,566.00	
SABRE CORP	36,000	20.56	740,160.00	
SQUARE INC - A	41,800	65.99	2,758,382.00	
TOTAL SYSTEM SERVICES INC	22,200	100.27	2,225,994.00	
VERISIGN INC	14,700	194.64	2,861,208.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	238,700	160.71	38,361,477.00	
WESTERN UNION CO	59,000	19.40	1,144,600.00	
WIX.COM LTD	5,700	143.36	817,152.00	
WORLDPAY INC - CL A	40,700	118.27	4,813,589.00	
ADOBE INC	66,570	278.48	18,538,413.60	
ANSYS INC	11,500	191.88	2,206,620.00	
AUTODESK INC.	30,000	173.77	5,213,100.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	37,800	69.36	2,621,808.00	
CDK GLOBAL INC	16,700	52.46	876,082.00	

CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	17, 200	118. 63	2, 040, 436. 00	
CITRIX SYSTEMS INC	18, 500	97. 19	1, 798, 015. 00	
FORTINET INC	19, 900	82. 90	1, 649, 710. 00	
INTUIT INC	33, 700	244. 63	8, 244, 031. 00	
MICROSOFT CORP	990, 000	127. 13	125, 858, 700. 00	
ORACLE CORPORATION	359, 200	54. 65	19, 630, 280. 00	
PALO ALTO NETWORKS INC	12, 600	234. 95	2, 960, 370. 00	
PTC INC	14, 700	87. 56	1, 287, 132. 00	
RED HAT INC	24, 300	184. 78	4, 490, 154. 00	
SALESFORCE. COM INC	104, 300	159. 94	16, 681, 742. 00	
SERVICENOW INC	24, 160	274. 90	6, 641, 584. 00	
SPLUNK INC	19, 700	133. 32	2, 626, 404. 00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	30, 600	58. 86	1, 801, 116. 00	
SYMANTEC CORP	83, 000	19. 39	1, 609, 370. 00	
SYNOPSYS INC	20, 700	119. 82	2, 480, 274. 00	
TABLEAU SOFTWARE INC-CL A	10, 200	124. 00	1, 264, 800. 00	
VMWARE INC – CLASS A	10, 900	200. 07	2, 180, 763. 00	
WORKDAY INC-CLASS A	20, 000	203. 53	4, 070, 600. 00	
ARISTA NETWORKS INC	7, 400	264. 22	1, 955, 228. 00	
CISCO SYSTEMS	609, 600	53. 36	32, 528, 256. 00	
COMMSCOPE HOLDING CO INC	22, 800	19. 09	435, 252. 00	
F5 NETWORKS INC	8, 100	148. 57	1, 203, 417. 00	
JUNIPER NETWORKS INC	46, 700	26. 41	1, 233, 347. 00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	22, 100	148. 43	3, 280, 303. 00	
APPLE INC	644, 200	197. 18	127, 023, 356. 00	
DELL TECHNOLOGIES-C	20, 790	67. 16	1, 396, 256. 40	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	200, 000	14. 79	2, 958, 000. 00	
HP INC	219, 000	19. 12	4, 187, 280. 00	
NETAPP INC	35, 200	68. 76	2, 420, 352. 00	
SEAGATE TECHNOLOGY	37, 800	47. 40	1, 791, 720. 00	
WESTERN DIGITAL CORP	38, 300	45. 86	1, 756, 438. 00	
XEROX CORP	28, 900	32. 23	931, 447. 00	
AMPHENOL CORP-CL A	41, 300	94. 72	3, 911, 936. 00	
ARROW ELECTRS INC	12, 100	71. 18	861, 278. 00	

CDW CORPORATION	21, 100	106. 55	2, 248, 205. 00	
COGNEX CORP	24, 800	46. 81	1, 160, 888. 00	
CORNING INC	108, 000	30. 79	3, 325, 320. 00	
FLEX LTD	76, 000	10. 47	795, 720. 00	
FLIR SYSTEMS INC	17, 800	51. 38	914, 564. 00	
IPG PHOTONICS CORP	4, 730	153. 69	726, 953. 70	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	25, 200	85. 83	2, 162, 916. 00	
TE CONNECTIVITY LTD	46, 000	90. 91	4, 181, 860. 00	
TRIMBLE INC	34, 900	42. 16	1, 471, 384. 00	
ADVANCED MICRO DEVICES	126, 000	27. 96	3, 522, 960. 00	
ANALOG DEVICES INC	49, 800	110. 60	5, 507, 880. 00	
APPLIED MATERIALS	132, 300	40. 80	5, 397, 840. 00	
BROADCOM INC	55, 980	303. 96	17, 015, 680. 80	
INTEL CORP	618, 800	46. 20	28, 588, 560. 00	
KLA TENCOR CORP	21, 900	114. 02	2, 497, 038. 00	
LAM RESEARCH	21, 200	197. 90	4, 195, 480. 00	
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	86, 000	23. 51	2, 021, 860. 00	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	37, 400	56. 96	2, 130, 304. 00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	31, 600	89. 24	2, 819, 984. 00	
MICRON TECHNOLOGY	154, 500	38. 94	6, 016, 230. 00	
NVIDIA CORP	78, 400	168. 82	13, 235, 488. 00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	46, 800	100. 17	4, 687, 956. 00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	59, 000	20. 98	1, 237, 820. 00	
QORVO INC	17, 600	75. 07	1, 321, 232. 00	
QUALCOMM INC	165, 500	85. 84	14, 206, 520. 00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	23, 800	82. 56	1, 964, 928. 00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	130, 000	112. 60	14, 638, 000. 00	
XILINX INC	34, 900	116. 92	4, 080, 508. 00	
AT & T INC	986, 700	30. 62	30, 212, 754. 00	
CENTURYLINK INC	136, 000	10. 89	1, 481, 040. 00	
VERIZON COMMUNICATIONS	560, 300	56. 91	31, 886, 673. 00	
ZAYO GROUP HOLDINGS INC	26, 400	32. 83	866, 712. 00	
SPRINT CORP	109, 000	6. 19	674, 710. 00	
T-MOBILE US INC	47, 200	75. 23	3, 550, 856. 00	
ALLIANT ENERGY CORP	31, 000	47. 18	1, 462, 580. 00	

AMERICAN ELECTRIC POWER	66, 400	84. 66	5, 621, 424. 00	
DUKE ENERGY CORP	97, 300	87. 99	8, 561, 427. 00	
EDISON INTERNATIONAL	45, 000	59. 19	2, 663, 550. 00	
ENTERGY CORP	25, 400	96. 33	2, 446, 782. 00	
EVERGY INC	37, 200	58. 12	2, 162, 064. 00	
EVERSOURCE ENERGY	42, 300	71. 76	3, 035, 448. 00	
EXELON CORPORATION	132, 200	49. 33	6, 521, 426. 00	
FIRSTENERGY CORP	71, 400	42. 13	3, 008, 082. 00	
NEXTERA ENERGY INC	65, 100	191. 76	12, 483, 576. 00	
OGE ENERGY CORP	28, 600	41. 52	1, 187, 472. 00	
PINNACLE WEST CAPITAL CORP	15, 400	94. 72	1, 458, 688. 00	
PPL CORPORATION	97, 600	31. 04	3, 029, 504. 00	
SOUTHERN CO.	140, 200	53. 37	7, 482, 474. 00	
XCEL ENERGY INC	70, 800	57. 21	4, 050, 468. 00	
ATMOS ENERGY CORP	15, 600	101. 92	1, 589, 952. 00	
UGI CORP	22, 700	55. 01	1, 248, 727. 00	
AMEREN CORPORATION	32, 800	73. 29	2, 403, 912. 00	
CENTERPOINT ENERGY INC	70, 400	29. 66	2, 088, 064. 00	
CMS ENERGY CORP	37, 800	55. 63	2, 102, 814. 00	
CONSOLIDATED EDISON INC	42, 300	85. 30	3, 608, 190. 00	
DOMINION ENERGY INC	102, 439	74. 56	7, 637, 851. 84	
DTE ENERGY COMPANY	25, 100	125. 98	3, 162, 098. 00	
NISOURCE INC	47, 600	28. 08	1, 336, 608. 00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	69, 500	59. 31	4, 122, 045. 00	
SEMPRA ENERGY	37, 100	129. 21	4, 793, 691. 00	
WEC ENERGY GROUP INC	43, 500	79. 21	3, 445, 635. 00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	24, 700	108. 27	2, 674, 269. 00	
ALLY FINANCIAL INC	57, 400	29. 90	1, 716, 260. 00	
AMERICAN EXPRESS CO	98, 200	118. 46	11, 632, 772. 00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	63, 800	90. 39	5, 766, 882. 00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	46, 300	79. 46	3, 678, 998. 00	
SYNCHRONY FINANCIAL	87, 200	35. 01	3, 052, 872. 00	
AFFILIATED MANAGERS GROUP	7, 500	94. 39	707, 925. 00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	19, 200	144. 56	2, 775, 552. 00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	133, 200	48. 10	6, 406, 920. 00	

BLACKROCK INC	16,130	463.00	7,468,190.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	15,000	103.42	1,551,300.00	
CME GROUP INC	48,800	182.94	8,927,472.00	
E*TRADE FINANCIAL CORP	35,000	49.65	1,737,750.00	
EATON VANCE CORP	16,400	39.54	648,456.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	43,400	34.13	1,481,242.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	45,700	202.05	9,233,685.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	76,700	81.36	6,240,312.00	
INVESCO LTD	58,000	21.34	1,237,720.00	
KKR & CO INC-A	68,000	24.15	1,642,200.00	
MOODY'S CORP	23,500	188.99	4,441,265.00	
MORGAN STANLEY	175,300	46.34	8,123,402.00	
MSCI INC	12,000	224.28	2,691,360.00	
NASDAQ INC	15,400	92.51	1,424,654.00	
NORTHERN TRUST CORP	28,400	97.56	2,770,704.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,700	87.51	1,548,927.00	
S&P GLOBAL INC	34,400	214.33	7,372,952.00	
SCHWAB (CHARLES) CORP	166,200	45.85	7,620,270.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	19,100	52.93	1,010,963.00	
STATE STREET CORP	52,200	64.81	3,383,082.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	32,400	105.59	3,421,116.00	
TD AMERITRADE HOLDING CORP	37,900	53.35	2,021,965.00	
H & R BLOCK INC	27,900	27.19	758,601.00	
AES CORP	91,000	16.25	1,478,750.00	
NRG ENERGY INC	40,000	37.31	1,492,400.00	
VISTRA ENERGY CORP	42,600	24.83	1,057,758.00	
CERNER CORP	40,600	68.94	2,798,964.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	16,700	144.53	2,413,651.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	42,600	77.10	3,284,460.00	
ILLUMINA INC	20,110	315.81	6,350,939.10	
IQVIA HOLDINGS INC	21,400	134.16	2,871,024.00	
METTLER-TOLEDO INTL	3,420	727.67	2,488,631.40	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	54,870	269.18	14,769,906.60	
WATERS CORP	10,600	216.96	2,299,776.00	
COSTAR GROUP INC	4,850	498.18	2,416,173.00	

EQUIFAX INC	16, 100	119. 40	1, 922, 340. 00	
IHS MARKIT LTD	54, 700	56. 20	3, 074, 140. 00	
MANPOWERGROUP INC	8, 000	93. 35	746, 800. 00	
NIELSEN HOLDINGS PLC	47, 200	24. 59	1, 160, 648. 00	
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	17, 100	57. 70	986, 670. 00	
TRUNION	25, 300	66. 03	1, 670, 559. 00	
VERISK ANALYTICS INC	20, 900	140. 68	2, 940, 212. 00	
CBRE GROUP INC	45, 500	48. 71	2, 216, 305. 00	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	161, 000	6. 91	1, 112, 510. 00	
JONES LANG LASALLE INC	6, 300	137. 93	868, 959. 00	
ALTICE USA INC-A	47, 000	24. 53	1, 152, 910. 00	
CBS CORP-CL B	47, 000	49. 29	2, 316, 630. 00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	21, 780	377. 89	8, 230, 444. 20	
COMCAST CORP-CL A	615, 400	43. 15	26, 554, 510. 00	
DISCOVERY INC - A	19, 300	28. 46	549, 278. 00	
DISCOVERY INC - C	39, 800	26. 77	1, 065, 446. 00	
DISH NETWORK CORP-A	31, 900	35. 46	1, 131, 174. 00	
FOX CORP-CLASS A	48, 033	38. 53	1, 850, 711. 49	
FOX CORP-CLASS B	19, 800	38. 05	753, 390. 00	
INTERPUBLIC GROUP	50, 000	23. 08	1, 154, 000. 00	
LIBERTY BROADBAND CORP-C	13, 900	99. 96	1, 389, 444. 00	
LIBERTY GLOBAL PLC -SERIES C	69, 500	25. 57	1, 777, 115. 00	
LIBERTY GLOBAL PLC-A	24, 000	26. 31	631, 440. 00	
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	22, 400	39. 76	890, 624. 00	
LIBERTY SIRIUSXM GROUP	12, 900	39. 58	510, 582. 00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	55, 000	11. 90	654, 500. 00	
OMNICOM GROUP	30, 300	79. 55	2, 410, 365. 00	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	229, 000	5. 74	1, 314, 460. 00	
ACTIVISION BLIZZARD INC	97, 400	46. 02	4, 482, 348. 00	
DISNEY (WALT) CO	243, 800	134. 04	32, 678, 952. 00	
ELECTRONIC ARTS	40, 800	93. 88	3, 830, 304. 00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	29, 300	38. 52	1, 128, 636. 00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	20, 800	65. 36	1, 359, 488. 00	
NETFLIX INC	59, 090	361. 04	21, 333, 853. 60	
TAKETWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	15, 700	103. 38	1, 623, 066. 00	

	VIACOM INC-CLASS B	50,200	29.25	1,468,350.00	
	ALPHABET INC-CL A	40,560	1,167.64	47,359,478.40	
	ALPHABET INC-CL C	42,690	1,164.27	49,702,686.30	
	FACEBOOK INC-A	326,000	188.34	61,398,840.00	
	IAC/INTERACTIVE CORP	10,400	228.02	2,371,408.00	
	TRIPADVISOR INC	14,600	47.47	693,062.00	
	TWITTER INC	94,200	38.45	3,621,990.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	16,000	36.00	576,000.00	
小計	銘柄数：597			3,344,449,115.79	
	組入時価比率：65.6%			(367,019,845,966)	
				68.4%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	50,000	7.92	396,000.00	
	CAMECO CORP	56,000	13.85	775,600.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	163,100	37.96	6,191,276.00	
	CENOVUS ENERGY INC	140,000	12.13	1,698,200.00	
	ENBRIDGE INC	275,900	49.41	13,632,219.00	
	ENCANA CORP	206,000	8.85	1,823,100.00	
	HUSKY ENERGY INC	52,000	13.42	697,840.00	
	IMPERIAL OIL	37,500	37.95	1,423,125.00	
	INTER PIPELINE LTD	52,000	20.75	1,079,000.00	
	KEYERA CORP	28,500	31.25	890,625.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	67,300	47.63	3,205,499.00	
	PRAIRIESKY ROYALTY LTD	31,000	18.57	575,670.00	
	SEVEN GENERATIONS ENERGY - A	37,000	8.90	329,300.00	
	SUNCOR ENERGY INC	218,000	42.76	9,321,680.00	
	TC ENERGY CORP	123,000	62.95	7,742,850.00	
	TOURMALINE OIL CORP	33,000	19.88	656,040.00	
	VERMILION ENERGY INC	18,500	31.56	583,860.00	
	METHANEX CORP	8,600	65.71	565,106.00	
	NUTRIEN LTD	83,100	69.92	5,810,352.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	21,200	55.94	1,185,928.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	33,100	54.19	1,793,689.00	
	BARRICK GOLD	236,600	16.09	3,806,894.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	99,000	12.45	1,232,550.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	25,400	98.17	2,493,518.00	

KINROSS GOLD CORP	174,000	4.08	709,920.00	
LUNDIN MINING CORP	95,000	6.64	630,800.00	
NEWMONT GOLDCORP CORP	39,688	40.36	1,601,807.68	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	68,000	29.40	1,999,200.00	
TURQUOISE HILL RESOURCES LTD	126,000	1.84	231,840.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	63,000	27.03	1,702,890.00	
WEST FRASER TIMBER	8,400	60.22	505,848.00	
BOMBARDIER B SHEARS	262,000	2.13	558,060.00	
CAE INC	36,000	31.28	1,126,080.00	
SNC-LAVALIN GROUP INC	25,200	27.17	684,684.00	
WSP GLOBAL INC	13,200	70.04	924,528.00	
FINNING INTERNATIONAL INC	24,000	22.70	544,800.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	98,400	124.08	12,209,472.00	
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	19,100	294.40	5,623,040.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	42,200	63.45	2,677,590.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	27,800	50.50	1,403,900.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	32,000	90.19	2,886,080.00	
STARS GROUP INC/THE	23,000	26.46	608,580.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	8,600	144.43	1,242,098.00	
DOLLARAMA INC	41,800	40.05	1,674,090.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD-B	59,600	80.91	4,822,236.00	
EMPIRE CO LTD A	26,000	30.71	798,460.00	
LOBLAW COMPANIES	26,100	67.97	1,774,017.00	
METRO INC	33,400	48.68	1,625,912.00	
WESTON (GEORGE) LTD	10,700	100.83	1,078,881.00	
SAPUTO INC	32,100	45.72	1,467,612.00	
AURORA CANNABIS INC	97,000	11.26	1,092,220.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	42,500	33.96	1,443,300.00	
CANOPY GROWTH CORP	27,500	63.69	1,751,475.00	
CRONOS GROUP INC	25,000	20.65	516,250.00	
BANK OF MONTREAL	87,600	104.16	9,124,416.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	165,700	72.33	11,985,081.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	60,000	110.77	6,646,200.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	46,000	63.38	2,915,480.00	

	ROYAL BANK OF CANADA	196,200	105.42	20,683,404.00	
	TORONTO DOMINION BANK	249,500	74.28	18,532,860.00	
	ONEX CORPORATION	10,900	75.50	822,950.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,880	616.89	2,393,533.20	
	GREAT-WEST LIFECO INC	36,000	31.97	1,150,920.00	
	IA FINANCIAL CORP INC	14,700	51.10	751,170.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	18,900	113.91	2,152,899.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	267,000	23.80	6,354,600.00	
	POWER CORPORATION OF CANADA	39,000	29.86	1,164,540.00	
	POWER FINANCIAL CORP	32,500	31.22	1,014,650.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	80,700	53.71	4,334,397.00	
	CGI INC	33,800	96.26	3,253,588.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	12,200	347.27	4,236,694.00	
	BLACKBERRY LTD	71,000	11.81	838,510.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	2,720	1,152.07	3,133,630.40	
	OPEN TEXT CORP	35,400	54.14	1,916,556.00	
	BCE INC	19,800	59.80	1,184,040.00	
	TELUS CORP	29,300	49.15	1,440,095.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	50,200	69.08	3,467,816.00	
	EMERA INC	7,600	50.32	382,432.00	
	FORTIS INC	58,300	49.83	2,905,089.00	
	HYDRO ONE LTD	42,000	21.91	920,220.00	
	ALTAGAS LTD	33,800	18.65	630,370.00	
	ATCO LTD CL1	9,600	45.33	435,168.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	15,700	36.60	574,620.00	
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	113,500	64.14	7,279,890.00	
	CI FINANCIAL CORP	33,600	20.74	696,864.00	
	IGM FINANCIAL INC	10,300	36.72	378,216.00	
	THOMSON REUTERS CORP	28,247	85.90	2,426,417.30	
	FIRST CAPITAL REALTY INC	25,000	20.90	522,500.00	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	63,000	27.29	1,719,270.00	
小計 銘柄数：89 組入時価比率：3.7%				252,194,677.58	
				(20,599,261,264)	
				3.8%	
ユーロ	TENARIS SA	60,000	11.68	700,800.00	

ENAGAS	30,400	25.34	770,336.00	
ENI SPA	345,000	14.26	4,921,770.00	
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	67,000	13.89	930,965.00	
NESTE OYJ	52,800	28.82	1,521,696.00	
OMV AG	21,000	44.05	925,050.00	
REPSOL SA	188,228	14.28	2,688,836.98	
SNAM SPA	298,000	4.53	1,350,536.00	
TOTAL SA	327,000	46.87	15,326,490.00	
VOPAK	9,000	38.06	342,540.00	
AIR LIQUIDE	57,800	113.55	6,563,190.00	
AKZO NOBEL	31,022	74.82	2,321,066.04	
ARKEMA	9,900	79.26	784,674.00	
BASF SE	125,400	65.23	8,179,842.00	
COVESTRO AG	27,000	43.85	1,183,950.00	
EVONIK INDUSTRIES AG	22,700	26.25	595,875.00	
FUCHS PETROLUB SE -PFD	10,500	35.50	372,750.00	
KONINKLIJKE DSM NV	24,700	98.78	2,439,866.00	
LANXESS	12,000	47.37	568,440.00	
SOLVAY SA	10,300	91.28	940,184.00	
SYMRISE AG	16,300	84.32	1,374,416.00	
UMICORE	28,000	30.45	852,600.00	
CRH PLC	111,100	28.53	3,169,683.00	
HEIDELBERGCEMENT AG	20,300	68.60	1,392,580.00	
IMERYS	3,800	40.56	154,128.00	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	32,000	25.90	828,800.00	
ARCELORMITTAL	88,500	16.24	1,437,240.00	
THYSSENKRUPP AG	62,000	14.40	892,800.00	
VOESTALPINE AG	16,500	26.45	436,425.00	
STORA ENSO OYJ-R	73,000	10.69	780,735.00	
UPM-KYMMENE OYJ	73,300	24.32	1,782,656.00	
AIRBUS SE	79,300	117.50	9,317,750.00	
DASSAULT AVIATION SA	330	1,278.00	421,740.00	
LEONARDO SPA	55,000	10.05	552,750.00	
MTU AERO ENGINES AG	6,900	200.50	1,383,450.00	
SAFRAN SA	45,700	123.05	5,623,385.00	

THALES SA	14, 100	100. 50	1, 417, 050. 00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	66, 900	34. 01	2, 275, 603. 50	
KINGSPAN GROUP PLC	22, 200	44. 60	990, 120. 00	
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	35, 055	37. 66	1, 320, 171. 30	
BOUYGUES	31, 400	32. 57	1, 022, 698. 00	
EIFFAGE SA	10, 800	88. 00	950, 400. 00	
FERROVIAL SA	66, 511	20. 53	1, 365, 470. 83	
HOCHTIEF AG	2, 600	116. 60	303, 160. 00	
VINCI	68, 400	85. 84	5, 871, 456. 00	
LEGRAND SA	37, 000	60. 10	2, 223, 700. 00	
OSRAM LICHT AG	14, 300	28. 66	409, 838. 00	
PRYSMIAN SPA	30, 900	16. 50	509, 850. 00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	74, 100	71. 30	5, 283, 330. 00	
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENERGY SA	30, 000	14. 96	448, 800. 00	
SIEMENS AG	104, 200	107. 02	11, 151, 484. 00	
ALSTOM	20, 500	38. 63	791, 915. 00	
ANDRITZ AG	9, 200	35. 48	326, 416. 00	
CNH INDUSTRIAL NV	141, 000	8. 55	1, 206, 396. 00	
GEA GROUP AG	24, 200	25. 08	606, 936. 00	
KION GROUP AG	9, 900	54. 64	540, 936. 00	
KONE OYJ	45, 600	49. 64	2, 263, 584. 00	
METSO OYJ	16, 200	31. 16	504, 792. 00	
WARTSILA OYJ	63, 000	13. 51	851, 445. 00	
BRENNNTAG AG	20, 600	45. 00	927, 000. 00	
REXEL SA	45, 000	11. 02	495, 900. 00	
EDENRED	32, 800	40. 76	1, 336, 928. 00	
SOCIETE BIC SA	3, 800	74. 10	281, 580. 00	
BOLLORE	106, 000	4. 13	437, 992. 00	
DEUTSCHE POST AG-REG	132, 800	28. 77	3, 820, 656. 00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	31, 000	18. 47	572, 725. 00	
ADP	3, 900	153. 00	596, 700. 00	
AENA SME SA	9, 300	163. 85	1, 523, 805. 00	
ATLANTIA SPA	65, 300	22. 98	1, 500, 594. 00	
FRAPORT AG	6, 300	73. 04	460, 152. 00	
GETLINK	62, 000	14. 25	883, 500. 00	

CONTINENTAL AG	14,600	133.74	1,952,604.00	
FAURECIA	10,500	39.48	414,540.00	
MICHELIN (CGDE)	22,800	109.95	2,506,860.00	
NOKIAN RENKAAT OYJ	15,800	26.05	411,590.00	
PIRELLI & C. SPA	53,000	5.72	303,584.00	
VALEO SA	33,100	28.55	945,005.00	
BAYER MOTOREN WERK	44,900	68.87	3,092,263.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	7,800	60.25	469,950.00	
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	122,700	53.89	6,612,303.00	
FERRARI NV	17,100	124.70	2,132,370.00	
FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	150,000	12.95	1,942,800.00	
PEUGEOT CITROEN	82,000	21.16	1,735,120.00	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	20,300	59.58	1,209,474.00	
RENAULT SA	25,500	55.73	1,421,115.00	
VOLKSWAGEN AG	4,500	151.25	680,625.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	25,200	150.32	3,788,064.00	
SEB SA	3,000	154.70	464,100.00	
ADIDAS AG	24,600	252.00	6,199,200.00	
ESSILORLUXOTTICA	38,700	110.20	4,264,740.00	
HERMES INTERNATIONAL	4,230	608.60	2,574,378.00	
HUGO BOSS AG	9,300	59.74	555,582.00	
KERING SA	10,200	507.10	5,172,420.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	37,850	333.55	12,624,867.50	
MONCLER SPA	25,200	36.67	924,084.00	
PUMA SE	1,061	553.50	587,263.50	
ACCOR SA	26,200	35.08	919,096.00	
PADDY POWER PLC	10,900	69.32	755,588.00	
SODEXO	12,100	100.05	1,210,605.00	
DELIVERY HERO SE	11,900	41.90	498,610.00	
ZALANDO SE	14,200	38.87	551,954.00	
INDITEX SA	148,000	25.19	3,728,120.00	
CARREFOUR SUPERMARCHE	80,000	17.53	1,402,400.00	
CASINO GUICHARD-PERRACHON SA	8,300	33.61	278,963.00	
COLRUYT SA	8,700	64.50	561,150.00	

JERONIMO MARTINS	31,000	13.79	427,645.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	160,600	20.58	3,305,148.00	
METRO AG	25,000	13.90	347,625.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	103,600	74.11	7,677,796.00	
DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	76,000	9.22	700,720.00	
HEINEKEN HOLDING NV	16,000	89.70	1,435,200.00	
HEINEKEN NV	35,700	95.90	3,423,630.00	
PERNOD RICARD SA	29,100	153.60	4,469,760.00	
REMY COINTREAU	3,000	118.50	355,500.00	
DANONE	84,400	69.82	5,892,808.00	
KERRY GROUP PLC-A	22,100	102.00	2,254,200.00	
HENKEL AG & CO KGAA	14,400	82.35	1,185,840.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	24,600	87.68	2,156,928.00	
BEIERSDORF AG	13,700	98.40	1,348,080.00	
LOREAL-ORD	34,430	235.00	8,091,050.00	
UNILEVER NV-CVA	210,200	52.90	11,119,580.00	
BIOMERIEUX	5,900	71.50	421,850.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	125,900	37.17	4,680,332.50	
SARTORIUS AG-VORZUG	4,500	161.40	726,300.00	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	19,900	36.30	722,370.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE	29,400	72.52	2,132,088.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	57,600	50.44	2,905,344.00	
GRIFOLS SA	40,100	23.05	924,305.00	
BAYER AG-REG	127,300	57.54	7,324,842.00	
IPSEN	5,500	99.50	547,250.00	
MERCK KGAA	17,300	96.52	1,669,796.00	
ORION OYJ	13,000	29.30	380,900.00	
RECORDATI SPA	14,100	35.17	495,897.00	
SANOFI	153,600	72.72	11,169,792.00	
UCB SA	16,500	68.12	1,123,980.00	
ABN AMRO GROUP NV-CVA	58,100	19.35	1,124,235.00	
AIB GROUP PLC	125,000	4.03	504,500.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	897,000	5.07	4,554,966.00	
BANCO DE SABADELL SA	790,000	1.04	822,785.00	

BANCO SANTANDER SA	2,211,000	4.12	9,112,636.50	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	133,000	5.30	704,900.00	
BANKIA SA	151,000	2.33	351,830.00	
BANKINTER S. A.	88,000	6.78	596,992.00	
BNP PARIBAS	152,900	45.49	6,955,421.00	
CAIXABANK	471,000	2.74	1,293,837.00	
COMMERZBANK AG	135,000	7.57	1,021,950.00	
CREDIT AGRICOLE SA	154,000	11.55	1,779,470.00	
ERSTE GROUP BANK AG	40,000	33.65	1,346,000.00	
ING GROEP NV	528,000	10.44	5,513,376.00	
INTESA SANPAOLO	2,001,000	2.15	4,321,159.50	
IRISH BANK RESOLUTION CORP LTD	139,810	0.00	0.00	
KBC GROEP NV	33,200	59.94	1,990,008.00	
MEDIOBANCA S. P. A.	88,000	9.10	801,504.00	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG	20,100	23.15	465,315.00	
SOCIETE GENERALE	104,300	26.09	2,721,187.00	
UNICREDIT SPA	271,000	11.20	3,037,368.00	
EURAZEON SE	5,953	65.55	390,219.15	
EXOR NV	15,100	55.64	840,164.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	11,000	82.58	908,380.00	
WENDEL	3,400	120.50	409,700.00	
AEGON NV	246,000	4.28	1,053,618.00	
AGEAS	25,800	45.44	1,172,352.00	
ALLIANZ SE-REG	57,400	198.84	11,413,416.00	
ASSICURAZIONI GENERALI	162,000	16.91	2,740,230.00	
AXA	265,000	22.10	5,856,500.00	
CNP ASSURANCES	21,200	20.00	424,000.00	
HANNOVER RUECK SE	7,900	128.90	1,018,310.00	
MAPFRE SA	163,000	2.62	427,060.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	20,100	210.10	4,223,010.00	
NN GROUP NV	42,900	37.24	1,597,596.00	
POSTE ITALIANE SPA	77,000	9.00	693,000.00	
SAMPO OYJ-A SHS	61,200	39.52	2,418,624.00	
SCOR SE	23,200	35.66	827,312.00	
ADYEN NV	1,340	655.80	878,772.00	

AMADEUS IT GROUP SA	59, 500	66. 34	3, 947, 230. 00	
ATOS SE	13, 600	68. 38	929, 968. 00	
CAPGEMINI SA	21, 900	104. 40	2, 286, 360. 00	
WIRECARD AG	15, 900	134. 80	2, 143, 320. 00	
WORLDSLNE SA	10, 440	51. 70	539, 748. 00	
DASSAULT SYSTEMES SA	17, 800	135. 80	2, 417, 240. 00	
SAP SE	134, 000	110. 24	14, 772, 160. 00	
NOKIA OYJ	755, 000	4. 34	3, 278, 210. 00	
INGENICO GROUP	8, 100	71. 42	578, 502. 00	
ASML HOLDING NV	55, 400	175. 32	9, 712, 728. 00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	155, 000	18. 41	2, 854, 480. 00	
STMICROELECTRONICS NV	90, 000	14. 91	1, 342, 350. 00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	450, 000	14. 91	6, 711, 300. 00	
ELISA OYJ	19, 500	38. 47	750, 165. 00	
ILIAAD SA	3, 900	104. 80	408, 720. 00	
KONINKLIJKE KPN NV	446, 000	2. 71	1, 208, 660. 00	
ORANGE SA	268, 000	13. 73	3, 679, 640. 00	
PROXIMUS	21, 600	24. 78	535, 248. 00	
TELECOM ITALIA SPA	1, 530, 000	0. 46	714, 816. 00	
TELECOM ITALIA-RNC	880, 000	0. 43	384, 208. 00	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	97, 000	2. 85	276, 547. 00	
TELEFONICA SA	640, 000	7. 10	4, 548, 480. 00	
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	16, 800	34. 39	577, 752. 00	
1&1 DRILLISCH AG	8, 000	32. 12	256, 960. 00	
ELECTRICITE DE FRANCE	82, 000	12. 16	997, 120. 00	
ENDESA S. A.	44, 400	22. 27	988, 788. 00	
ENEL SPA	1, 104, 000	5. 55	6, 128, 304. 00	
ENERGIAS DE PORTUGAL	361, 000	3. 29	1, 187, 690. 00	
FORTUM OYJ	60, 000	18. 64	1, 118, 400. 00	
IBERDROLA SA	838, 000	7. 99	6, 697, 296. 00	
RED ELECTRICA CORPORACION SA	59, 000	18. 90	1, 115, 100. 00	
TERNA SPA	185, 000	5. 53	1, 023, 790. 00	
VERBUND AG	9, 000	44. 10	396, 900. 00	
NATURGY ENERGY GROUP SA	49, 300	25. 95	1, 279, 335. 00	
E. ON SE	294, 000	9. 52	2, 799, 468. 00	

	ENGIE	251,000	13.12	3,293,120.00	
	INNOGY SE	19,500	39.97	779,415.00	
	RWE AG	72,000	22.15	1,594,800.00	
	SUEZ	52,000	12.39	644,280.00	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	71,000	20.70	1,469,700.00	
	AMUNDI SA	8,200	60.60	496,920.00	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	275,000	6.94	1,909,050.00	
	DEUTSCHE BOERSE AG	25,600	118.25	3,027,200.00	
	NATIXIS	128,000	5.08	650,496.00	
	UNIPER SE	26,200	26.35	690,370.00	
	EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,430	397.00	567,710.00	
	QIAGEN NV	31,400	32.37	1,016,418.00	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	4,100	122.00	500,200.00	
	BUREAU VERITAS SA	34,200	21.57	737,694.00	
	RANDSTAD NV	15,300	49.07	750,771.00	
	TELEPERFORMANCE	7,700	164.10	1,263,570.00	
	WOLTERS KLUWER	37,200	60.50	2,250,600.00	
	AROUNDOWN SA	107,000	7.49	801,430.00	
	DEUTSCHE WOHNEN SE	48,400	41.78	2,022,152.00	
	VONOVIA SE	66,400	48.00	3,187,200.00	
	AXEL SPRINGER SE	5,900	47.76	281,784.00	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	24,100	16.23	391,263.50	
	JC DECAUX SA	9,300	28.06	260,958.00	
	PROSIEBEN SAT.1 MEDIA SE	34,000	15.43	524,620.00	
	PUBLICIS GROUPE	29,200	51.00	1,489,200.00	
	RTL GROUP	5,400	47.24	255,096.00	
	SES FDR	48,000	15.37	738,000.00	
	TELENET GROUP HOLDING NV	6,700	46.64	312,488.00	
	UBISOFT ENTERTAINMENT	11,100	83.20	923,520.00	
	VIVENDI SA	143,700	24.76	3,558,012.00	
小計	銘柄数：239			512,897,746.80	
				(63,214,647,293)	
	組入時価比率：11.3%			11.8%	
英ポンド	FERGUSON PLC	30,800	55.14	1,698,312.00	
	WOOD GROUP (JOHN) PLC	86,000	4.47	384,678.00	

BP PLC	2,717,000	5.24	14,242,514.00	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	610,400	24.26	14,811,356.00	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	510,700	24.33	12,425,331.00	
CRODA INTERNATIONAL PLC	16,790	50.70	851,253.00	
JOHNSON MATTHEY PLC	26,700	31.59	843,453.00	
ANGLO AMERICAN PLC	143,300	18.92	2,712,382.40	
ANTOFAGASTA PLC	59,000	8.35	493,004.00	
BHP GROUP PLC	289,000	17.43	5,037,270.00	
FRESNILLO PLC	26,000	7.24	188,448.00	
GLENCORE PLC	1,533,000	2.80	4,305,430.50	
RIO TINTO PLC-REG	157,800	44.12	6,962,136.00	
MONDI PLC	49,400	16.57	818,805.00	
BAE SYSTEMS PLC	441,000	4.69	2,069,613.00	
MEGGITT PLC	111,000	5.34	593,628.00	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	226,000	9.18	2,076,036.00	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC -C	16,827,000	0.00	16,827.00	
MELROSE INDUSTRIES PLC	680,000	1.82	1,239,640.00	
DCC PLC	12,800	65.90	843,520.00	
SMITHS GROUP PLC	54,000	14.98	809,190.00	
WEIR GROUP PLC	31,000	16.03	496,930.00	
ASHTEAD GROUP PLC	63,300	20.28	1,283,724.00	
BUNZLE	44,400	21.25	943,500.00	
BABCOCK INTL GROUP PLC	39,000	5.19	202,722.00	
G4S PLC	219,000	2.10	460,557.00	
ROYAL MAIL PLC	136,000	2.43	331,568.00	
EASYJET PLC	21,000	10.34	217,140.00	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	145,000	6.01	872,610.00	
PERSIMMON PLC	42,600	20.95	892,470.00	
TAYLOR WIMPEY PLC	450,000	1.77	797,400.00	
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	17,100	37.10	634,410.00	
BURBERRY GROUP PLC	55,000	19.21	1,056,825.00	
CARNIVAL PLC	22,900	39.49	904,321.00	
COMPASS GROUP PLC	215,000	17.07	3,670,050.00	
GVC HOLDINGS PLC	71,000	5.97	424,012.00	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	23,750	48.50	1,151,875.00	

MERLIN ENTERTAINMENTS PLC-WI	89,000	3.69	328,677.00	
TUI AG-DI	60,000	8.27	496,680.00	
WHITBREAD PLC	24,500	45.20	1,107,400.00	
MARKS & SPENCER PLC	208,000	2.71	564,096.00	
NEXT PLC	19,800	56.26	1,113,948.00	
KINGFISHER PLC	308,000	2.43	748,440.00	
MORRISON SUPERMARKETS	315,000	2.15	678,510.00	
SAINSBURY	255,000	2.11	539,835.00	
TESCO PLC	1,314,000	2.42	3,181,194.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	29,000	27.32	792,280.00	
DIAGEO PLC	328,400	32.45	10,658,222.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	49,400	25.10	1,239,940.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	312,500	28.39	8,871,875.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	129,500	21.64	2,803,027.50	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	91,300	61.45	5,610,385.00	
UNILEVER PLC	150,900	46.09	6,955,735.50	
CONVATEC GROUP PLC-WI	210,000	1.46	307,755.00	
SMITH & NEPHEW PLC	116,000	16.12	1,869,920.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	26.38	350,854.00	
ASTRAZENECA PLC	172,700	56.92	9,830,084.00	
GLAXOSMITHKLINE PLC	676,000	15.02	10,153,520.00	
BARCLAYS PLC	2,300,000	1.57	3,622,960.00	
HSBC HOLDINGS PLC	2,715,000	6.52	17,701,800.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	9,730,000	0.61	5,940,165.00	
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	650,000	2.32	1,513,850.00	
STANDARD CHARTERED PLC	383,000	6.79	2,603,634.00	
STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	326,000	2.66	867,160.00	
ADMIRAL GROUP PLC	27,000	20.57	555,390.00	
AVIVA PLC	542,000	4.15	2,249,842.00	
DIRECT LINE INSURANCE GROUP	183,000	3.13	572,973.00	
LEGAL & GENERAL	808,000	2.71	2,189,680.00	
PRUDENTIAL PLC	355,000	16.12	5,722,600.00	
RSA INSURANCE GROUP PLC	140,000	5.54	775,880.00	
MICRO FOCUS INTERNATIONAL PLC	48,116	17.85	858,870.60	
SAGE GROUP PLC (THE)	143,000	7.15	1,022,450.00	

	BT GROUP PLC	1, 145, 000	2. 08	2, 390, 760. 00	
	VODAFONE GROUP PLC	3, 650, 000	1. 39	5, 073, 500. 00	
	SSE PLC	137, 000	11. 12	1, 524, 125. 00	
	CENTRICA PLC	780, 000	0. 92	722, 280. 00	
	NATIONAL GRID PLC	461, 000	8. 35	3, 851, 655. 00	
	SEVERN TRENT PLC	32, 400	19. 61	635, 526. 00	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	96, 000	7. 97	765, 312. 00	
	3I GROUP PLC	132, 000	10. 42	1, 376, 100. 00	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	40, 100	22. 98	921, 498. 00	
	INVESTEC PLC	92, 000	4. 77	439, 208. 00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	42, 600	50. 72	2, 160, 672. 00	
	SCHRODERS PLC	15, 800	30. 76	486, 008. 00	
	ST JAMES S PLACE PLC	70, 000	11. 01	770, 700. 00	
	EXPERIAN PLC	121, 800	21. 83	2, 658, 894. 00	
	INTERTEK GROUP PLC	21, 600	51. 24	1, 106, 784. 00	
	RELX PLC	265, 000	17. 42	4, 616, 300. 00	
	INFORMA PLC	173, 000	7. 50	1, 297, 500. 00	
	ITV PLC	500, 000	1. 19	596, 750. 00	
	PEARSON	109, 000	8. 02	874, 616. 00	
	WPP PLC	169, 000	9. 62	1, 626, 794. 00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	121, 000	5. 72	692, 362. 00	
小計	銘柄数：93			236, 749, 917. 50	
	組入時価比率：6. 0%			(33, 800, 785, 721)	
				6. 3%	
イスラエル	CLARIANT AG-REG	25, 900	19. 38	501, 942. 00	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1, 220	590. 50	720, 410. 00	
	GIVAUDAN-REG	1, 247	2, 560. 00	3, 192, 320. 00	
	SIKA AG-REG	17, 000	154. 00	2, 618, 000. 00	
	LAFARGEHOLCIM LTD	67, 000	51. 66	3, 461, 220. 00	
	GEBERIT AG-REG	5, 000	452. 00	2, 260, 000. 00	
	ABB LTD	250, 000	19. 34	4, 836, 250. 00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	3, 000	205. 40	616, 200. 00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	5, 500	210. 60	1, 158, 300. 00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	7, 300	135. 90	992, 070. 00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	71, 600	71. 18	5, 096, 488. 00	

THE SWATCH GROUP AG-B	4,120	285.70	1,177,084.00	
THE SWATCH GROUP AG-REG	7,400	54.85	405,890.00	
DUFRY AG-REG	4,400	94.38	415,272.00	
BARRY CALLEBAUT AG	300	1,829.00	548,700.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	140	6,605.00	924,700.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	13	75,400.00	980,200.00	
NESTLE SA-REG	415,400	97.50	40,501,500.00	
ALCON INC	59,200	62.86	3,721,312.00	
SONOVA HOLDING AG-REG	7,600	205.90	1,564,840.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,450	821.20	1,190,740.00	
NOVARTIS AG-REG	293,800	82.14	24,132,732.00	
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	95,220	258.05	24,571,521.00	
VIFOR PHARMA AG	5,700	136.65	778,905.00	
PARGESA HOLDING SA-BEARER SHARES	5,800	77.20	447,760.00	
BALOISE HOLDING AG	6,600	164.90	1,088,340.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	4,550	451.70	2,055,235.00	
SWISS RE LTD	41,400	90.72	3,755,808.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	20,710	316.50	6,554,715.00	
TEMENOS AG-REG	8,400	164.65	1,383,060.00	
SWISSCOM AG-REG	3,510	470.50	1,651,455.00	
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	347,000	12.40	4,302,800.00	
JULIUS BAER GROUP LTD	31,000	45.47	1,409,570.00	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,430	743.00	1,805,490.00	
UBS GROUP AG	519,000	12.14	6,300,660.00	
LONZA AG-REG	10,390	311.90	3,240,641.00	
ADECCO GROUP AG-REG	21,500	56.50	1,214,750.00	
SGS SA-REG	746	2,540.00	1,894,840.00	
SWISS PRIME SITE-REG	10,100	82.50	833,250.00	
小計 銘柄数：39			164,304,970.00 (17,830,375,344)	
組入時価比率：3.2%			3.3%	
スウェーデンク ローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	24,800	282.30	7,001,040.00
	BOLIDEN AB	36,300	238.20	8,646,660.00
	ASSA ABLOY AB-B	136,000	195.55	26,594,800.00
	SKANSKA AB-B SHS	45,000	160.10	7,204,500.00

	ALFA LAVAL AB	38,900	209.70	8,157,330.00	
	ATLAS COPCO AB-A	89,500	279.00	24,970,500.00	
	ATLAS COPCO AB-B	52,900	255.10	13,494,790.00	
	EPIROC AB - A	92,000	93.54	8,605,680.00	
	EPIROC AB - B	58,000	89.90	5,214,200.00	
	SANDVIK AB	151,000	162.25	24,499,750.00	
	SKF AB-B SHARES	49,000	161.60	7,918,400.00	
	VOLVO AB-B SHS	214,000	140.05	29,970,700.00	
	SECURITAS AB-B SHS	45,000	162.85	7,328,250.00	
	ELECTROLUX AB-B	34,000	226.50	7,701,000.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	55,000	86.02	4,731,100.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	118,000	158.96	18,757,280.00	
	ICA GRUPPEN AB	10,500	364.10	3,823,050.00	
	SWEDISH MATCH AB	23,400	467.70	10,944,180.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	81,700	280.40	22,908,680.00	
	NORDEA BANK ABP	413,000	73.68	30,429,840.00	
	SKANDINAViska ENSKILDA BANKEN AB	221,000	89.28	19,730,880.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	212,000	101.15	21,443,800.00	
	SWEDBANK AB	126,000	146.65	18,477,900.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	25,000	203.10	5,077,500.00	
	INVESTOR AB-B SHS	61,700	430.50	26,561,850.00	
	KINNEVIK AB - B	33,700	263.30	8,873,210.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	9,200	310.60	2,857,520.00	
	ERICSSON LM-B	417,000	88.46	36,887,820.00	
	HEXAGON AB-B SHS	36,100	481.70	17,389,370.00	
	TELIA CO AB	370,000	40.40	14,948,000.00	
	MILLICOM INTERNATIONAL CELLULAR-SDR	9,700	549.00	5,325,300.00	
	TELE 2 AB-B SHS	69,000	126.80	8,749,200.00	
小計	銘柄数：32 組入時価比率：0.9%			465,224,080.00 (5,303,554,512) 1.0%	
ノルウェークロ 一ネ	AKER AB ASA	14,100	256.20	3,612,420.00	
	EQUINOR ASA	161,000	183.00	29,463,000.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	23,200	363.40	8,430,880.00	

	NORSK HYDRO	184,000	33.06	6,083,040.00	
	MOWI ASA	62,000	198.50	12,307,000.00	
	ORKLA ASA	115,000	74.84	8,606,600.00	
	DNB ASA	128,000	154.25	19,744,000.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	25,000	168.35	4,208,750.00	
	TELENOR ASA	102,000	173.30	17,676,600.00	
	SCHIBSTED ASA-B SHS	12,900	212.80	2,745,120.00	
小計	銘柄数：10			112,877,410.00	
	組入時価比率：0.3%			(1,418,869,043)	
				0.3%	
デンマーククロ 一ネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	13,700	706.20	9,674,940.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	28,600	324.40	9,277,840.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	26,800	570.00	15,276,000.00	
	ISS A/S	21,800	215.30	4,693,540.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	520	7,630.00	3,967,600.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	880	8,132.00	7,156,160.00	
	DSV A/S	25,100	604.40	15,170,440.00	
	PANDORA A/S	13,700	276.80	3,792,160.00	
	CARLSBERG B	14,500	874.40	12,678,800.00	
	COLOPLAST-B	16,400	718.00	11,775,200.00	
	DEMANT A/S	13,000	222.40	2,891,200.00	
	GENMAB A/S	8,400	1,090.00	9,156,000.00	
	H LUNDBECK A/S	10,500	271.00	2,845,500.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	247,500	320.00	79,200,000.00	
	DANSKE BANK AS	97,000	112.10	10,873,700.00	
	TRYG A/S	16,000	203.80	3,260,800.00	
	ORSTED A/S	25,400	522.60	13,274,040.00	
小計	銘柄数：17			214,963,920.00	
	組入時価比率：0.6%			(3,549,054,319)	
				0.7%	
豪ドル	WORLEYPARSONS LTD	47,000	13.78	647,660.00	
	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	33,300	26.07	868,131.00	
	OIL SEARCH LTD	179,000	7.58	1,356,820.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	239,000	7.51	1,794,890.00	
	SANTOS LTD.	232,000	6.99	1,621,680.00	

WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	17,000	23.06	392,020.00	
WOODSIDE PETROLEUM	127,000	35.73	4,537,710.00	
INCITEC PIVOT LTD	233,000	3.27	761,910.00	
ORICA LTD	50,000	19.46	973,000.00	
BORAL LTD	153,000	4.79	732,870.00	
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	58,000	18.41	1,067,780.00	
AMCOR	155,000	16.06	2,489,300.00	
ALUMINA LTD	350,000	2.25	787,500.00	
BHP GROUP LIMITED	401,000	36.80	14,756,800.00	
BLUESCOPE STEEL LTD	68,000	13.29	903,720.00	
FORTESCUE METALS GROUP LTD	201,000	7.54	1,515,540.00	
NEWCREST MINING	103,000	25.47	2,623,410.00	
RIO TINTO LTD	51,200	95.27	4,877,824.00	
SOUTH32 LTD	700,000	3.29	2,303,000.00	
CIMIC GROUP LTD	11,700	45.27	529,659.00	
BRAMBLES LTD	218,000	12.27	2,674,860.00	
AURIZON HOLDINGS LTD	273,000	4.97	1,356,810.00	
SYDNEY AIRPORT	144,000	7.71	1,110,240.00	
TRANSURBAN GROUP	357,000	13.58	4,848,060.00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	76,000	26.03	1,978,280.00	
CROWN RESORTS LTD	55,000	13.22	727,100.00	
DOMINO S PIZZA ENTERPRISES L	8,500	40.75	346,375.00	
FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP LTD	7,300	39.73	290,029.00	
TABCORP HOLDINGS	247,000	4.61	1,138,670.00	
HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	97,117	3.98	386,525.66	
WESFARMERS LIMITED	154,000	36.59	5,634,860.00	
COLES GROUP LTD	148,000	12.70	1,879,600.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	181,000	32.99	5,971,190.00	
COCA-COLA AMATIL LTD	77,000	8.84	680,680.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	100,000	15.09	1,509,000.00	
COCHLEAR LTD	8,100	196.02	1,587,762.00	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	20,500	63.41	1,299,905.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	62,000	26.31	1,631,220.00	
CSL LIMITED	61,800	197.25	12,190,050.00	
AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	387,000	27.50	10,642,500.00	

	BANK OF QUEENSLAND LTD	56,000	8.94	500,640.00	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	67,000	10.57	708,190.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	239,400	75.40	18,050,760.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	371,000	25.94	9,623,740.00	
	WESTPAC BANKING CORP	469,000	27.22	12,766,180.00	
	AMP LIMITED	390,000	2.22	865,800.00	
	CHALLENGER LIMITED	80,000	8.03	642,400.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	308,000	7.92	2,439,360.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	350,000	2.88	1,008,000.00	
	QBE INSURANCE	179,000	12.65	2,264,350.00	
	SUNCORP GROUP LTD	181,000	13.67	2,474,270.00	
	COMPUTERSHARE LTD	63,000	17.93	1,129,590.00	
	TELSTRA CORP LTD	540,000	3.41	1,841,400.00	
	TPG TELECOM LTD	52,000	6.35	330,200.00	
	AUSNET SERVICES	230,000	1.85	426,650.00	
	APA GROUP	159,000	10.21	1,623,390.00	
	AGL ENERGY LTD	86,000	22.96	1,974,560.00	
	ASX LTD	26,300	75.35	1,981,705.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	43,900	124.63	5,471,257.00	
	SEEK LTD	48,000	20.08	963,840.00	
	REA GROUP LTD	6,900	81.88	564,972.00	
小計 銘柄数：61				171,076,194.66	
				(13,106,147,272)	
	組入時価比率：2.3%			2.4%	
ニュージーラン ドドル	FLETCHER BUILDING LTD	112,627	5.12	576,650.24	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	130,000	8.42	1,094,600.00	
	A2 MILK CO LTD	106,000	15.97	1,692,820.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION LTD	74,000	15.95	1,180,300.00	
	RYMAN HEALTHCARE LTD	58,000	11.70	678,600.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	260,000	3.62	941,200.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	159,000	4.21	669,390.00	
小計 銘柄数：7				6,833,560.24	
				(493,724,727)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	

香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	371, 040	79. 75	29, 590, 440. 00	
	NWS HOLDINGS LTD	220, 500	16. 24	3, 580, 920. 00	
	MTR CORP	201, 000	46. 20	9, 286, 200. 00	
	MINTH GROUP LTD	112, 000	24. 20	2, 710, 400. 00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	179, 000	52. 30	9, 361, 700. 00	
	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	97, 000	24. 80	2, 405, 600. 00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	316, 000	54. 35	17, 174, 600. 00	
	MGM CHINA HOLDINGS LTD	124, 000	14. 30	1, 773, 200. 00	
	SANDS CHINA LTD	336, 000	41. 45	13, 927, 200. 00	
	SHANGRI-LA ASIA LTD	160, 333	10. 56	1, 693, 116. 48	
	SJM HOLDINGS LIMITED	270, 000	9. 50	2, 565, 000. 00	
	WYNN MACAU LTD	228, 000	19. 68	4, 487, 040. 00	
	WH GROUP LIMITED	1, 170, 000	7. 70	9, 009, 000. 00	
	BANK OF EAST ASIA	167, 060	24. 15	4, 034, 499. 00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	495, 000	32. 95	16, 310, 250. 00	
	HANG SENG BANK	105, 800	203. 00	21, 477, 400. 00	
	AIA GROUP LTD	1, 635, 000	77. 95	127, 448, 250. 00	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	38, 000	86. 95	3, 304, 100. 00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	519, 600	12. 38	6, 432, 648. 00	
	PCCW LTD	550, 000	4. 78	2, 629, 000. 00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	89, 000	62. 70	5, 580, 300. 00	
	CLP HLDGS	227, 000	87. 55	19, 873, 850. 00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	191, 000	55. 75	10, 648, 250. 00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1, 240, 317	18. 72	23, 218, 734. 24	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	162, 400	252. 00	40, 924, 800. 00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	345, 040	62. 05	21, 409, 732. 00	
	HANG LUNG GROUP LTD	103, 000	21. 65	2, 229, 950. 00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	251, 000	17. 08	4, 287, 080. 00	
	HENDERSON LAND	185, 858	47. 55	8, 837, 547. 90	
	HYSAN DEVELOPMENT	83, 000	42. 65	3, 539, 950. 00	
	KERRY PROPERTIES	79, 000	32. 20	2, 543, 800. 00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	839, 666	12. 56	10, 546, 204. 96	
	SINO LAND CO. LTD	480, 000	13. 02	6, 249, 600. 00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	217, 000	134. 00	29, 078, 000. 00	
	SWIRE PACIFIC-A	64, 000	96. 60	6, 182, 400. 00	

	SWIRE PROPERTIES LTD	173,000	31.75	5,492,750.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	164,000	58.25	9,553,000.00	
	WHARF (HOLDING)	174,000	22.55	3,923,700.00	
	WHEELOCK & COMPANY LTD	117,000	54.55	6,382,350.00	
小計	銘柄数：39			509,702,562.58	
	組入時価比率：1.3%			(7,125,641,824)	
				1.3%	
シンガポール ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	198,000	4.02	795,960.00	
	KEPPEL CORP.	202,000	6.53	1,319,060.00	
	SEMCORP INDUSTRIES	140,040	2.53	354,301.20	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	280,000	1.49	417,200.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	77,040	9.54	734,961.60	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	310,000	2.57	796,700.00	
	SATS LTD	77,000	5.27	405,790.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	870,000	0.93	813,450.00	
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	14,000	34.81	487,340.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	940,020	0.28	263,205.60	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	247,000	3.51	866,970.00	
	DBS GROUP HLDGS	243,000	26.55	6,451,650.00	
	OCBC-ORD	433,000	11.39	4,931,870.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	185,000	25.61	4,737,850.00	
	VENTURE CORP LTD	35,000	16.03	561,050.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,110,000	3.17	3,518,700.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	111,000	7.38	819,180.00	
	CAPITALAND LIMITED	330,000	3.40	1,122,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	51,000	8.74	445,740.00	
	UOL GROUP LIMITED	65,000	7.26	471,900.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	240,000	2.39	573,600.00	
小計	銘柄数：21			30,888,478.40	
	組入時価比率：0.4%			(2,483,742,548)	
				0.5%	
新シェケル	ISRAEL CHEMICALS LIMITED	91,000	19.69	1,791,790.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	3,600	493.70	1,777,320.00	
	BANK HAPOALIM BM	141,000	27.25	3,842,250.00	

	BANK LEUMI LE-ISRAEL	195,000	24.49	4,775,550.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	17,000	78.40	1,332,800.00	
	NICE LTD	8,600	477.20	4,103,920.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CP	280,000	2.60	728,000.00	
	AZRIELI GROUP	6,500	198.00	1,287,000.00	
小計	銘柄数：8			19,638,630.00	
	組入時価比率：0.1%			(605,262,576)	
				0.1%	
合計				536,550,912,409	
				(536,550,912,409)	

(注 1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注 2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2019年5月13日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	AGNC INVESTMENT CORP	71,000	1,245,340.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	14,400	2,055,312.00	
		AMERICAN TOWER CORP	60,200	11,778,732.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	196,000	1,885,520.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	18,500	3,713,135.00	
		BOSTON PROPERTIES	20,700	2,736,747.00	
		BROOKFIELD PROPERTY REIT INC CLASS A	15,000	299,400.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	13,100	1,322,838.00	
		CROWN CASTLE INTL CORP	56,800	7,138,624.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	27,800	3,268,724.00	
		DUKE REALTY CORP	47,800	1,466,504.00	
		EQUINIX INC	10,930	5,244,432.60	
		EQUITY RESIDENTIAL	49,400	3,746,002.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	9,030	2,563,075.20	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	17,900	1,895,252.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	9,800	1,267,728.00	
		HCP INC	66,100	2,004,813.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	100,000	1,921,000.00	
		INVITATION HOMES INC	45,000	1,126,350.00	

	IRON MOUNTAIN INC	38,300	1,200,705.00	
	KIMCO REALTY CORP	58,000	1,063,720.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	19,800	952,380.00	
	MACERICH CO /THE	14,200	590,720.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	15,000	1,665,450.00	
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	22,000	1,162,040.00	
	PROLOGIS INC	86,300	6,520,828.00	
	PUBLIC STORAGE	21,500	4,848,465.00	
	REALTY INCOME CORP	39,300	2,681,832.00	
	REGENCY CENTERS CORP	21,000	1,376,340.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	15,200	3,197,928.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	42,300	7,411,383.00	
	SL GREEN REALTY CORP	12,500	1,056,875.00	
	UDR INC	36,700	1,629,480.00	
	VENTAS INC	49,200	3,077,460.00	
	VEREIT INC	125,000	1,050,000.00	
	VORNADO REALTY TRUST	24,200	1,614,140.00	
	WELLTOWER INC	51,700	4,008,301.00	
	WEYERHAEUSER CO	100,500	2,567,775.00	
	WP CAREY INC	21,500	1,701,295.00	
小計	銘柄数：39	1,663,660	106,056,645.80	
			(11,638,656,310)	
	組入時価比率：2.1%			79.9%
カナダドル	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	20,000	465,200.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	22,000	571,340.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	11,000	371,250.00	
小計	銘柄数：3	53,000	1,407,790.00	
			(114,988,287)	
	組入時価比率：0.0%			0.8%
ユーロ	COVIVIO	6,600	643,500.00	
	GECINA SA	6,400	857,600.00	
	ICADE	5,100	383,520.00	
	KLEPIERRE	28,000	863,800.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	19,100	2,783,825.00	
小計	銘柄数：5	65,200	5,532,245.00	

	組入時価比率 : 0. 1%		(681, 849, 196)	
			4. 7%	
英ポンド	BRITISH LAND	128, 000	729, 600. 00	
	HAMMERSON PLC	108, 000	323, 784. 00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	99, 000	894, 168. 00	
	SEGRO PLC	145, 000	994, 700. 00	
小計	銘柄数 : 4	480, 000	2, 942, 252. 00	
			(420, 065, 318)	
	組入時価比率 : 0. 1%		2. 9%	
豪ドル	DEXUS	140, 000	1, 764, 000. 00	
	GOODMAN GROUP	227, 000	2, 989, 590. 00	
	GPT GROUP	256, 000	1, 469, 440. 00	
	LENDLEASE GROUP	77, 000	980, 980. 00	
	MIRVAC GROUP	490, 000	1, 406, 300. 00	
	SCENTRE GROUP	723, 000	2, 689, 560. 00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	348, 000	1, 332, 840. 00	
	VICINITY CENTRES	410, 000	1, 033, 200. 00	
	銘柄数 : 8	2, 671, 000	13, 665, 910. 00	
小計			(1, 046, 945, 365)	
	組入時価比率 : 0. 2%		7. 2%	
香港ドル	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	370, 000	2, 830, 500. 00	
	LINK REIT	288, 000	26, 856, 000. 00	
	銘柄数 : 2	658, 000	29, 686, 500. 00	
小計			(415, 017, 270)	
	組入時価比率 : 0. 1%		2. 8%	
シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	380, 000	1, 117, 200. 00	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	369, 972	702, 946. 80	
	CAPITALAND MALL TRUST	320, 000	780, 800. 00	
	SUNTEC REIT	300, 000	537, 000. 00	
	銘柄数 : 4	1, 369, 972	3, 137, 946. 80	
小計			(252, 322, 302)	
	組入時価比率 : 0. 0%		1. 7%	
合計			14, 569, 844, 048	
			(14, 569, 844, 048)	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2019年5月13日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,785,200,353	—	7,878,552,971	93,352,618
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,352,707,121	—	1,351,858,000	△849,121
米ドル	1,163,898,721	—	1,163,073,000	△825,721
カナダドル	57,061,900	—	57,169,000	107,100
英ポンド	85,669,440	—	85,656,000	△13,440
豪ドル	46,077,060	—	45,960,000	△117,060
合計	—	—	—	92,503,497

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2019年5月13日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	894,092,276
コール・ローン	46,553,565

株式	35,100,040,202
投資信託受益証券	284,972,832
投資証券	122,483,764
派生商品評価勘定	191,503
未収入金	1,743,641
未収配当金	47,681,204
差入委託証拠金	316,277,800
流動資産合計	36,814,036,787
資産合計	36,814,036,787
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	30,155,093
未払解約金	2,694,361
未払利息	49
その他未払費用	783,200
流動負債合計	33,632,703
負債合計	33,632,703
純資産の部	
元本等	
元本	30,105,782,687
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	6,674,621,397
元本等合計	36,780,404,084
純資産合計	36,780,404,084
負債純資産合計	36,814,036,787

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2019年5月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2217円 (12,217円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2018年5月15日 至 2019年5月13日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。	
当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月13日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
新株予約権証券	

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年5月13日現在		
期首		2018年5月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	25,503,353,572円	
同期中における追加設定元本額	6,733,514,752円	
同期中における一部解約元本額	2,131,085,637円	
期末元本額	30,105,782,687円	
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015	26,849,246円	
野村資産設計ファンド2020	31,386,438円	
野村資産設計ファンド2025	48,659,276円	
野村資産設計ファンド2030	56,524,411円	
野村資産設計ファンド2035	43,386,283円	
野村資産設計ファンド2040	98,054,054円	
野村資産設計ファンド2045	14,120,620円	
野村インデックスファンド・新興国株式	3,620,635,178円	
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	229,732,485円	
野村資産設計ファンド2050	23,953,351円	
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	7,276,573円	
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,968,218円	
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,110,863円	
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,328,524円	
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,266,527円	
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,314,202円	
インデックス・ブレンド(タイプIII)	8,648,091円	
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,826,492円	
インデックス・ブレンド(タイプV)	12,514,220円	
野村つみたて外国株投信	742,399,371円	
野村外国株(含む新興国)インデックスAコース(野村投資一任口座向け)	505,350,879円	
野村外国株(含む新興国)インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	1,167,241,963円	
世界6資産分散ファンド	165,893,031円	
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	278,513,387円	
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	20,123,890円	
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	1,273,622,597円	
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	21,712,908,167円	
野村資産設計ファンド(DC)2030	836,296円	
野村資産設計ファンド(DC)2040	855,577円	
野村資産設計ファンド(DC)2050	1,482,477円	

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年5月13日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	ECOPETROL SA-SPONSORED ADR	14,600	18.64	272,144.00	
		INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	57,700	1.16	66,932.00	
		LUKOIL PJSC-SPON ADR	30,750	80.86	2,486,445.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	5,550	185.20	1,027,860.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	331,700	4.98	1,651,866.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	72,800	6.35	462,862.40	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	122,900	3.64	448,093.40	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	16,280	65.00	1,058,200.00	
		TRANSNEFT PJSC	21	2,456.46	51,585.85	
		PJSC PHOSAGRO-GDR REG S	7,010	11.80	82,718.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	7,400	34.99	258,926.00	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	11,100	15.04	166,944.00	
		MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	10,700	8.56	91,592.00	
		NOVOLIPET STEEL - GDR REG S	7,370	24.86	183,218.20	
		PJSC ALROSA	176,000	1.46	257,864.64	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	40,100	21.27	852,927.00	
		POLYUS PJSC-REG S-GDR	3,960	38.34	151,826.40	
		SEVERSTAL-GDR REG S	11,380	15.25	173,545.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	4,792	35.65	170,834.80	
		ZTO EXPRESS CAYMAN INC	21,600	19.01	410,616.00	
		LATAM AIRLINES GROUP-SP ADR	20,300	9.52	193,256.00	
		DP WORLD PLC	11,000	17.81	195,910.00	
		HUAZHU GROUP LTD-SPON ADR	8,800	37.36	328,768.00	
		YUM CHINA HOLDINGS INC	22,450	44.85	1,006,882.50	
		ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	81,060	178.00	14,428,680.00	
		BAOZUN INC-SPN ADR	2,300	42.35	97,405.00	
		CTRI.P. COM INTERNATIONAL -ADR	25,880	40.00	1,035,200.00	
		JD. COM INC-ADR	46,600	28.17	1,312,722.00	
		PINDUODUO INC ADR	13,200	22.40	295,680.00	
		VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	26,600	8.50	226,100.00	
		MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	20,570	13.90	285,923.00	
		X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	8,500	29.36	249,560.00	

	CIA CERVECERIAS UNIDAS-ADR	4,000	26.71	106,840.00	
	HUTCHISON CHINA MEDITECH - ADR	3,890	25.54	99,350.60	
	BANCO DE CHILE-ADR	8,370	28.65	239,800.50	
	BANCO SANTANDER CHILE-ADR	9,596	28.38	272,334.48	
	BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	7,330	49.90	365,767.00	
	CREDICORP LTD	4,310	223.85	964,793.50	
	ITAU CORPBANCA-ADR	5,466	12.35	67,505.10	
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	673,400	3.48	2,344,677.79	
	STATE BANK OF INDIA-GDR	11,070	44.20	489,294.00	
	VTB BANK OJSC-GDR-REG S/WI	87,890	1.09	96,151.66	
	GDS HOLDINGS LTD-ADR	3,200	35.44	113,408.00	
	MOBILE TELESYSTEMS PJSC-ADR	28,650	7.78	222,897.00	
	ENEL AMERICAS S. A-ADR	37,300	7.99	298,027.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	30,925	4.48	138,544.00	
	INTER RAO UES PJSC	1,669,000	0.05	97,018.97	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	85,170	1.40	119,756.68	
	NOAH HLDS LTD ADR	1,500	48.50	72,750.00	
	NEW ORIENTAL EDUCATION-SP ADR	9,140	88.01	804,411.40	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	22,700	35.58	807,666.00	
	51JOB INC-ADR	1,300	74.07	96,291.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	73,040	1.49	108,902.64	
	IQIYI INC-ADR	9,100	20.96	190,736.00	
	NETEASE INC-ADR	4,970	264.47	1,314,415.90	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	7,400	16.59	122,766.00	
	58.COM INC-ADR	5,780	65.57	378,994.60	
	AUTOHOME INC-ADR	3,860	105.80	408,388.00	
	BAIDU INC - SPON ADR	17,440	156.75	2,733,720.00	
	MOMO INC-SPON ADR	8,800	28.97	254,936.00	
	SINA CORP	4,150	55.73	231,279.50	
	WEIBO CORP-SPON ADR	3,400	61.43	208,862.00	
	YY INC-ADR	3,000	71.96	215,880.00	
小計	銘柄数：63 組入時価比率：13.1%			43,969,252.51 (4,825,185,770) 13.8%	
メキシコペソ	MEXICHEM SAB DE CV-*	60,458	41.88	2,531,981.04	

	CEMEX SAB - CPO	886, 985	8. 59	7, 619, 201. 15	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	229, 983	51. 24	11, 784, 328. 92	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	8, 410	210. 36	1, 769, 127. 60	
	ALFA S. A. B. -A	172, 100	18. 66	3, 211, 386. 00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	34, 900	68. 21	2, 380, 529. 00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	14, 300	313. 41	4, 481, 763. 00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	21, 400	188. 50	4, 033, 900. 00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	12, 900	191. 62	2, 471, 898. 00	
	ALSEA SAB DE CV	30, 000	42. 76	1, 282, 800. 00	
	EL PUERTO DE LIVERPOOL-C1	10, 800	118. 65	1, 281, 420. 00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	338, 000	54. 18	18, 312, 840. 00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	26, 100	109. 23	2, 850, 903. 00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	32, 495	119. 18	3, 872, 754. 10	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	118, 200	188. 14	22, 238, 148. 00	
	GRUMA S. A. B. -B	13, 400	191. 72	2, 569, 048. 00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	90, 500	41. 84	3, 786, 520. 00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	79, 500	34. 59	2, 749, 905. 00	
	BANCO SANTANDER MEXICO SA INSTITUCION	132, 000	30. 29	3, 998, 280. 00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	163, 700	113. 48	18, 576, 676. 00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	140, 200	26. 44	3, 706, 888. 00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	2, 142, 000	13. 52	28, 959, 840. 00	
	INFRAESTRUCTURA ENERGETICA N	38, 700	80. 35	3, 109, 545. 00	
	GRUPO TELEVISA SAB - SER CPO	153, 400	35. 04	5, 375, 136. 00	
	MEGACABLE HOLDINGS-CPO	23, 100	80. 44	1, 858, 164. 00	
小計	銘柄数 : 25 組入時価比率 : 2. 6%			164, 812, 981. 81 (946, 026, 515) 2. 7%	
リアル	COSAN SA	9, 100	44. 76	407, 316. 00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	185, 700	29. 35	5, 450, 295. 00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	244, 000	26. 68	6, 509, 920. 00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	48, 000	21. 70	1, 041, 600. 00	
	BRASKEM SA-PREF A	12, 100	40. 05	484, 605. 00	
	KLABIN SA-UNIT	42, 700	16. 40	700, 280. 00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	46, 200	14. 39	664, 818. 00	
	GERDAU SA PFD NPV	56, 100	14. 15	793, 815. 00	

VALE SA	195, 921	49. 46	9, 690, 252. 66	
SUZANO SA	32, 960	40. 31	1, 328, 617. 60	
EMBRAER SA	41, 000	19. 29	790, 890. 00	
WEG SA	51, 924	18. 43	956, 959. 32	
LOCALIZA RENT A CAR	38, 534	36. 74	1, 415, 739. 16	
RUMO SA	70, 600	17. 28	1, 219, 968. 00	
CCR SA	69, 000	12. 35	852, 150. 00	
B2W CIA DIGITAL	13, 500	33. 80	456, 300. 00	
LOJAS AMERICANAS S. A. (PREF)	50, 492	15. 16	765, 458. 72	
LOJAS RENNER S. A.	51, 095	41. 40	2, 115, 333. 00	
MAGAZINE LUIZA SA	4, 100	186. 50	764, 650. 00	
PETROBRAS DISTRIBUIDORA SA	19, 000	23. 95	455, 050. 00	
ATACADAO DISTRIBUICAO COMERC	19, 000	20. 00	380, 000. 00	
CIA BRASILEIRA DE DISTR-PREF	11, 103	83. 74	929, 765. 22	
RAIA DROGASIL SA	13, 500	68. 07	918, 945. 00	
AMBEV SA	301, 056	17. 30	5, 208, 268. 80	
BRF SA	32, 700	29. 88	977, 076. 00	
JBS SA	65, 700	20. 03	1, 315, 971. 00	
M DIAS BRANCO SA	5, 500	41. 90	230, 450. 00	
NATURA COSMETICOS SA	14, 200	52. 99	752, 458. 00	
HYPERA SA	23, 900	29. 60	707, 440. 00	
BANCO BRADESCO S. A.	74, 131	30. 06	2, 228, 377. 86	
BANCO BRADESCO SA – PREF	255, 015	34. 56	8, 813, 318. 40	
BANCO DO BRASIL SA	52, 300	50. 16	2, 623, 368. 00	
BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	24, 400	43. 44	1, 059, 936. 00	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	299, 291	32. 41	9, 700, 021. 31	
ITAUUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	278, 517	11. 45	3, 189, 019. 65	
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	44, 100	28. 10	1, 239, 210. 00	
IRB BRASIL RESSEGUROS SA	10, 000	101. 08	1, 010, 800. 00	
PORTO SEGURO SA	7, 000	52. 00	364, 000. 00	
SUL AMERICA SA – UNITS	9, 149	32. 50	297, 342. 50	
CIELO SA	73, 763	7. 54	556, 173. 02	
TELEFONICA BRASIL-PREF	30, 405	45. 33	1, 378, 258. 65	
TIM PARTICIPACOES SA	46, 552	10. 89	506, 951. 28	
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS	11, 800	32. 94	388, 692. 00	

	PREF B				
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	11, 100	31. 70	351, 870. 00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	60, 029	13. 78	827, 199. 62	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	10, 000	81. 03	810, 300. 00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	19, 000	45. 80	870, 200. 00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	132, 033	33. 30	4, 396, 698. 90	
	KROTON EDUCACIONAL SA	83, 456	10. 10	842, 905. 60	
	ENGIE BRASIL SA	12, 000	42. 57	510, 840. 00	
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	46, 700	12. 20	569, 740. 00	
	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	17, 600	23. 92	420, 992. 00	
小計	銘柄数：52 組入時価比率：6. 9%			91, 240, 606. 27 (2, 531, 014, 417) 7. 2%	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	25, 900	7, 958. 00	206, 112, 200. 00	
	EMPRESAS CMPC SA	71, 951	2, 155. 00	155, 054, 405. 00	
	S. A. C. I. FALABELLA	51, 000	4, 670. 00	238, 170, 000. 00	
	CENCOSUD SA	80, 738	1, 230. 00	99, 307, 740. 00	
	EMBOTELLADORA ANDINA-PREF B	28, 800	2, 401. 10	69, 151, 680. 00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	2, 960	44, 651. 00	132, 166, 960. 00	
	EMPRESA NACIONAL DE TELECOM	8, 972	6, 870. 00	61, 637, 640. 00	
	AGUAS ANDINAS SA-A	208, 000	395. 25	82, 212, 000. 00	
	COLBUN SA	471, 000	132. 51	62, 412, 210. 00	
小計	銘柄数：9 組入時価比率：0. 5%			1, 106, 224, 835. 00 (176, 774, 728) 0. 5%	
コロンビアペソ	CEMENTOS ARGOS SA	27, 600	7, 850. 00	216, 660, 000. 00	
	GRUPO ARGOS SA	15, 600	17, 720. 00	276, 432, 000. 00	
	BANCOLOMBIA SA	15, 900	39, 200. 00	623, 280, 000. 00	
	GRUPO AVAL ACCIONES-PFD	205, 700	1, 240. 00	255, 068, 000. 00	
	GRUPO DE INV SURAMERICANA	13, 000	34, 880. 00	453, 440, 000. 00	
	GRUPO DE INV SURAMERICANA-PREF	7, 000	32, 380. 00	226, 660, 000. 00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	33, 400	15, 640. 00	522, 376, 000. 00	
小計	銘柄数：7 組入時価比率：0. 2%			2, 573, 916, 000. 00 (86, 226, 186) 0. 2%	

ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	3,800	20.36	77,368.00	
	TITAN CEMENT CO	2,570	17.92	46,054.40	
	FF GROUP	2,030	1.92	3,897.60	
	OPAP SA	13,190	8.92	117,654.80	
	JUMBO SA	6,732	15.10	101,653.20	
	ALPHA BANK A. E.	76,409	1.23	94,365.11	
	HELLENIC TELECOM	16,700	11.34	189,378.00	
	小計 銘柄数：7			630,371.11 (77,693,239)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
	英ポンド	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	10,000	7.76	77,640.00
トルコリラ	小計 銘柄数：1			77,640.00 (11,084,662)	
	組入時価比率：0.0%			0.0%	
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	8,300	115.10	955,330.00	
	PETKIM PETROKIMYA HOLDING AS	41,360	4.80	198,528.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	78,250	7.53	589,222.50	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	20,730	18.51	383,712.30	
	KOC HLDGS	53,000	15.30	810,900.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	42,345	5.73	242,636.85	
	TURK HAVA YOLLARI AO	32,186	12.15	391,059.90	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	9,660	23.48	226,816.80	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	3,320	51.35	170,482.00	
	ARCELIK A. S	14,543	16.71	243,013.53	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	12,690	78.00	989,820.00	
	ANADOLU EFES BIRACTLIK VE MALT SANAYII	12,740	18.47	235,307.80	
	AKBANK T. A. S	198,000	5.61	1,110,780.00	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	142,160	7.56	1,074,729.60	
	TURKIYE HALK BANKASI	32,890	5.36	176,290.40	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	91,800	5.08	466,344.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	47,880	7.12	340,905.60	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	77,000	11.70	900,900.00	
	小計 銘柄数：18			9,506,779.28 (174,354,331)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	

チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	5,050	853.50	4,310,175.00	
	MONETA MONEY BANK AS	27,300	72.10	1,968,330.00	
	CEZ AS	9,530	523.50	4,988,955.00	
	小計 銘柄数：3			11,267,460.00 (53,971,133)	
	組入時価比率：0.1%			0.2%	
フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	25,000	3,114.00	77,850,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	8,470	5,440.00	46,076,800.00	
	OTP BANK NYRT	13,690	12,630.00	172,904,700.00	
	小計 銘柄数：3			296,831,500.00 (113,122,484)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
ズロチ	GRUPA LOTOS SA	6,800	73.98	503,064.00	
	POLSKI KONCERN NAFTOWY S.A.	18,800	87.78	1,650,264.00	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	97,770	5.64	551,911.65	
	JASTRZEBSKA SPOLKA WEGLOWA S	2,570	50.00	128,500.00	
	KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	9,700	95.64	927,708.00	
	CCC SA	1,520	187.50	285,000.00	
	LPP SA	94	7,850.00	737,900.00	
	DINO POLSKA SA	2,410	127.30	306,793.00	
	ALIOR BANK SA	4,843	52.25	253,046.75	
	BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	2,010	57.20	114,972.00	
	BANK MILLENNIUM SA	35,830	9.05	324,440.65	
	BANK PEKAO SA	10,520	106.45	1,119,854.00	
	MBANK	900	407.40	366,660.00	
	PKO BANK POLSKI SA	56,400	37.73	2,127,972.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	2,030	368.80	748,664.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	37,500	40.01	1,500,375.00	
	ORANGE POLSKA SA	39,150	4.67	182,908.80	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	51,730	8.75	452,637.50	
	CYFROWY POLSAT SA	18,900	25.84	488,376.00	
	CD PROJEKT RED SA	4,080	212.10	865,368.00	
	小計 銘柄数：20			13,636,415.35 (390,956,028)	
	組入時価比率：1.1%			1.1%	

香港ドル	HAITONG SECURITIES CO LTD-RTS	7,757	0.00	0.00	
	LEGEND HLDS CORP-RTS	18,100	0.00	0.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD-RTS	16,200	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	100,000	7.60	760,000.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	112,000	3.22	360,640.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,630,900	5.74	9,361,366.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	203,000	16.90	3,430,700.00	
	CNOOC LTD	1,109,000	13.38	14,838,420.00	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	186,000	7.88	1,465,680.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	1,284,000	4.60	5,906,400.00	
	YANZHOU COAL MINING-H	96,000	7.86	754,560.00	
	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	206,000	3.40	700,400.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	82,000	45.90	3,763,800.00	
	BBMG CORPORATION - H	127,000	2.52	320,040.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	235,000	6.67	1,567,450.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT HOLDINGS LTD	152,000	7.27	1,105,040.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	210,000	2.73	573,300.00	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	58,000	5.04	292,320.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	167,000	5.77	963,590.00	
	CHINA MOLYBDENUM CO LTD-H	180,000	2.64	475,200.00	
	CHINA ORIENTAL GROUP COMPANY LIMITED	86,000	4.59	394,740.00	
	CHINA ZHONGWANG HOLDING LTD	88,800	3.93	348,984.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	9.81	961,380.00	
	MAANSHAN IRON & STEEL CO LTD - H	134,000	3.47	464,980.00	
	MMG LTD	132,000	2.94	388,080.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	57,000	7.00	399,000.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	347,000	2.85	988,950.00	
	LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	78,000	5.76	449,280.00	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	101,000	7.23	730,230.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	112,000	4.40	492,800.00	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	299,000	7.22	2,158,780.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	230,000	5.94	1,366,200.00	
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	135,000	9.29	1,254,150.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	153,250	7.65	1,172,362.50	

METALLURGICAL CORP OF CHIN-H	156,000	2.03	316,680.00	
SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	71,500	7.11	508,365.00	
FULLSHARE HOLDINGS LIMITED	390,000	0.75	292,500.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-H	126,000	2.85	359,100.00	
XINJIANG GOLDWIND SCI&TEC-H	39,984	8.20	327,868.80	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	36,300	39.20	1,422,960.00	
CITIC LTD	362,000	10.92	3,953,040.00	
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	165,940	11.20	1,858,528.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HOLDINGS	30,000	17.30	519,000.00	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	99,500	25.75	2,562,125.00	
CRRC CORP LTD-H	275,350	6.69	1,842,091.50	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	32,000	17.60	563,200.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	37,500	15.46	579,750.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	117,800	12.74	1,500,772.00	
BOC AVIATION LTD	11,300	65.15	736,195.00	
CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	211,000	7.47	1,576,170.00	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	92,000	14.70	1,352,400.00	
GREENTOWN SER	60,000	6.30	378,000.00	
SINOTRANS LIMITED-H	111,000	3.03	336,330.00	
AIR CHINA LIMITED-H	102,000	8.32	848,640.00	
CHINA EASTERN AIRLINES CO-H	76,000	4.99	379,240.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES H	106,000	5.95	630,700.00	
COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	66,000	4.48	295,680.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD H	140,000	3.24	453,600.00	
CAR INC	41,000	6.15	252,150.00	
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL AIRPORT-H	98,000	6.60	646,800.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	82,000	15.12	1,239,840.00	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	102,000	7.28	742,560.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	68,000	10.78	733,040.00	
SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	49,500	16.50	816,750.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	114,000	8.36	953,040.00	
CHINA FIRST CAPITAL GROUP LTD	172,000	2.74	471,280.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	39,200	25.35	993,720.00	

NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	43,000	11.00	473,000.00	
BAIC MOTOR CORPORATION LIMITED	96,000	4.95	475,200.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	218,000	7.82	1,704,760.00	
BYD CO LTD-H	44,000	49.30	2,169,200.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	184,000	6.82	1,254,880.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	301,000	13.78	4,147,780.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	166,500	5.91	984,015.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	199,890	7.91	1,581,129.90	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO	87,000	20.80	1,809,600.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	67,000	54.15	3,628,050.00	
HENTEN NETWORKS GROUP LTD	1,216,000	0.19	241,984.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	48,400	102.80	4,975,520.00	
CHINA TRAVEL INTL INV HK	118,000	1.59	187,620.00	
MEITUAN DIANPING B	25,400	58.95	1,497,330.00	
GOME RETAIL HODINGS LTD	523,360	0.76	397,753.60	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	31,000	19.04	590,240.00	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	127,000	6.51	826,770.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	87,333	35.70	3,117,788.10	
TSING TAO BREWERY CO-H	20,000	49.40	988,000.00	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	114,000	2.42	275,880.00	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.10	15,120.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	172,000	29.65	5,099,800.00	
DALI FOODS GROUP CO LTD	111,500	5.54	617,710.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	118,000	13.16	1,552,880.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	70,000	8.28	579,600.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	288,000	6.17	1,776,960.00	
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING LTD	28,000	36.35	1,017,800.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	44,500	66.10	2,941,450.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	116,000	7.40	858,400.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	50,900	15.66	797,094.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	69,200	30.35	2,100,220.00	
3SBIO, INC	77,000	14.30	1,101,100.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	81,000	6.64	537,840.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	93,000	10.72	996,960.00	

CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	124, 000	4. 25	527, 000. 00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	292, 000	13. 84	4, 041, 280. 00	
LUYE PHARMA GROUP LTD	62, 500	6. 92	432, 500. 00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	34, 500	24. 60	848, 700. 00	
SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	155, 000	1. 86	288, 300. 00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	433, 000	7. 38	3, 195, 540. 00	
SSY GROUP LTD	82, 000	6. 84	560, 880. 00	
TONG REN TANG TECHNOLOGIES-H	31, 000	10. 26	318, 060. 00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1, 848, 000	3. 42	6, 320, 160. 00	
BANK OF CHINA LTD-H	4, 923, 000	3. 51	17, 279, 730. 00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	581, 790	6. 17	3, 589, 644. 30	
CHINA CITIC BANK-H	560, 000	4. 71	2, 637, 600. 00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	6, 036, 000	6. 47	39, 052, 920. 00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	134, 000	3. 60	482, 400. 00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	250, 192	37. 05	9, 269, 613. 60	
CHINA MINSHENG BANKING-H	419, 800	5. 62	2, 359, 276. 00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	137, 000	4. 15	568, 550. 00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	4, 374, 000	5. 52	24, 144, 480. 00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	546, 000	4. 60	2, 511, 600. 00	
FAR EAST HORIZON LTD	154, 000	8. 11	1, 248, 940. 00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	467, 000	19. 56	9, 134, 520. 00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	172, 000	29. 70	5, 108, 400. 00	
CHINA REINSURANCE GROUP CO-H	308, 000	1. 50	462, 000. 00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103, 472	21. 25	2, 198, 780. 00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	47, 400	38. 50	1, 824, 900. 00	
PEOPLES S INSURANCE CO GROU-H	587, 000	3. 02	1, 772, 740. 00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	434, 420	8. 05	3, 497, 081. 00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	325, 500	88. 85	28, 920, 675. 00	
ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE-H	8, 900	24. 55	218, 495. 00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	66, 000	18. 28	1, 206, 480. 00	
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	142, 000	8. 77	1, 245, 340. 00	
KINGSOFT CORP LTD	46, 000	18. 16	835, 360. 00	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	33, 000	13. 32	439, 560. 00	
ZTE CORP-H	58, 052	23. 05	1, 338, 098. 60	

LEGEND HLDS CORP	18, 100	19. 70	356, 570. 00	
LENOVO GROUP LTD	426, 000	6. 56	2, 794, 560. 00	
MEITU INC	106, 000	2. 40	254, 400. 00	
XIAOMI CORPORATION	236, 000	10. 64	2, 511, 040. 00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	45, 000	46. 90	2, 110, 500. 00	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COM-H	80, 000	5. 40	432, 000. 00	
KINGBOARD HOLDINGS LTD	43, 000	23. 00	989, 000. 00	
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	58, 500	7. 68	449, 280. 00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	43, 800	90. 70	3, 972, 660. 00	
HANERGY THIN FILM POWER GROUP LTD	367, 000	0. 05	19, 451. 00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	26, 000	17. 12	445, 120. 00	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	176, 000	8. 23	1, 448, 480. 00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	162, 000	4. 33	701, 460. 00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174, 400	6. 11	1, 065, 584. 00	
CHINA TELECOM CORP LTD-H	856, 000	3. 97	3, 398, 320. 00	
CHINA TOWER CORP LTD	2, 540, 000	2. 02	5, 130, 800. 00	
CHINA UNICOM HONGKONG LTD	378, 000	8. 84	3, 341, 520. 00	
CHINA MOBILE LTD	383, 500	72. 10	27, 650, 350. 00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	36, 000	40. 00	1, 440, 000. 00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	117, 400	24. 85	2, 917, 390. 00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	52, 000	36. 45	1, 895, 400. 00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	49, 600	75. 00	3, 720, 000. 00	
TOWNGAS CHINA COMPANY LTD	53, 000	5. 93	314, 290. 00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	317, 000	4. 36	1, 382, 120. 00	
GUANGDONG INVESTMENT	184, 000	14. 96	2, 752, 640. 00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	620, 000	1. 93	1, 196, 600. 00	
CHINA DING YI FENG HOLDINGS LT	56, 000	23. 10	1, 293, 600. 00	
CHINA EVERBRIGHT LTD	48, 000	13. 24	635, 520. 00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	266, 000	4. 71	1, 252, 860. 00	
CHINA HUARONG ASSET MANAGEMENT CO LTD	592, 000	1. 46	864, 320. 00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	56, 400	15. 56	877, 584. 00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	149, 000	15. 70	2, 339, 300. 00	
GF SECURITIES CO LTD-H	82, 600	9. 70	801, 220. 00	

GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD	32,600	15.16	494,216.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	217,200	9.16	1,989,552.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	92,200	13.30	1,226,260.00	
CGN POWER CO LTD-H	627,000	2.03	1,272,810.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	218,000	5.06	1,103,080.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	240,000	1.96	470,400.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	108,000	10.64	1,149,120.00	
DATANG INTERNATIONAL POWER GEN-H	166,000	1.89	313,740.00	
HUADIAN POWER INTL CORP-H	88,000	3.00	264,000.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	238,000	4.74	1,128,120.00	
HUANENG RENEWABLES CORP-H	380,000	2.03	771,400.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	212,000	8.27	1,753,240.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	72,000	18.44	1,327,680.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	29,000	79.05	2,292,450.00	
AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	94,000	11.00	1,034,000.00	
CHINA EVERGRANDE GROUP	158,000	22.85	3,610,300.00	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	300,000	4.76	1,428,000.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	234,000	28.90	6,762,600.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	170,444	33.05	5,633,174.20	
CHINA VANKE CO LTD-H	81,300	29.15	2,369,895.00	
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	196,000	5.08	995,680.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	487,380	11.92	5,809,569.60	
FUTURE LAND DEVELOPMENT HLD LTD	96,000	8.81	845,760.00	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	47,000	6.04	283,880.00	
GUANGZHOU R&F PROPERTIES-H	50,400	14.88	749,952.00	
JIAYUAN INTL GROUP LTD	54,000	3.47	187,380.00	
KAISA GROUP HLDS LTD	115,000	3.12	358,800.00	
KWG GROUP HOLDINGS LTD	68,500	8.52	583,620.00	
LOGAN PROPERTY HLDS CO LTD	74,000	11.84	876,160.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	98,000	28.10	2,753,800.00	
SHENZHEN INVESTMENT LTD	176,000	2.95	519,200.00	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	72,000	22.80	1,641,600.00	
SHUI ON LAND LTD	197,000	1.81	356,570.00	
SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD	146,000	3.30	481,800.00	

	SOHO CHINA LTD	106,000	2.62	277,720.00	
	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	148,000	37.65	5,572,200.00	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	370,000	1.77	654,900.00	
	YUZHOU PROPERTIES CO LTD	91,000	3.81	346,710.00	
	CHINA LITERATURE LTD	20,800	34.55	718,640.00	
	ALIBABA PICTURES GROUP LTD	870,000	1.66	1,444,200.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	356,500	382.00	136,183,000.00	
小計	銘柄数：209			596,639,093.70	
	組入時価比率：22.7%			(8,341,014,529)	
				23.9%	
リンギ	DIALOG GROUP BHD	219,344	3.14	688,740.16	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	14,500	24.24	351,480.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	163,000	8.89	1,449,070.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	81,100	4.44	360,084.00	
	GAMUDA BERHAD	100,200	3.26	326,652.00	
	IJM CORP	152,600	2.08	317,408.00	
	HAP SENG CONSOLIDATED	33,800	9.80	331,240.00	
	SIME DARBY BERHAD	122,800	2.20	270,160.00	
	AIRASIA GROUP BHD	86,600	2.60	225,160.00	
	MISC BHD	69,060	6.71	463,392.60	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	56,460	7.15	403,689.00	
	WESTPORTS HOLDINGS BHD	51,400	3.66	188,124.00	
	GENTING BHD	124,000	6.76	838,240.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	163,200	3.18	518,976.00	
	FRASER & NEAVE HOLDINGS BHD	7,700	33.38	257,026.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	14,600	10.28	150,088.00	
	IOI CORP	116,700	4.24	494,808.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG	26,400	24.50	646,800.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	3,600	144.00	518,400.00	
	PPB GROUP BERHAD	35,040	18.60	651,744.00	
	QL RESOURCES BHD	40,000	6.72	268,800.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	144,300	4.95	714,285.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	7,800	33.98	265,044.00	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	74,400	4.89	363,816.00	
	TOP GLOVE CORP BHD	84,200	4.75	399,950.00	

	IHH HEALTHCARE BHD	164,000	5.47	897,080.00	
	ALLIANCE BANK MALAYSIA BHD	54,800	3.74	204,952.00	
	AMMB HOLDING	125,000	4.40	550,000.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	289,000	5.12	1,479,680.00	
	HONG LEONG BANK	37,460	19.50	730,470.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	13,422	18.94	254,212.68	
	MALAYAN BANKING	246,000	8.97	2,206,620.00	
	PUBLIC BANK BHD	182,760	22.26	4,068,237.60	
	RHB BANK BHD	80,023	5.74	459,332.02	
	TELEKOM MALAYSIA	62,000	2.71	168,020.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	195,000	4.39	856,050.00	
	DIGI.COM BERHAD	220,000	4.69	1,031,800.00	
	MAXIS BHD	146,200	5.36	783,632.00	
	TENAGA NASIONAL	192,300	11.80	2,269,140.00	
	PETRONAS GAS BERHAD	46,800	17.00	795,600.00	
	YTL CORPORATION	210,847	1.14	240,365.58	
	IOI PROPERTIES GROUP BHD	70,540	1.28	90,291.20	
	SIME DARBY PROPERTY BHD	250,000	1.03	257,500.00	
	SP SETIA BHD	87,500	2.08	182,000.00	
小計 銘柄数：44				28,988,159.84	
				(764,707,656)	
	組入時価比率：2.1%			2.2%	
バーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	122,000	15.90	1,939,800.00	
	IRPC PCL - NVDR	527,900	5.30	2,797,870.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	86,400	129.50	11,188,800.00	
	PTT PCL-NVDR	665,000	47.75	31,753,750.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	83,000	66.75	5,540,250.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	110,967	47.75	5,298,674.25	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	151,994	66.75	10,145,599.50	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	22,800	460.00	10,488,000.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	311,600	11.60	3,614,560.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	275,000	67.75	18,631,250.00	
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	447,100	11.00	4,918,100.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	163,000	36.50	5,949,500.00	
	ROBINSON PCL -NVDR	26,100	56.25	1,468,125.00	

	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	242, 597	16. 00	3, 881, 552. 00	
	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	73, 700	51. 50	3, 795, 550. 00	
	CP ALL PCL-NVDR	311, 000	76. 75	23, 869, 250. 00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	213, 200	27. 75	5, 916, 300. 00	
	THAI UNION GROUP PCL-NVDR	112, 800	18. 50	2, 086, 800. 00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	280, 000	24. 90	6, 972, 000. 00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	20, 800	168. 00	3, 494, 400. 00	
	BANGKOK BANK (F)	13, 500	208. 00	2, 808, 000. 00	
	KASIKORN BANK PCL-NVDR	37, 000	187. 00	6, 919, 000. 00	
	KASIKORN BANK PCL(F)	72, 000	187. 00	13, 464, 000. 00	
	KRUNG THAI BANK-NVDR	267, 050	18. 80	5, 020, 540. 00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	109, 800	127. 50	13, 999, 500. 00	
	TMB BANK PUBLIC CORP-NVDR	649, 400	1. 96	1, 272, 824. 00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	30, 700	72. 75	2, 233, 425. 00	
	TRUE CORP PCL-NVDR	597, 200	5. 00	2, 986, 000. 00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	64, 600	190. 00	12, 274, 000. 00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	49, 000	48. 50	2, 376, 500. 00	
	ELECTRICITY GENERATING PCL-NVDR	6, 700	289. 00	1, 936, 300. 00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	95, 000	54. 00	5, 130, 000. 00	
	GLOW ENERGY PCL – NVDR	26, 100	90. 25	2, 355, 525. 00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	33, 000	105. 00	3, 465, 000. 00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	75, 900	73. 50	5, 578, 650. 00	
	LAND & HOUSES PUB – NVDR	162, 300	10. 70	1, 736, 610. 00	
小計	銘柄数 : 36			247, 306, 004. 75	
	組入時価比率 : 2. 3%			(858, 151, 836)	
				2. 4%	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	146, 000	48. 60	7, 095, 600. 00	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	218, 900	13. 60	2, 977, 040. 00	
	DMCI HOLDINGS INC	178, 000	10. 38	1, 847, 640. 00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	173, 700	61. 50	10, 682, 550. 00	
	SM INVESTMENTS CORP	16, 305	925. 00	15, 082, 125. 00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	69, 000	133. 00	9, 177, 000. 00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	24, 400	302. 80	7, 388, 320. 00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	50, 800	160. 00	8, 128, 000. 00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	53, 599	84. 75	4, 542, 515. 25	

	BDO UNIBANK INC	124, 998	135. 80	16, 974, 728. 40	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	113, 005	72. 50	8, 192, 862. 50	
	SECURITY BANK CORP	12, 000	171. 90	2, 062, 800. 00	
	AYALA CORPORATION	17, 002	890. 00	15, 131, 780. 00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	5, 061	850. 00	4, 301, 850. 00	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	747, 800	4. 29	3, 208, 062. 00	
	GLOBE TELECOM INC	2, 070	1, 995. 00	4, 129, 650. 00	
	PLDT INC	4, 970	1, 240. 00	6, 162, 800. 00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	16, 900	371. 20	6, 273, 280. 00	
	ABOITIZ POWER CORP	76, 700	35. 20	2, 699, 840. 00	
	AYALA LAND LTD	441, 300	47. 00	20, 741, 100. 00	
	MEGAWORLD CORP	558, 000	5. 33	2, 974, 140. 00	
	ROBINSONS LAND CO	92, 868	23. 80	2, 210, 258. 40	
	SM PRIME HLDGS	669, 975	38. 50	25, 794, 037. 50	
小計	銘柄数 : 23			187, 777, 979. 05	
	組入時価比率 : 1. 1%			(394, 333, 756)	
				1. 1%	
ルピア	ADARO ENERGY PT	839, 200	1, 265. 00	1, 061, 588, 000. 00	
	BUKIT ASAM TBK PT	220, 000	3, 080. 00	677, 600, 000. 00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	99, 150	26, 250. 00	2, 602, 687, 500. 00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	101, 200	19, 450. 00	1, 968, 340, 000. 00	
	SEMENT INDONESIA PERSERO TBK PT	176, 000	11, 150. 00	1, 962, 400, 000. 00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	148, 600	6, 450. 00	958, 470, 000. 00	
	PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA	100, 000	7, 775. 00	777, 500, 000. 00	
	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	113, 559	5, 600. 00	635, 930, 400. 00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1, 286, 000	7, 175. 00	9, 227, 050, 000. 00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	104, 000	9, 825. 00	1, 021, 800, 000. 00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	266, 200	6, 650. 00	1, 770, 230, 000. 00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	499, 000	4, 960. 00	2, 475, 040, 000. 00	
	GUDANG GARAM TBK	29, 200	83, 325. 00	2, 433, 090, 000. 00	
	HM SAMPOERNA TBK PT	640, 000	3, 510. 00	2, 246, 400, 000. 00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	89, 100	44, 200. 00	3, 938, 220, 000. 00	
	KALBE FARMA PT	1, 540, 000	1, 445. 00	2, 225, 300, 000. 00	
	BANK CENTRAL ASIA	631, 000	28, 050. 00	17, 699, 550, 000. 00	
	BANK MANDIRI	1, 142, 000	7, 475. 00	8, 536, 450, 000. 00	

	BANK NEGARA INDONESIA PT	499,000	8,600.00	4,291,400,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	3,570,000	4,120.00	14,708,400,000.00	
	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	208,000	2,390.00	497,120,000.00	
	TELEKOMUNIKASI	3,080,000	3,790.00	11,673,200,000.00	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	88,700	3,680.00	326,416,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA TBK PT	593,500	2,020.00	1,198,870,000.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	428,300	1,250.00	535,375,000.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	920,000	680.00	625,600,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	345,500	1,650.00	570,075,000.00	
小計	銘柄数 : 27			96,644,101,900.00	
	組入時価比率 : 2.0%			(744,159,584)	
				2.1%	
ウォン	GS HOLDINGS CORP	3,600	50,200.00	180,720,000.00	
	S-OIL CORPORATION	2,690	85,900.00	231,071,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	3,980	170,500.00	678,590,000.00	
	HANWHA CHEMICAL CORP	6,330	21,100.00	133,563,000.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	998	91,300.00	91,117,400.00	
	LG CHEM LTD - PREFERRED	384	195,000.00	74,880,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	2,892	344,000.00	994,848,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,050	264,500.00	277,725,000.00	
	OCI COMPANY LTD	860	88,800.00	76,368,000.00	
	POSCO CHEMICAL CO LTD	1,810	52,200.00	94,482,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	4,779	43,200.00	206,452,800.00	
	KOREA ZINC CO LTD	592	433,000.00	256,336,000.00	
	POSCO	4,920	241,000.00	1,185,720,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	4,520	31,000.00	140,120,000.00	
	KCC CORP	309	288,000.00	88,992,000.00	
	DAELIM INDUSTRIAL COMPANY	1,600	96,400.00	154,240,000.00	
	DAEWOO ENGINEERING & CONSTR	9,690	4,845.00	46,948,050.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	4,220	38,050.00	160,571,000.00	
	HDC HYUNDAI DEVELOPMENT CO-E	1,566	44,450.00	69,608,700.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	4,650	47,300.00	219,945,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	8,520	16,450.00	140,154,000.00	
	CJ CORP	1,100	111,500.00	122,650,000.00	
	CJ CORP-CONVERT PREF	165	83,354.00	13,753,533.00	

HANWHA CORPORATION	2, 470	28, 150. 00	69, 530, 500. 00	
LG CORP	6, 050	72, 000. 00	435, 600, 000. 00	
LOTTE CORP	1, 620	46, 350. 00	75, 087, 000. 00	
SAMSUNG C&T CORP	4, 770	98, 900. 00	471, 753, 000. 00	
SK HOLDINGS CO LTD	1, 892	248, 500. 00	470, 162, 000. 00	
DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	2, 900	27, 600. 00	80, 040, 000. 00	
DOOSAN BOBCAT INC	3, 350	32, 200. 00	107, 870, 000. 00	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	2, 377	115, 500. 00	274, 543, 500. 00	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDINGS CO LTD	597	310, 000. 00	185, 070, 000. 00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	30, 700	8, 110. 00	248, 977, 000. 00	
POSCO INTERNATIONAL CORP	3, 900	17, 550. 00	68, 445, 000. 00	
S-1 CORPORATION	820	95, 300. 00	78, 146, 000. 00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1, 140	152, 500. 00	173, 850, 000. 00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	2, 576	32, 150. 00	82, 818, 400. 00	
PAN OCEAN CO LTD	14, 890	4, 450. 00	66, 260, 500. 00	
CJ LOGISTICS	390	156, 000. 00	60, 840, 000. 00	
HANKOOK TIRE CO LTD/NEW	5, 320	37, 600. 00	200, 032, 000. 00	
HANON SYSTEMS	11, 650	11, 550. 00	134, 557, 500. 00	
HYUNDAI MOBIS	4, 410	219, 000. 00	965, 790, 000. 00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD	8, 740	130, 000. 00	1, 136, 200, 000. 00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	2, 640	81, 800. 00	215, 952, 000. 00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	1, 470	74, 700. 00	109, 809, 000. 00	
KIA MOTORS CORP	15, 770	42, 350. 00	667, 859, 500. 00	
LG ELECTRONICS INC	6, 980	72, 400. 00	505, 352, 000. 00	
WOONGJIN COWAY CO LTD	3, 340	78, 900. 00	263, 526, 000. 00	
HLB INC	2, 500	77, 100. 00	192, 750, 000. 00	
FILA KOREA LTD	3, 430	78, 200. 00	268, 226, 000. 00	
KANGWON LAND INC	7, 900	32, 350. 00	255, 565, 000. 00	
CJ ENM CO LTD	657	196, 500. 00	129, 100, 500. 00	
HYUNDAI DEPT STORE CO	1, 140	94, 900. 00	108, 186, 000. 00	
LOTTE SHOPPING CO	800	167, 500. 00	134, 000, 000. 00	
SHINSEGAE CO LTD	427	321, 000. 00	137, 067, 000. 00	
HOTEL SHILLA CO LTD	1, 672	109, 000. 00	182, 248, 000. 00	
BGF RETAIL CO LTD /NEW	485	204, 500. 00	99, 182, 500. 00	

E-MART CO	1, 181	160, 500. 00	189, 550, 500. 00	
GS RETAIL CO LTD	1, 140	35, 400. 00	40, 356, 000. 00	
CJ CHEILJEDANG CORP	510	300, 000. 00	153, 000, 000. 00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	1, 131	98, 000. 00	110, 838, 000. 00	
OTTOGI CORPORATION	70	702, 000. 00	49, 140, 000. 00	
KT & G CORP	7, 450	101, 000. 00	752, 450, 000. 00	
AMOREPACIFIC CORP	2, 180	203, 500. 00	443, 630, 000. 00	
AMOREPACIFIC CORP-PREF	410	112, 000. 00	45, 920, 000. 00	
AMOREPACIFIC GROUP	1, 520	73, 400. 00	111, 568, 000. 00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	570	1, 323, 000. 00	754, 110, 000. 00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH-PREF	104	758, 000. 00	78, 832, 000. 00	
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	3, 335	70, 500. 00	235, 117, 500. 00	
CELLTRION INC	5, 059	201, 500. 00	1, 019, 388, 500. 00	
HELIXMITH CO LTD	960	225, 500. 00	216, 480, 000. 00	
MEDY-TOX INC	226	516, 100. 00	116, 638, 600. 00	
SILLAJEN INC	3, 750	57, 400. 00	215, 250, 000. 00	
CELLTRION PHARM INC	830	55, 000. 00	45, 650, 000. 00	
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	472	412, 000. 00	194, 464, 000. 00	
HANMI SCIENCE CO LTD	750	70, 200. 00	52, 650, 000. 00	
YUHAN CORPORATION	690	229, 500. 00	158, 355, 000. 00	
BNK FINANCIAL GROUP INC	12, 887	7, 020. 00	90, 466, 740. 00	
DGB FINANCIAL GROUP INC	8, 359	8, 530. 00	71, 302, 270. 00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	18, 090	36, 300. 00	656, 667, 000. 00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	15, 040	14, 000. 00	210, 560, 000. 00	
KB FINANCIAL GROUP INC	24, 980	46, 350. 00	1, 157, 823, 000. 00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	26, 890	44, 900. 00	1, 207, 361, 000. 00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	29, 900	13, 800. 00	412, 620, 000. 00	
DB INSURANCE CO LTD	2, 850	67, 300. 00	191, 805, 000. 00	
HANWHA LIFE INSURANCE CO LTD	13, 280	3, 695. 00	49, 069, 600. 00	
HYUNDAI MARINE & FIRE INS CO	3, 400	36, 150. 00	122, 910, 000. 00	
ORANGE LIFE INSURANCE LTD	1, 610	34, 350. 00	55, 303, 500. 00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	1, 890	292, 500. 00	552, 825, 000. 00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	4, 640	81, 000. 00	375, 840, 000. 00	
SAMSUNG SDS CO LTD	2, 320	205, 500. 00	476, 760, 000. 00	
SAMSUNG ELECTRONICS	298, 820	42, 900. 00	12, 819, 378, 000. 00	

	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	52, 280	35, 100. 00	1, 835, 028, 000. 00	
	LG INNOTEK CO LTD	860	112, 500. 00	96, 750, 000. 00	
	LG. DISPLAY CO LTD	16, 200	17, 850. 00	289, 170, 000. 00	
	SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	3, 320	99, 300. 00	329, 676, 000. 00	
	SAMSUNG SDI CO, LTD	3, 500	221, 500. 00	775, 250, 000. 00	
	SK HYNIX INC	36, 810	74, 400. 00	2, 738, 664, 000. 00	
	KT CORP	880	28, 150. 00	24, 772, 000. 00	
	LG UPLUS CORP	6, 440	15, 800. 00	101, 752, 000. 00	
	SK TELECOM CO LTD	1, 270	262, 500. 00	333, 375, 000. 00	
	KOREA ELECTRIC POWER	15, 370	27, 300. 00	419, 601, 000. 00	
	KOREA GAS CORPORATION	1, 599	41, 100. 00	65, 718, 900. 00	
	SAMSUNG CARD CO	1, 360	35, 850. 00	48, 756, 000. 00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	2, 250	66, 200. 00	148, 950, 000. 00	
	MIRAE ASSET DAEWOO CO LTD	24, 737	7, 320. 00	181, 074, 840. 00	
	NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	7, 730	13, 150. 00	101, 649, 500. 00	
	SAMSUNG SECURITIES	3, 565	34, 250. 00	122, 101, 250. 00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1, 024	298, 000. 00	305, 152, 000. 00	
	CHEIL WORLDWIDE INC	3, 320	25, 850. 00	85, 822, 000. 00	
	NCSOFT CORPORATION	1, 137	502, 000. 00	570, 774, 000. 00	
	NETMARBLE CORP	1, 470	131, 000. 00	192, 570, 000. 00	
	PEARL ABYSS CORP	310	169, 700. 00	52, 607, 000. 00	
	KAKAO CORP	3, 070	130, 000. 00	399, 100, 000. 00	
	NAVER CORP	8, 810	122, 500. 00	1, 079, 225, 000. 00	
	小計 銘柄数 : 115			48, 024, 869, 083. 00	
	組入時価比率 : 12. 2%			(4, 471, 115, 311)	
				12. 8%	
新台湾 ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	72, 360	106. 50	7, 706, 340. 00	
	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	214, 998	107. 00	23, 004, 786. 00	
	FORMOSA PLASTIC	278, 424	109. 50	30, 487, 428. 00	
	NAN YA PLASTICS CORP	333, 726	77. 20	25, 763, 647. 20	
	ASIA CEMENT	126, 980	41. 70	5, 295, 066. 00	
	TAIWAN CEMENT	276, 955	42. 50	11, 770, 587. 50	
	CHINA STEEL	762, 544	24. 55	18, 720, 455. 20	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	226, 454	31. 95	7, 235, 205. 30	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	6, 000	376. 00	2, 256, 000. 00	

HIWIN TECHNOLOGIES CORP	12,858	260.00	3,343,080.00	
CHINA AIRLINES	133,561	9.26	1,236,774.86	
EVA AIRWAYS CORP	175,677	14.80	2,600,019.60	
EVERGREEN MARINE	91,157	12.50	1,139,462.50	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	148,000	36.60	5,416,800.00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	107,036	39.70	4,249,329.20	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	10,000	239.00	2,390,000.00	
TATUNG CO LTD	130,000	23.10	3,003,000.00	
GIANT MANUFACTURING	18,752	221.00	4,144,192.00	
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	11,443	396.50	4,537,149.50	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	20,315	252.50	5,129,537.50	
FORMOSA TAFFETA CO.	65,000	37.20	2,418,000.00	
POU CHEN CORP	135,468	36.05	4,883,621.40	
RUENTEX INDUSTRIES LTD	20,271	69.50	1,408,834.50	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	16,000	435.00	6,960,000.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	34,816	299.00	10,409,984.00	
STANDARD FOODS CORP	27,079	53.00	1,435,187.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	296,836	77.30	22,945,422.80	
TAIMED BIOLOGICS INC	11,000	143.50	1,578,500.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	378,185	18.10	6,845,148.50	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	838,789	9.48	7,951,719.72	
CTBC FINANCIAL HOLDING	1,139,212	21.20	24,151,294.40	
E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	614,718	25.00	15,367,950.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	611,671	21.60	13,212,093.60	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	464,017	20.10	9,326,741.70	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	661,380	29.60	19,576,848.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	748,549	11.85	8,870,305.65	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	644,233	13.85	8,922,627.05	
TAIWAN BUSINESS BANK	305,349	12.50	3,816,862.50	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	554,672	20.00	11,093,440.00	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA VINGS BANK	211,000	50.70	10,697,700.00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	70,924	123.00	8,723,652.00	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	518,510	43.20	22,399,632.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	162,205	24.85	4,030,794.25	

FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	434, 541	44. 60	19, 380, 528. 60	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	676, 891	8. 77	5, 936, 334. 07	
ACER INC	160, 767	19. 40	3, 118, 879. 80	
ADVANTECH CO. , LTD.	21, 594	252. 00	5, 441, 688. 00	
ASUSTEK COMPUTER INC	41, 805	220. 00	9, 197, 100. 00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	40, 840	238. 00	9, 719, 920. 00	
CHICONY ELECTRONICS CO LTD	29, 645	71. 20	2, 110, 724. 00	
COMPAL ELECTRONICS	244, 590	19. 50	4, 769, 505. 00	
INVENTEC CO. , LTD	136, 911	23. 35	3, 196, 871. 85	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	145, 897	43. 05	6, 280, 865. 85	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	52, 000	77. 50	4, 030, 000. 00	
PEGATRON CORP	121, 692	51. 70	6, 291, 476. 40	
QUANTA COMPUTER INC	175, 684	58. 80	10, 330, 219. 20	
WISTRON CORP	156, 457	24. 55	3, 841, 019. 35	
AU OPTRONICS CORP	489, 008	10. 10	4, 938, 980. 80	
DELTA ELECTRONICS INC	129, 681	150. 50	19, 516, 990. 50	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	54, 834	66. 20	3, 630, 010. 80	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	817, 649	83. 70	68, 437, 221. 30	
INNOLUX CORP	505, 322	9. 01	4, 552, 951. 22	
LARGAN PRECISION CO LTD	6, 040	4, 455. 00	26, 908, 200. 00	
SYNTEX TECHNOLOGY INTL CORP	77, 566	37. 40	2, 900, 968. 40	
WALSIN TECHNOLOGY CORP	18, 000	176. 00	3, 168, 000. 00	
WPG HOLDINGS CO LTD	115, 387	39. 90	4, 603, 941. 30	
YAGEO CORPORATION	14, 377	280. 50	4, 032, 748. 50	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	36, 410	104. 00	3, 786, 640. 00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	217, 658	68. 80	14, 974, 870. 40	
GLOBALWAFERS CO LTD	13, 000	342. 00	4, 446, 000. 00	
MEDIATEK INC	94, 538	298. 50	28, 219, 593. 00	
NANYA TECHNOLOGY CO	59, 000	63. 80	3, 764, 200. 00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	34, 058	211. 00	7, 186, 238. 00	
PHISON ELECTRONICS CORP	9, 306	284. 00	2, 642, 904. 00	
POWERTECH TECHNOLOGY INC	46, 147	76. 00	3, 507, 172. 00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	28, 417	225. 50	6, 408, 033. 50	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	1, 537, 000	256. 00	393, 472, 000. 00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	704, 500	13. 20	9, 299, 400. 00	

	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	69,000	64.00	4,416,000.00	
	WIN SEMICONDUCTORS CORP	21,000	204.50	4,294,500.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	242,000	15.00	3,630,000.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	233,065	110.00	25,637,150.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	105,000	75.90	7,969,500.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	95,200	114.00	10,852,800.00	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	672,377	17.60	11,833,835.20	
	HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	39,110	48.05	1,879,235.50	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	31,006	40.45	1,254,192.70	
小計	銘柄数：87			1,182,264,628.67	
	組入時価比率：11.4%			(4,185,216,785)	
				12.0%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	44,705	362.95	16,225,679.75	
	COAL INDIA LTD	76,900	241.25	18,552,125.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	34,380	272.15	9,356,517.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	130,000	147.60	19,188,000.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	157,000	166.30	26,109,100.00	
	PETRONET LNG LTD	34,980	236.30	8,265,774.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	179,500	1,251.15	224,581,425.00	
	ASIAN PAINTS LTD	17,000	1,341.05	22,797,850.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	6,620	1,167.85	7,731,167.00	
	UPL LTD	24,400	959.00	23,399,600.00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	29,920	214.75	6,425,320.00	
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	21,600	857.60	18,524,160.00	
	SHREE CEMENT LIMITED	470	18,983.30	8,922,151.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	6,180	4,434.25	27,403,665.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	71,770	195.80	14,052,566.00	
	JSW STEEL LTD	46,500	287.35	13,361,775.00	
	TATA STEEL LIMITED	18,606	486.80	9,057,400.80	
	VEDANTA LTD	80,514	155.95	12,556,158.30	
	LARSEN&TOUBRO LIMITED	31,200	1,355.50	42,291,600.00	
	HAVELLS INDIA LTD	17,700	739.00	13,080,300.00	
	ASHOK LEYLAND LIMITED	60,650	85.90	5,209,835.00	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	5,010	1,536.30	7,696,863.00	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	12,380	475.80	5,890,404.00	

ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	32, 039	372. 55	11, 936, 129. 45	
BHARAT FORGE LIMITED	12, 700	456. 40	5, 796, 280. 00	
BOSCH LTD	390	17, 244. 35	6, 725, 296. 50	
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	57, 438	127. 70	7, 334, 832. 60	
BAJAJ AUTO LIMITED	5, 590	2, 966. 20	16, 581, 058. 00	
EICHER MOTORS LTD	820	20, 354. 00	16, 690, 280. 00	
HERO MOTOCORP LTD	3, 590	2, 507. 30	9, 001, 207. 00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	43, 990	628. 75	27, 658, 712. 50	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	6, 400	6, 631. 60	42, 442, 240. 00	
TATA MOTORS LTD	104, 000	185. 90	19, 333, 600. 00	
PAGE INDUSTRIES LTD	340	21, 295. 65	7, 240, 521. 00	
TITAN CO LTD	17, 890	1, 132. 10	20, 253, 269. 00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	6, 780	1, 250. 75	8, 480, 085. 00	
UNITED SPIRITS LTD	15, 615	537. 90	8, 399, 308. 50	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	4, 000	2, 688. 55	10, 754, 200. 00	
NESTLE INDIA LIMITED	1, 550	10, 231. 15	15, 858, 282. 50	
ITC LTD	216, 400	297. 75	64, 433, 100. 00	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	41, 700	1, 687. 45	70, 366, 665. 00	
DABUR INDIA LTD	37, 800	369. 80	13, 978, 440. 00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	20, 175	644. 55	13, 003, 796. 25	
MARICO LIMITED	26, 340	357. 15	9, 407, 331. 00	
AUROBINDO PHARMA LTD	18, 700	748. 25	13, 992, 275. 00	
CADILA HEALTHCARE LTD	8, 880	289. 25	2, 568, 540. 00	
CIPLA LIMITED	20, 980	555. 55	11, 655, 439. 00	
DR. REDDYS LABORATORIES	6, 590	2, 876. 40	18, 955, 476. 00	
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	6, 830	617. 25	4, 215, 817. 50	
LUPIN LTD	14, 900	835. 90	12, 454, 910. 00	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	4, 720	2, 199. 65	10, 382, 348. 00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	49, 282	437. 75	21, 573, 195. 50	
AXIS BANK LIMITED	121, 400	735. 05	89, 235, 070. 00	
ICICI BANK LTD	151, 000	385. 10	58, 150, 100. 00	
YES BANK LTD	114, 800	163. 85	18, 809, 980. 00	
REC LTD	39, 810	136. 20	5, 422, 122. 00	
BAJAJ FINSERV LTD	2, 320	7, 383. 70	17, 130, 184. 00	

	HCL TECHNOLOGIES LTD	34,800	1,086.65	37,815,420.00	
	INFOSYS LTD	216,500	716.85	155,198,025.00	
	TATA CONSULTANCY SVS LTD	57,200	2,135.80	122,167,760.00	
	TECH MAHINDRA LTD	32,000	808.40	25,868,800.00	
	WIPRO LTD	100,133	290.35	29,073,616.55	
	BHARTI INFRATEL LTD	16,510	262.25	4,329,747.50	
	BHARTI AIRTEL LIMITED	92,000	324.10	29,817,200.00	
	BHARTI AIRTEL LIMITED-RTS	26,089	104.10	2,715,864.90	
	VODAFONE IDEA LTD	376,151	14.05	5,284,921.55	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	106,000	185.55	19,668,300.00	
	TATA POWER COMPANY LIMITED	63,864	63.80	4,074,523.20	
	GAIL INDIA LTD	54,900	341.55	18,751,095.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	103,000	1,931.70	198,965,100.00	
	INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	17,020	698.05	11,880,811.00	
	LIC HOUSING FINANCE	18,050	475.75	8,587,287.50	
	BAJAJ FINANCE LTD	10,330	2,922.85	30,193,040.50	
	MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS	15,160	381.50	5,783,540.00	
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	8,940	1,018.95	9,109,413.00	
	NTPC LIMITED	142,008	127.00	18,035,016.00	
	DIVIS LABORATORIES LTD	5,900	1,650.35	9,737,065.00	
	ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	27,550	371.20	10,226,560.00	
小計 銘柄数：78 組入時価比率：8.6%				2,008,182,633.85	
				(3,172,928,561)	
				9.0%	
パキスタンルピー ー 小計 銘柄数：3 組入時価比率：0.0%	OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	51,000	136.14	6,943,140.00	
	HABIB BANK LTD	35,600	123.81	4,407,636.00	
	MCB BANK LIMITED	21,900	179.54	3,931,926.00	
				15,282,702.00	
				(11,920,507)	
カタールリヤル				0.0%	
	INDUSTRIES QATAR	11,170	113.10	1,263,327.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	11,790	47.00	554,130.00	
	MASRAF AL RAYAN	21,160	35.03	741,234.80	
	QATAR ISLAMIC BANK	6,580	156.07	1,026,940.60	
	QATAR NATIONAL BANK	28,320	181.01	5,126,203.20	

	QATAR INSURANCE CO	10,001	36.11	361,136.11	
	OOOREDOO QSC	4,310	63.08	271,874.80	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	3,440	161.60	555,904.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	11,300	33.80	381,940.00	
	EZDAN HOLDING GROUP	44,190	9.26	409,199.40	
小計	銘柄数：10			10,691,889.91	
	組入時価比率：0.9%			(321,291,291)	
				0.9%	
エジプトポンド	ELSWEDY ELECTRIC CO	41,500	14.25	591,375.00	
	EASTERN TOBACCO	51,525	16.20	834,705.00	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK	78,000	73.40	5,725,200.00	
小計	銘柄数：3			7,151,280.00	
	組入時価比率：0.1%			(45,839,704)	
				0.1%	
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	18,300	163.16	2,985,828.00	
	SASOL LTD	35,200	440.00	15,488,000.00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	2,960	712.63	2,109,384.80	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	26,400	163.84	4,325,376.00	
	GOLD FIELDS LTD	58,700	52.71	3,094,077.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	5,100	423.24	2,158,524.00	
	MONDI LTD	7,270	306.00	2,224,620.00	
	SAPPI LIMITED	32,090	59.94	1,923,474.60	
	BIDVEST GROUP LTD	21,900	216.38	4,738,722.00	
	NASPERS LTD-N SHS	27,510	3,425.10	94,224,501.00	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	61,610	48.03	2,959,128.30	
	MR PRICE GROUP LTD	16,700	214.47	3,581,649.00	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	13,920	191.62	2,667,350.40	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	22,670	74.53	1,689,595.10	
	BID CORP LTD	21,900	291.08	6,374,652.00	
	CLICKS GROUP LTD	15,190	199.01	3,022,961.90	
	PICKN PAY STORES LTD	26,700	71.40	1,906,380.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	29,200	174.51	5,095,692.00	
	SPAR GROUP LIMITED/THE	10,860	195.03	2,118,025.80	
	TIGER BRANDS LTD	8,700	260.01	2,262,087.00	
	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDIN	69,273	25.61	1,774,081.53	

	NETCARE LTD	72,810	23.24	1,692,104.40	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	21,630	102.17	2,209,937.10	
	ABSA GROUP LTD	44,300	167.15	7,404,745.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	2,500	1,344.96	3,362,400.00	
	NEDBANK GROUP LTD	24,800	273.80	6,790,240.00	
	STANDARD BANK GROUP LTD	81,500	203.60	16,593,400.00	
	FIRSTRAND LTD	211,600	69.50	14,706,200.00	
	PSG GROUP LTD	8,660	257.76	2,232,201.60	
	REMGRO LTD	33,200	192.50	6,391,000.00	
	RMB HOLDINGS LTD	43,680	84.42	3,687,465.60	
	DISCOVERY LTD	25,800	149.67	3,861,486.00	
	LIBERTY HOLDINGS LTD	6,360	101.85	647,766.00	
	MMI HOLDINGS LTD	56,462	17.90	1,010,669.80	
	OLD MUTUAL LTD	292,340	23.26	6,799,828.40	
	RAND MERCHANT INVESTMENT HOLDINGS LTD	40,350	34.70	1,400,145.00	
	SANLAM LIMITED	108,700	76.82	8,350,334.00	
	TELKOM SA SOC LTD	15,970	82.62	1,319,441.40	
	MTN GROUP LTD	108,300	97.19	10,525,677.00	
	VODACOM GROUP	39,800	111.32	4,430,536.00	
	INVESTEC LTD	15,640	88.28	1,380,699.20	
	REINET INVESTMENTS SCA	8,790	227.41	1,998,933.90	
	NEPI ROCKCASTLE PLC	25,200	120.66	3,040,632.00	
	MULTICHOICE GROUP LTD	26,660	126.22	3,365,025.20	
小計	銘柄数：44			279,924,978.03	
	組入時価比率：5.9%			(2,158,221,580)	
				6.1%	
U A E ディルハム	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	173,870	8.65	1,503,975.50	
	DUBAI ISLAMIC BANK	102,029	5.11	521,368.19	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	161,800	15.90	2,572,620.00	
	EMIRATES TELECOM CORPORATION	112,500	16.12	1,813,500.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	277,000	1.68	465,360.00	
	DAMAC PROPERTIES DUBAI CO PJSC	100,980	1.05	106,029.00	
	EMAAR DEVELOPMENT PJSC	43,470	3.62	157,361.40	
	EMAAR MALLS PJSC	89,700	1.62	145,314.00	

	EMAAR PROPERTIES PJSC	201,630	4.42	891,204.60	
小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.7%			8,176,732.69 (244,729,609) 0.7%	
合計				35,100,040,202 (35,100,040,202)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2019年5月13日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	バーツ	MINOR INTERNATIONAL PCL (NVDR) WRT	8,150.00	0.00	
		銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	8,150.00	0.00 (0) 0.0%	
		合計		0 (0)	
	小計				
投資信託受益証券	米ドル	XTRACKERS HARVEST CSI300 CHINA A-SHS ETF	96,000	2,596,800.00	
		銘柄数：1 組入時価比率：0.8%	96,000	2,596,800.00 (284,972,832) 70.0%	
		合計		284,972,832 (284,972,832)	
	小計				
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	208,100	5,404,357.00	
		銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	208,100	5,404,357.00 (31,021,009) 7.6%	
	ランド	FORTRESS REIT LTD-A	59,650	1,144,087.00	
		FORTRESS REIT LTD-B	43,946	454,401.64	
		GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	191,000	4,675,680.00	
		HYPROP INVESTMENTS LTD-UTS	13,650	927,927.00	
		REDEFINE PROPERTIES LTD	387,000	3,808,080.00	
		RESILIENT REIT LTD	15,092	852,698.00	
		銘柄数：6	710,338	11,862,873.64	
	小計				

	組入時価比率：0.2%		(91,462,755)
合計			22.4%
		122,483,764	
		(122,483,764)	
合計		407,456,596	
		(407,456,596)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2019年5月13日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	1,251,646,703	—	1,221,695,913	△29,950,790
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	21,957,600	—	21,944,800	△12,800
米ドル	21,957,600	—	21,944,800	△12,800
合計	—	—	—	△29,963,590

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年總理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期中間計算期間(2019 年 5 月 14 日から 2019 年 11 月 13 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村つみたて外国株投信の2019年5月14日から2019年11月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村つみたて外国株投信の 2019 年 11 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019 年 5 月 14 日から 2019 年 11 月 13 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【野村つみたて外国株投信】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2019年5月13日現在)	第3期中間計算期間末 (2019年11月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,554,845	30,976,423
親投資信託受益証券	7,372,461,581	11,432,211,254
未収入金	-	2,449,924
流動資産合計	7,389,016,426	11,465,637,601
資産合計	7,389,016,426	11,465,637,601
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,019,378	30,068,518
未払受託者報酬	612,788	6,870
未払委託者報酬	5,208,633	58,391
未払利息	17	67
その他未払費用	91,859	1,030
流動負債合計	13,932,675	30,134,876
負債合計	13,932,675	30,134,876
純資産の部		
元本等		
元本	6,956,467,932	10,156,701,721
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	418,615,819	1,278,801,004
（分配準備積立金）	156,643,968	150,282,754
元本等合計	7,375,083,751	11,435,502,725
純資産合計	7,375,083,751	11,435,502,725
負債純資産合計	7,389,016,426	11,465,637,601

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期中間計算期間 自 2018年5月15日 至 2018年11月14日	第3期中間計算期間 自 2019年5月14日 至 2019年11月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△76,566,286	676,402,251
営業収益合計	△76,566,286	676,402,251
営業費用		
支払利息	2,352	4,453
受託者報酬	336,371	986,009
委託者報酬	2,859,073	8,381,017
その他費用	50,391	147,836
営業費用合計	3,248,187	9,519,315
営業利益又は営業損失（△）	△79,814,473	666,882,936

経常利益又は経常損失 (△)	△79,814,473	666,882,936
中間純利益又は中間純損失 (△)	△79,814,473	666,882,936
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	2,154,649	5,289,601
期首剰余金又は期首次損金 (△)	78,941,401	418,615,819
剰余金増加額又は欠損金減少額	145,444,007	219,129,930
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	145,444,007	219,129,930
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,859,228	20,538,080
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,859,228	20,538,080
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	135,557,058	1,278,801,004

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2019年5月14日から2019年11月13日までとなつております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期 2019年5月13日現在	第3期中間計算期間末 2019年11月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,956,467,932口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,156,701,721口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,0602円 (10,000口当たり純資産額) (10,602円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1259円 (10,000口当たり純資産額) (11,259円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期中間計算期間 自 2018年5月15日 至 2018年11月14日	第3期中間計算期間 自 2019年5月14日 至 2019年11月13日
1. 追加情報 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第2期 2019年5月13日現在	第3期中間計算期間末 2019年11月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません

ん。	ありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第2期	第3期中間計算期間
自 2018年 5月 15日	自 2019年 5月 14日
至 2019年 5月 13日	至 2019年 11月 13日
期首元本額 1,822,239,175 円	期首元本額 6,956,467,932 円
期中追加設定元本額 5,530,277,266 円	期中追加設定元本額 3,550,261,602 円
期中一部解約元本額 396,048,509 円	期中一部解約元本額 350,027,813 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式M S C I – KOKU S A I マザーファンド」および「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式M S C I – KOKU S A I マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2019年 11月 13日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	3,332,849,054
コール・ローン	1,026,204,218
株式	619,408,762,054
投資証券	16,871,030,156
派生商品評価勘定	118,620,479
未収入金	73,433,657
未収配当金	781,779,161
差入委託証拠金	2,503,090,694
流動資産合計	644,115,769,473
資産合計	644,115,769,473
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	480,782
未払金	21,122,801
未払解約金	1,232,141,396
未払利息	2,220
その他未払費用	6,589,900
流動負債合計	1,260,337,099

負債合計	1,260,337,099
純資産の部	
元本等	
元本	220,424,012,630
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	422,431,419,744
元本等合計	642,855,432,374
純資産合計	642,855,432,374
負債純資産合計	644,115,769,473

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年11月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,9164円
(10,000口当たり純資産額)	(29,164円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2019年11月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年11月13日現在	
期首	2019年5月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	204,792,713,030円
同期中における追加設定元本額	29,635,496,453円
同期中における一部解約元本額	14,004,196,853円
期末元本額	220,424,012,630円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	48,799,171円
バランスセレクト50	147,073,457円
バランスセレクト70	156,942,573円
野村外国株式インデックスファンド	527,539,894円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	4,446,440,372円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	6,213,243,423円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,551,704,230円
野村資産設計ファンド2015	16,644,561円
野村資産設計ファンド2020	18,898,688円
野村資産設計ファンド2025	30,176,088円
野村資産設計ファンド2030	35,714,713円
野村資産設計ファンド2035	28,275,838円
野村資産設計ファンド2040	62,201,691円
野村外国株インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	35,680,394,368円
のむラップ・ファンド(保守型)	980,644,789円
のむラップ・ファンド(普通型)	7,409,689,211円
のむラップ・ファンド(積極型)	4,844,171,862円
野村資産設計ファンド2045	9,076,994円
野村インデックスファンド・外国株式	4,308,448,307円
マイ・ロード	1,305,029,119円
ネクストコア	34,365,730円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	117,259,211円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	1,281,930,860円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,001,204,020円
野村資産設計ファンド2050	15,951,640円

野村ターゲットデートファンド2016	2026-2028年目標型	4,884,149円
野村ターゲットデートファンド2016	2029-2031年目標型	2,097,014円
野村ターゲットデートファンド2016	2032-2034年目標型	1,596,634円
野村ターゲットデートファンド2016	2035-2037年目標型	1,017,434円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		197,366,574円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		303,302,448円
インデックス・ブレンド(タイプI)		2,368,669円
インデックス・ブレンド(タイプII)		1,980,303円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		12,938,855円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		4,616,247円
インデックス・ブレンド(タイプV)		22,849,723円
野村6資産均等バランス		485,453,653円
野村つみたて外国株投信		3,427,948,273円
野村外国株(含む新興国)インデックスBコース(野村投資一任口座向け)		3,779,459,365円
世界6資産分散ファンド		83,750,301円
野村資産設計ファンド2060		867,510円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信		610,533,977円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式		838,724,545円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		259,242,554円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		197,345,725円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		1,210,242,188円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)		2,245,276,253円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)		2,546,161円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)		7,298,857円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)		3,179,055円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)		3,889,057円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		54,422,190円
野村外国株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)		15,134,008円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		16,107,893円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		40,268,634円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		156,903,152円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)		3,128,773,787円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)		255,761,163円
野村MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド(適格機関投資家専用)		4,259,781円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式(適格機関投資家専用)		695,987,153円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド(適格機関投資家専用)		16,058,536,955円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)		2,077,038円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)		12,277,719円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)		13,229,248円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I(確定拠出年金向け)		65,718,483,797円
マイバランス30(確定拠出年金向け)		2,907,599,627円
マイバランス50(確定拠出年金向け)		9,577,531,736円
マイバランス70(確定拠出年金向け)		8,658,375,615円
マイバランスDC30		993,509,406円
マイバランスDC50		1,892,178,733円
マイバランスDC70		1,478,869,730円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I		20,517,879,466円
野村DC運用戦略ファンド		460,198,588円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)		29,224,723円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)		247,488,213円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)		174,458,176円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)		139,946,056円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース		8,172,423円

野村世界6資産分散投信（D C）インカムコース	4,613,624円
野村世界6資産分散投信（D C）成長コース	18,955,298円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2030	1,812,515円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2040	1,265,934円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2050	1,745,098円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	71,935,830円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	47,643,865円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	16,900,004円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	18,793,494円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2060	95,624円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2019年11月13日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	660,628,249
コール・ローン	54,135,929
株式	39,128,524,795
投資信託受益証券	1,015,238,493
投資証券	100,484,998
派生商品評価勘定	27,295,805
未収入金	337,095
未収配当金	31,326,329
差入委託証拠金	317,709,512
流動資産合計	41,335,681,205
資産合計	41,335,681,205
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,754,863
未払解約金	84,321,571
未払利息	117
その他未払費用	2,990,000
流動負債合計	89,066,551
負債合計	89,066,551
純資産の部	
元本等	
元本	32,742,361,969
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,504,252,685
元本等合計	41,246,614,654
純資産合計	41,246,614,654
負債純資産合計	41,335,681,205

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日)に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日)に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日)に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年11月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2597円
(10,000口当たり純資産額)	(12,597円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2019年11月13日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年11月13日現在	
期首	2019年5月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	30,105,782,687円
同期中における追加設定元本額	3,908,281,696円
同期中における一部解約元本額	1,271,702,414円
期末元本額	32,742,361,969円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	27,793,180円
野村資産設計ファンド2020	31,329,862円
野村資産設計ファンド2025	50,121,971円
野村資産設計ファンド2030	59,509,065円
野村資産設計ファンド2035	46,704,154円
野村資産設計ファンド2040	103,520,277円
野村資産設計ファンド2045	15,134,052円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,805,273,227円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	270,474,671円
野村資産設計ファンド2050	26,433,604円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	8,136,533円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,503,764円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,652,535円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,698,142円
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,696,431円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,252,435円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	7,588,784円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,300,492円
インデックス・ブレンド(タイプV)	9,843,107円
野村つみたて外国株投信	1,139,114,798円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	545,820,645円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	1,255,921,684円
世界6資産分散ファンド	193,181,699円
野村資産設計ファンド2060	1,448,336円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	337,095,073円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	12,388,609円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	1,597,330,397円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	23,175,916,664円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	3,019,999円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	2,106,857円

野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2 0 5 0	2,891,833 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2 0 6 0	159,089 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村つみたて外国株投信

2019年11月29日現在

I 資産総額	11,893,772,320円
II 負債総額	18,855,799円
III 純資産総額（I - II）	11,874,916,521円
IV 発行済口数	10,338,417,620口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1486円

(参考) 外国株式M S C I - K O K U S A I マザーファンド

2019年11月29日現在

I 資産総額	657,829,235,850円
II 負債総額	1,875,313,720円
III 純資産総額（I - II）	655,953,922,130円
IV 発行済口数	219,927,530,692口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.9826円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2019年11月29日現在

I 資産総額	41,761,347,829円
II 負債総額	253,422,243円
III 純資産総額（I - II）	41,507,925,586円
IV 発行済口数	32,838,133,115口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2640円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2019年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

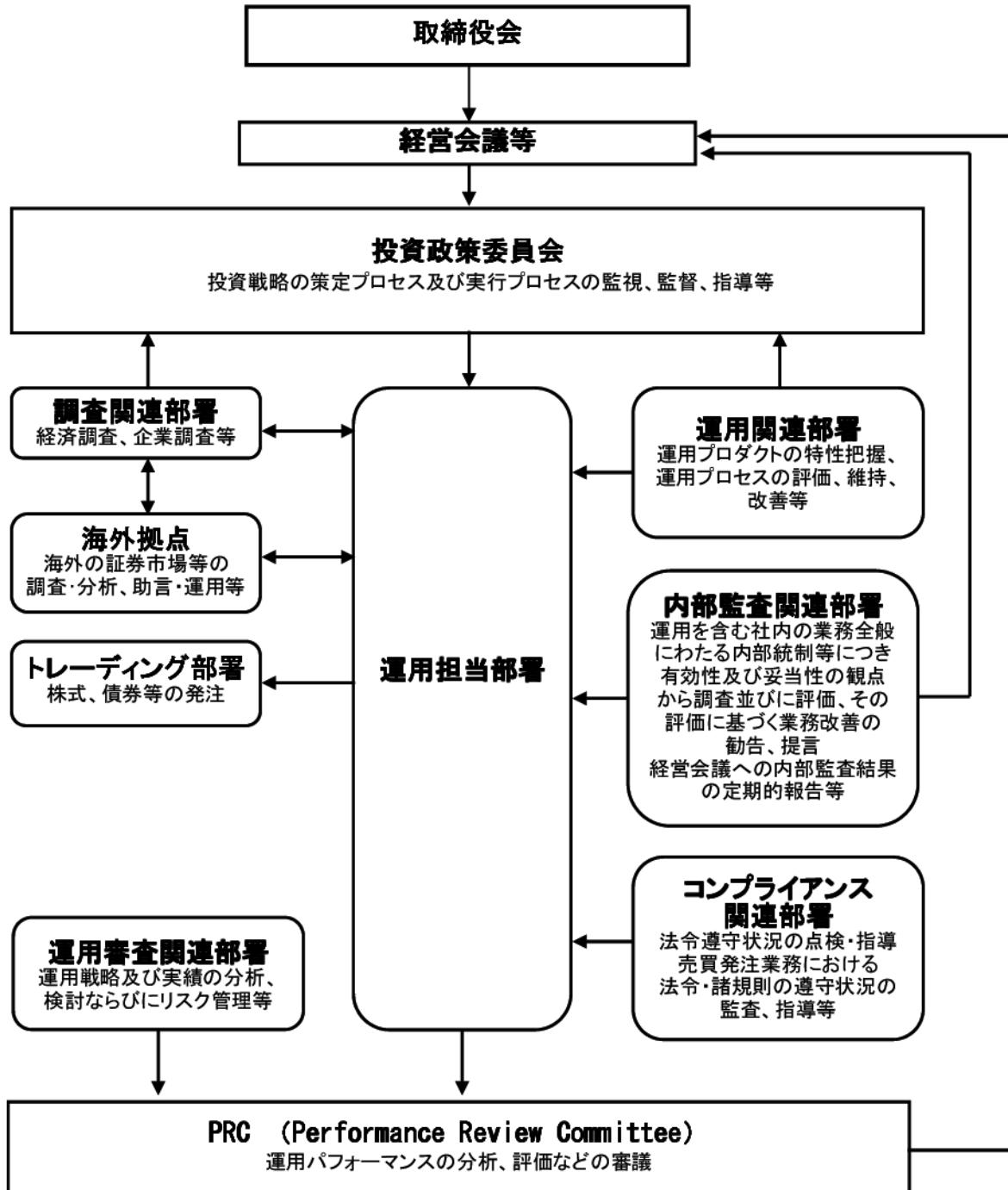
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2019 年 11 月 29 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,005	29,948,655
単位型株式投資信託	178	917,000
追加型公社債投資信託	14	5,576,745
単位型公社債投資信託	441	1,722,742
合計	1,638	38,165,142

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用され

る。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		919		1,562	
金銭の信託		47,936		45,493	
有価証券		22,600		19,900	
前払金		0		-	
前払費用		26		27	
未収入金		464		500	
未収委託者報酬		24,059		25,246	
未収運用受託報酬		6,764		5,933	
その他		181		269	
貸倒引当金		△15		△15	
流動資産計		102,937		98,917	
固定資産					
有形固定資産			874	714	
建物	※2	348		320	
器具備品	※2	525		393	
無形固定資産			7,157	6,438	
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825	18,608	
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969	25,761	
資産合計			126,906		124,679

区分	注記番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬		115,907		119,196	
運用受託報酬		26,200		21,440	
その他営業収益		338		355	
営業収益計		142,447		140,992	
営業費用					
支払手数料		45,252		42,675	
広告宣伝費		1,079		1,210	
公告費		0		0	
調査費		30,516		30,082	
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費		1,376		1,311	
営業雑経費		5,464		5,435	
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計		83,689		80,715	
一般管理費					
給料		11,716		11,113	
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費		132		107	
旅費交通費		482		514	
租税公課		1,107		1,048	
不動産賃借料		1,221		1,223	
退職給付費用		1,110		1,474	
固定資産減価償却費		2,706		2,835	
諸経費		9,131		10,115	
一般管理費計		27,609		28,433	
営業利益		31,148		31,843	

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益	※3	20		20	
関係会社清算益		-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損	※2	2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損		58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益積立金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剩余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剩余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本 準備金	資本 剩余金			利益 準備金			その 他 利 益 剩 余 金 合 計	株 主 資 本 合 計
		その 他 資 本 剩 余 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 合 計			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剩余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剩余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>38~50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8~15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4~15年</td> </tr> </tbody> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	38~50年	附属設備	8~15年	構築物	20年	器具備品	4~15年
建物	38~50年								
附属設備	8~15年								
構築物	20年								
器具備品	4~15年								
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金								

	子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定期

2022年3月期の期首より適用予定期であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
※2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソフトウェア 53 合計 58	※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソフトウェア 307 合計 310
	※3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう 清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970 円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820 円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820 円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980 円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されでおりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しております、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされでおりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	919	919	—
(2) 金銭の信託	47,936	47,936	—
(3) 未収委託者報酬	24,059	24,059	—
(4) 未収運用受託報酬	6,764	6,764	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	—
その他有価証券	22,600	22,600	—
資産計	102,279	102,279	—
(6) 未払金	17,853	17,853	—
未払収益分配金	1	1	—
未払償還金	31	31	—
未払手数料	7,884	7,884	—
関係会社未払金	7,930	7,930	—
その他未払金	2,005	2,005	—
(7) 未払費用	12,441	12,441	—
(8) 未払法人税等	2,241	2,241	—
負債計	32,536	32,536	—

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,184 百万円、関係会社株式 9,033 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどがきず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	–	–	–
金銭の信託	47,936	–	–	–
未収委託者報酬	24,059	–	–	–
未収運用受託報酬	6,764	–	–	–
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	–	–	–
合計	102,279	–	–	–

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされでおりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,562	1,562	-
(2) 金銭の信託	45,493	45,493	-
(3) 未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4) 未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6) 未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7) 未払費用	11,704	11,704	-
(8) 未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%
②長期期待運用収益率の設定方法	

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0. 9%
退職一時金制度の割引率	0. 5%
長期期待運用収益率	2. 5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195 百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>23,551</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>17,469</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
<u>年金資産</u>	<u>△17,469</u>
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,218</u>
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,218</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>1,255</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
退職給付引当金	退職給付引当金
投資有価証券評価減	投資有価証券評価減
未払事業税	未払事業税
投資損失引当金	投資損失引当金
ゴルフ会員権評価減	ゴルフ会員権評価減
時効後支払損引当金	時効後支払損引当金
減価償却超過額	減価償却超過額
子会社株式売却損	子会社株式売却損
未払社会保険料	未払社会保険料
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
前払年金費用	前払年金費用
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
タックスヘイブン税制	タックスヘイブン税制
外国税額控除	外国税額控除
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額 16,714円33銭	1株当たり純資産額 16,882円89銭
1株当たり当期純利益 4,822円68銭	1株当たり当期純利益 4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 24,840百万円 普通株式に係る当期純利益 24,840百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,672百万円 普通株式に係る当期純利益 25,672百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		2019年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		△15
流動資産計		81,173
固定資産		
有形固定資産	※1	679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		△999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

		2019年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金		739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181
流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128
負債・純資産合計		105,278

◇中間損益計算書

		自 2019年4月1日 至 2019年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	※1	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	※2	5,561
営業外費用	※3	27
経常利益		20,940
特別利益	※4	44
特別損失	※5	410
税引前中間純利益		20,574
法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924	
当中間期変動額										
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650	
中間純利益							14,847	14,847	14,847	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△10,802	△10,802	△10,802	
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122	

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剰余金の配当			△25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△27	△27	△27
当中間期変動額合計	△27	△27	△10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの…移動平均法による原価法</p>
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産</p> <p>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金</p> <p>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 投資損失引当金</p> <p>子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。</p>
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	3,881百万円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	38百万円
無形固定資産	1,145百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,936百万円
金銭信託運用益	433百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
時効後支払損引当金繰入	10百万円
為替差損	6百万円
※4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	1百万円
株式報酬受入益	43百万円
※5 特別損失の内訳	
投資有価証券等評価損	119百万円
投資損失引当金繰入額	291百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 2019年4月1日 至 2019年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 5,150,693 株				
2 配当に関する事項				
配当金支払額 2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額		25,650 百万円		
(2) 1株当たり配当額		4,980 円		
(3) 基準日		2019年3月31日		
(4) 効力発生日		2019年6月28日		

◇金融商品関係

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,212	2,212	-
(2) 金銭の信託	42,268	42,268	-
(3) 未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4) 未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6) 未払金	11,888	11,888	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	-
その他未払金	739	739	-
(7) 未払費用	9,291	9,291	-
(8) 未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

◇有価証券関係

当中間会計期間末 (2019年9月30日)

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	5,800	5,800	-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇1株当たり情報

自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	
1株当たり純資産額	14,780円24銭
1株当たり中間純利益	2,882円67銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	14,847百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	14,847百万円
期中平均株式数	5,150千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村つみたて外国株投信)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび新興国株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、MSCI ACWI（除く日本、配当込み）における先進国および新興国の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。

③ 各マザーファンド受益証券の組み入れ比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

④ MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村つみたて外国株投信
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けています。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいづれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に

係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび新興国株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当によ

り取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 13 日から翌年 5 月 12 日までとすることを原則とします。

ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 30 年 5 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告

は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の19の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま

す。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適

用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 53 条 この信託は、受益者が第 46 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 47 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 54 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 57 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の

支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成29年10月2日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいづれかの条件

約款第12条第3項および第46条第1項の「別に定めるいづれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定め

るものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の

金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 21 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 23 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 25 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 27 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をできる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。

ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、そ

の責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーラー、債券等エクスポートジャーラーおよびデリバティブ等エクスポートジャーラーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超える

こととなつた場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

新興国株式マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。

この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をい
ります。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先
およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等
ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと
ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができる
ものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場
合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第
31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用
の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条
および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができる、受託者
は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条
第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指
図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取
引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引
所」とい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の
売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該
市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品
取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において
取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当によ
り取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証
券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資するこ
とを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が
信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの
指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し
により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を

明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないとします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 48 条 この信託は、受益者が第 41 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 約款第 25 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先

物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社